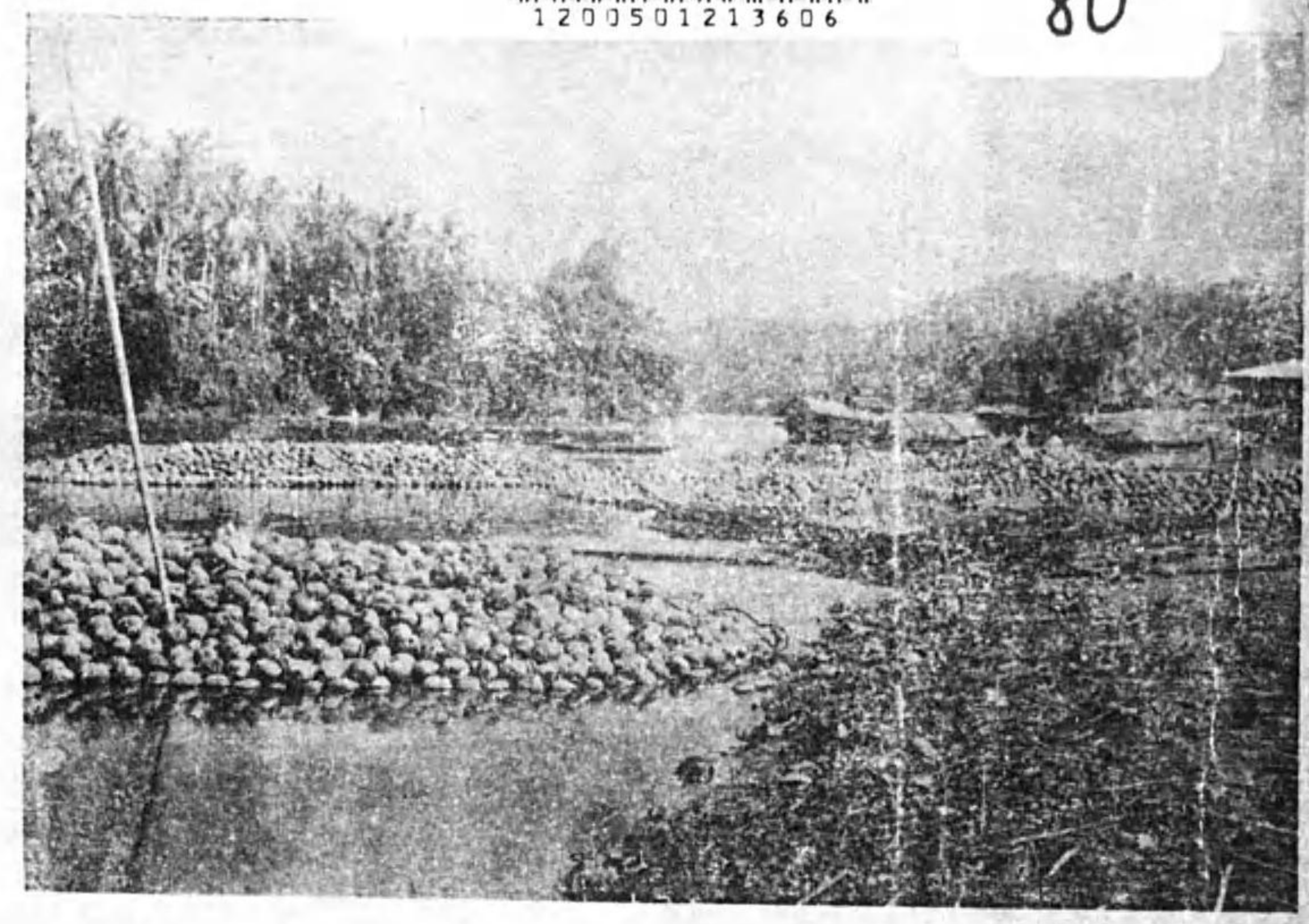


比律賓コブラ及ココ椰子油の取引
に於ける
(南洋七叢書 第四卷)

14.5-80



'4.5
80



南洋協會臺灣支部

始



14.5-80



凡 例

本書は、米國商務省の Trade Promotion Series No. 11 として發行せる
 『Trade in Philippine Copra and Coconut Oil』を譯述せるものである。
 本書に取扱はれてゐる問題中主要なるは、コブラ、コブラ油の生産
 と其取引方法である。而して本書の特色とする所は、コブラ、コブ
 ラ油の取引方法を精細に敘述せる點にある。其點に就ては、本書は
 他に全く類を見ざる好著作なりといふも過言でない。
 コブラの生産方法に就て委しく研究せんとするの士は、曩に當支部
 に於て發行せる叢書「英領北ボルネオ、タラオ地方に於ける椰子の
 栽培業」を參考せられんことを希望する。
 本書は執務上の便を計り、筆寫に代ふるに印刷を以てしたるに止ま
 り公刊せんとするものでない。

昭和二年九月

南洋協會臺灣支部



スズキ行所寄贈本

進 達 書

拜啓、余は、今茲に特派員イーティ・ゴスウェイトの調査に係る、比律賓産コブラ及ココ椰子油に關する報告書を進達す。本報告は、一八九八年以降に於ける、該物産に關する諸事業の發達を敘説し、比律賓及島外諸國に於て、該物産を取引する現行方法に就いて、詳細に批評したるものなり。蓋し、最近二十五年間に於て、コブラの輸出は、三三、八四七、六〇〇ポンドより、四五六、六四一、八〇〇ポンドに増加し、ココ椰子油の輸出は皆無より、一九六、六一三、五〇〇ポンドに増加したり。本書は、當局の調査に係る比律賓農産物の分配經濟に關する最初の該博なる報告書中の一なりとす。本書の論述する處は、比律賓産コブラの品等、コブラの島内荷動、其の方向及數量、季節的需給の消長、輸出方法及輸出費用、ココ椰子及コブラ取引の將來の豫想等とす。尙ほ、比律賓に於けるココ椰子油製造工業の發達の小史、此の植物性油製造に使用する現代技藝的方法及其の諸入費等にも亦論及せり。

本書の著作は、主として比律賓に於ける著者自身の經驗を基調とするものなれども、合衆國農務省及陸軍省島務局の懇篤なる援助に依るもの亦尠なしとせず。

一九二五年一月二日華盛頓に於て

敬 具

商務省長官ハーバート・フーバー殿

商務省内外商業局長

ジュリアス・クライン

於けるに
比律賓に
コブラ及ココ椰子油の取引 目次

緒論	一
第一章 比律賓小史	二
第一節 現在の状況	三
第二章 地理及氣候	三
第一節 B區に於ける氣候狀態	六
第二節 其他の區域に於ける氣候	八
第三章 人口の分布	八
第四章 比律賓の産業	二
第五章 取引方法	三
第六章 金融及銀行	四
第一節 農業信用の必要	五
第七章 運輸交通の方法	七
第一節 鐵道哩數	一〇

目次

第一編 コブラ事業

第一章 米領治下に於ける輸出状態……………二四

 第一節 佛國への輸出……………二九

 第二節 世界大戰以前に於ける各國への輸出……………三二

 第三節 世界大戰以前のコブラ事業發達摘要……………三三

第二章 世界大戰以前の期間……………三四

 第一節 世界大戰のコブラ搾油事業に及ぼしたる影響……………三七

 第二節 コブラとココ椰子油との均衡……………三七

 第三節 世界大戰中及大戰後に於ける歐洲への輸出……………四〇

 第四節 コブラの取引が主として合衆國に轉向したること……………四二

 第五節 世界大戰中及大戰後に於けるコブラ取引摘要……………四三

第三章 コブラの生産組織……………四四

 第一節 比律賓ココ椰子の收穫統計(一ヘクタールは二・四七英反)……………四五

 第二節 乾燥方法の説明……………四六

第四章 生産者より消費者に至るコブラの經路……………五一

 第一節 マニラに集中するコブラの海路輸送……………五二

 第二節 マニラ以外の諸港に於けるコブラの集積……………五五

 第三節 コブラの理論的輸出總額……………五九

 第四節 島内各輸出港に於て取扱ふコブラの數量(百分比)……………六一

 第五節 マニラ行鐵道輸送……………六一

 第六節 島内に於ける船積運賃の關係……………六三

 第七節 前諸節の摘要……………六五

 第八節 コブラの季節的荷動き……………六五

 第九節 主要なる輸出港の月別輸出額……………六八

 第十節 コブラの取引……………七一

 第十一節 コブラ取引上の金融……………七三

第五章 コブラの標準等級……………七四

 第一節 取引上の重要事項とする缺斤……………七五

 第二節 等級再檢の必要……………七七

 第三節 セブー産陽乾コブラ……………七八

第四節 優等品生産の利益……………七九

第六章 コブラの需要及其の要素……………八〇

第一節 延取引に於ける倫敦の影響……………八一

第二節 ハムブルグとの關係……………八二

第三節 取引の減退し行くマルセーユ……………八三

第七章 サンフランシスコの地位……………八四

第一節 太平洋岸海外貿易協會の規約……………八五

第二節 太平洋海外貿易協會の標準契約……………八六

第八章 ロンドン市場の取引規定……………八七

第一節 ロンドン・コブラ協會の標準契約書……………八七

第九章 コブラの標準取引……………八八

第一節 コブラ取引に常用する重量法……………八七

第十章 倉庫及コンダクタンズ(Condutance)……………八八

第十一章 本船運賃……………九〇

第一節 コブラの協定運賃……………九一

第二節 大西洋岸及太平洋岸に至る運賃の平均……………九三

第十二章 島内搾油工場方面よりの競争……………九五

第一節 搾油工場の島内に於ける原料買入場……………九六

第二節 マニラ搾油會社の利益……………九八

第三節 利害相反せる二つの買入系統……………九九

第四節 此等小港の地位……………一〇〇

第十三章 價格變動の研究……………一〇一

第一節 爲替相場は取引上問題でない……………一〇二

第二節 各品等間に於ける價格の定著……………一〇七

第十四章 コブラ事業の將來に對する豫想……………一〇八

第一節 將來に於けるコブラの推定産額……………一〇九

第二節 價格と勞力の供給のコブラ事業に及ぼす影響……………一一〇

第十五章 栽植事業の發達……………一一一

第一節 栽植事業の法律的方面……………一一三

第二節 營業諸税……………一一五

第三節 土地保有規則……………一三六

第四節 栽植費……………一三八

第五節 投資及收益……………一三九

第十六章 世界に於けるコブラの取引……………一四〇

第一節 コブラ生産國に於ける輸出額……………一四二

第二節 世界のコブラ輸入品に於ける輸入額……………一四三

第三節 世界大戰前後の比較……………一四六

第四節 順位の變動……………一四八

第十七章 比律賓の直面する競争……………一五〇

第一節 米國及歐洲販路……………一五一

第二編 比律賓のココ椰子油事業……………一五〇

第一章 外國需要の端緒……………一五〇

第二章 最初の新式工場……………一五五

第一節 難局の突破……………一五七

第三章 工場的位置……………一五九

第四章 標準工場的设计……………一六〇

第五章 比律賓製油會社のブーム……………一六二

第一節 當時設立せられた製油會社……………一六三

第二節 設備材料不足の問題……………一六七

第三節 船腹問題……………一六九

第四節 世界大戰休戦直前の商況摘要……………一七一

第五節 休戦直後の製油市場……………一七二

第六節 價格の騰貴と借入金増加……………一七三

第七節 ブームの消滅……………一七四

第六章 製油會社の改造及併合……………一七六

第七章 現代式製油法……………一七六

第一節 製油工程の第一歩……………一七九

第二節 壓搾機 (Expeller)……………一八〇

第三節 強力水壓機 (Hydraulic press)……………一八二

第四節 二重壓搾に變更したる理由……………一八四

第五節 米國製の機械及び溶解製油法……………一八六

第八章 製造費……………一八七

 第一節 勞 銀……………一八八

 第二節 米國勞銀との比較……………一九九

 第三節 勞働事情の他面觀……………一九九

 第四節 動力費……………一九九

 第五節 標準動力料金……………一九四

 第六節 維持費……………一九六

第九章 各費用の油價に及ぼす影響……………一九七

 第一節 最も重要なコブラの原價……………一九九

第十章 油の貯藏力及所要貯藏額……………二〇〇

第十一章 輸出荷動の大勢……………二〇一

第十二章 油の大量輸送……………二〇四

 第一節 船積輸送中に於ける油の溷濁……………二〇五

 第二節 過熱に由る溷濁……………二〇七

第三節 輸送中の損亡……………二〇八

 第四節 米國行及歐洲行の船賃……………二一〇

第十三章 比律賓産油の米國販路……………二一一

 第一節 ニュー・ヨーク物産取引所のコブラ油取引規則……………二二三

 第二節 米國賣一方の製油會社……………二二六

 第三節 賣買契約書式……………二二七

 第四節 取引の際に於ける慣行條件……………二二二

 第五節 品質保證……………二二三

 第六節 販賣明細書の雛形……………二二四

 第七節 マニラに於ける油價の動搖……………二二七

 第八節 サン・フランシスコ卸賣價格……………二二八

 第九節 比律賓産油對外國産油……………二二九

 第十節 比律賓産油對合衆國産油……………二三三

第十四章 比米競争の要因……………二三三

 第一節 合衆國製油會社の有する特長……………二三四

第二章 破格なる船賃の關係……………二三五

第三節 ロング噸と容積噸との船賃……………二三六

第十五章 比歐競争の要因……………二三八

第一節 競争の要因としての運賃……………二四〇

第十六章 比律賓に於けるココ椰子油需要の増加……………二四二

第一節 精製油の小取引……………二四三

第二節 島内石鹼工場の消費額……………二四四

第十七章 比律賓産ココ椰子油の推定生産額……………二四五

第十八章 比律賓産ココ椰子油事業の概括……………二四六

第三編 世界に於けるココ椰子油の用途……………二四八

第一章 石鹼原料としてのココ椰子油……………二四八

第二章 食料としてのココ椰子油……………二四九

第一節 マーガリン及ラード化合物 (Margarine) の製造原料……………二五一

第二節 合衆國に於けるマーガリンの生産額……………二五二

第三節 合衆國に於けるマーガリン油の消費額……………二五三

第四節 合衆國に於てラード化合物の製造に使用せらるゝ椰子油……………二五五

第三章 合衆國に於けるココ椰子油の消費總額……………二五六

第四章 歐洲に於ける食料としてココ椰子油の消費總額……………二五七

第五章 ココ椰子油消費の割合……………二六〇

第六章 競争品……………二六〇

第一節 歐洲に於けるパーム・カーネル油(油椰子の種子の油)の取引……………二六一

第二節 兩者の價格の比較……………二六三

第七章 比律賓産ココ椰子油の將來……………二六四

第四編 コブラ搾粕及其他のものゝ製造……………二六六

第一章 比律賓に於けるコブラ搾粕の輸出取引……………二六七

第一節 コブラ搾粕の島内消費……………二六九

第二節 最好二市場なる合衆國と歐洲……………二七〇

第三節 取引規定及本船賃……………二七一

第二章 乾燥ココ椰子 (Desiccated coconut)……………二七二

第一節 米國向の三種の品等……………二七三

目次

第二節 合衆國に於ける乾燥ココ椰子の輸入……………二五

第三節 コブラ取引に大關係なし……………二五

附 録 コブラ及コブラ搾粕の輸入に關する合衆國の法律……………二六

規定第一 定義……………二七

規定第二 原產地……………二七

規定第十一 牧草、稿稈、飼料、粉末飼料及其他の材料……………二七

規定第十五 施行區域……………二九

挿 圖 目 次

第一圖 コブラ産額地圖……………卷頭

第二圖 比律賓群島の氣候圖……………四

第三圖 自一八九九年比律賓産コブラ輸出……………三〇

第四圖 自一八九九年比律賓コブラ理論的輸出額……………三六

第五圖 自一九〇三年マニラ及セブーのコブラ輸出額……………三六

第六圖 自一九一四年マニラ及セブー兩港より輸出するコブラの理論額……………三九

第七圖 自一九二三年三箇年間マニラ及セブー兩港コブラ輸出平均月別圖……………七一

第八圖 自一九二四年マニラに於けるコブラ月別價格……………七三

第九圖 一九二二年主要コブラ生産國の理論的輸出額……………一四三

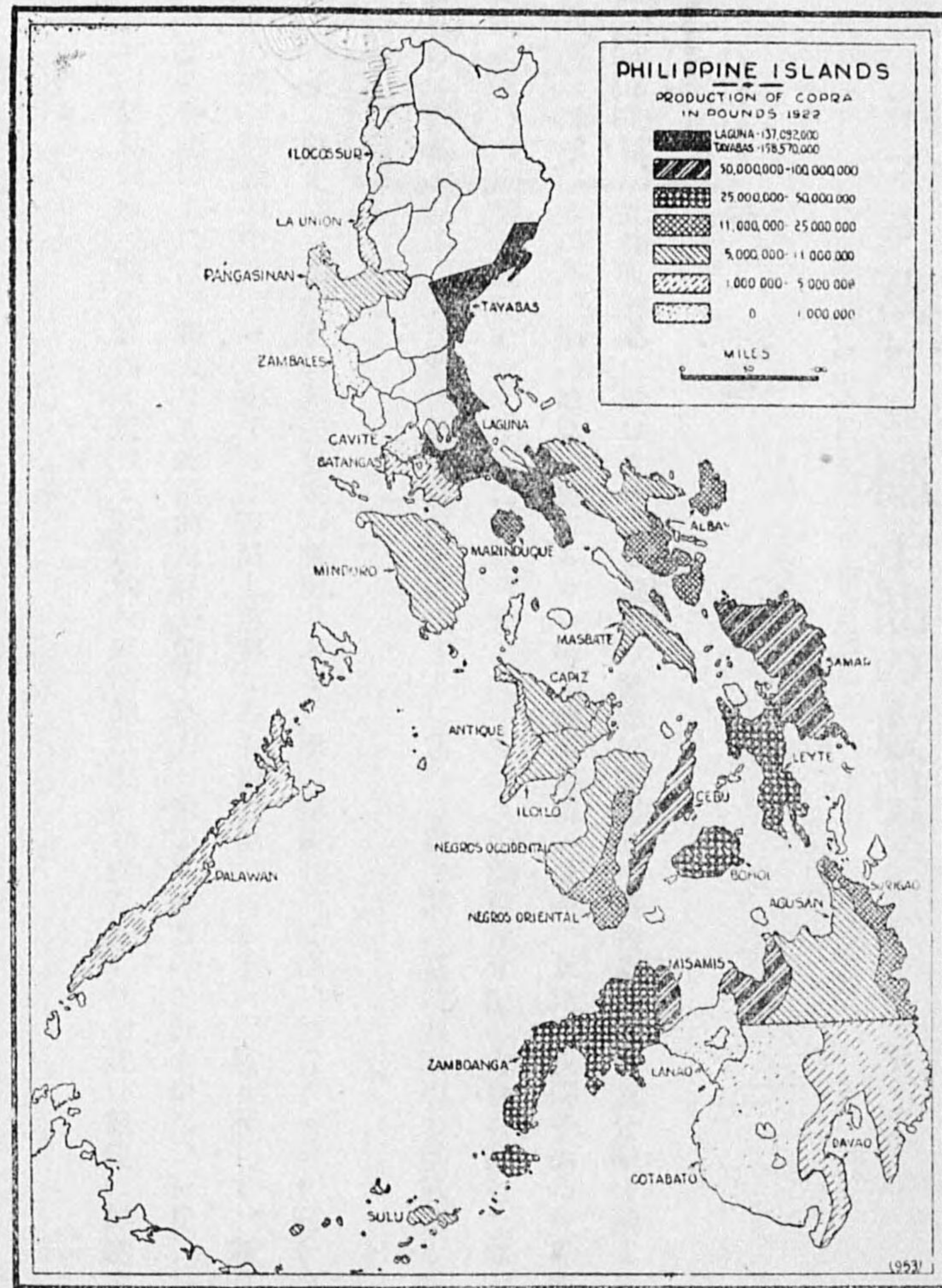
第十圖 一九二二年主要生産國コブラの形態に於ける輸入額……………一四四

第十一圖 在フィリッピン・ベジダブル・オイル會社のマニラ製油工場……………一六

第十二圖 マニラに在るコブラ・プロダクト會社の椰子油製造工場の圖……………一六

第十三圖 マニラに於けるココ椰子油の貯槽の圖……………一七〇

目次



第一圖 椰油產額地圖

目次

第十四圖 マニラ製油會社倉庫に五拾ガロン入油樽の貯藏光景……………二七〇

第十五圖 マニラのココ椰子油工場の壓搾機の据付狀況……………二八一

第十六圖 マニラのココ椰子油工場の強力水壓機の据付狀況……………二八二

第十七圖 自一九二〇年比律賓ココ椰子油輸出額……………二八六

第十八圖 自一九二四年サンフランシスコ、タンク車渡ココ椰子粗油價格……………二九〇

第十九圖 自一九二三年合衆國に於けるココ椰子油の輸入額及生産額……………二九五

第二十圖 牛酪及マーガリン消費總額に對するマーガリン消費額の比例……………二九五

比律賓に於けるコプラ及ココ椰子油の取引

緒論

本書の目的は、比律賓群島に於けるコプラ取引の發達を記述し、該物産の販賣及分配に關する大體の歸趨を指示するの外、斯の群島に於けるココ椰子油製造業の發達、及比律賓椰子油の世界的取引の上、及ぼす影響を敘説せんとするに在り。而して、コプラの調製及分配の方法に關しては、特に詳密なる記載を試み、且該製油業の現況を詳説するに當つては、其の製造及取引の状態にも亦言及したるものである。

ココ椰子の歴史は、比律賓の經濟發達の歴史である。斯の國に取つては、恐らくマニラ麻を除けば、其の國有物産の中で、ココ椰子ほど經濟上重要なものは他にあるまい。然り而して、斯の物産の取引の發達の上には、強大なる政治的及經濟的の勢力が働いてゐるのであるから、一五二一年マゼランの發見以來、斯の群島に於ける政治的及經濟的狀態の如何なりしやを先づ簡短に記述するの必要があるのである。

第一章 比律賓小史

マゼランは、始めてミンダナオ(Mindanao)に上陸し、西班牙國王の名に依て、之を占領したのである。彼は更に北方に航進し、セブー(Cebu)に駐在し、該島の國王と締盟し、其後該島内の種族間の争闘に關與して居たものであるが、不幸にして戦死したのである。マゼラン遠征の敗殘の勇士共は、無事に西班牙に歸還したけれども、一五六五年までは、正式に斯の群島の占領を企畫されたことはなかつた。一五六五年に至つて、西班牙王フィリップは、ミゲル・ド・レガスピー(Miguel de Legaspi)を提督として、メキシコから遠征艦隊を簡派した。此の遠征艦隊は、セブーに上陸し、多少の反抗を撃退して、之を占領したのである。セブーから他の群島に續々遠征艦隊を出動し、ルソンをも征服し、一五七一年に完全に全群島の征服が宣言せられ、中央政府をマニラに遷し、レガスピーは其の翌年に病没したのである。

中央政府は、勅命に依て、總督が蒞任總統し、重要な地點には要塞が築かれた。次の世紀(十七世紀)中に於て、和蘭人、葡萄牙人及支那人等が、屢々此の群島の領有を奪はんと試みたけれども、何回も失敗に終つたものである。一七六二年提督ドレーバー(Draper)の率ゐる英國艦隊が、マニラを略したけれども、其後賠償金を收得して、之を明け渡し、其の主權を再び西班牙人に返還した。

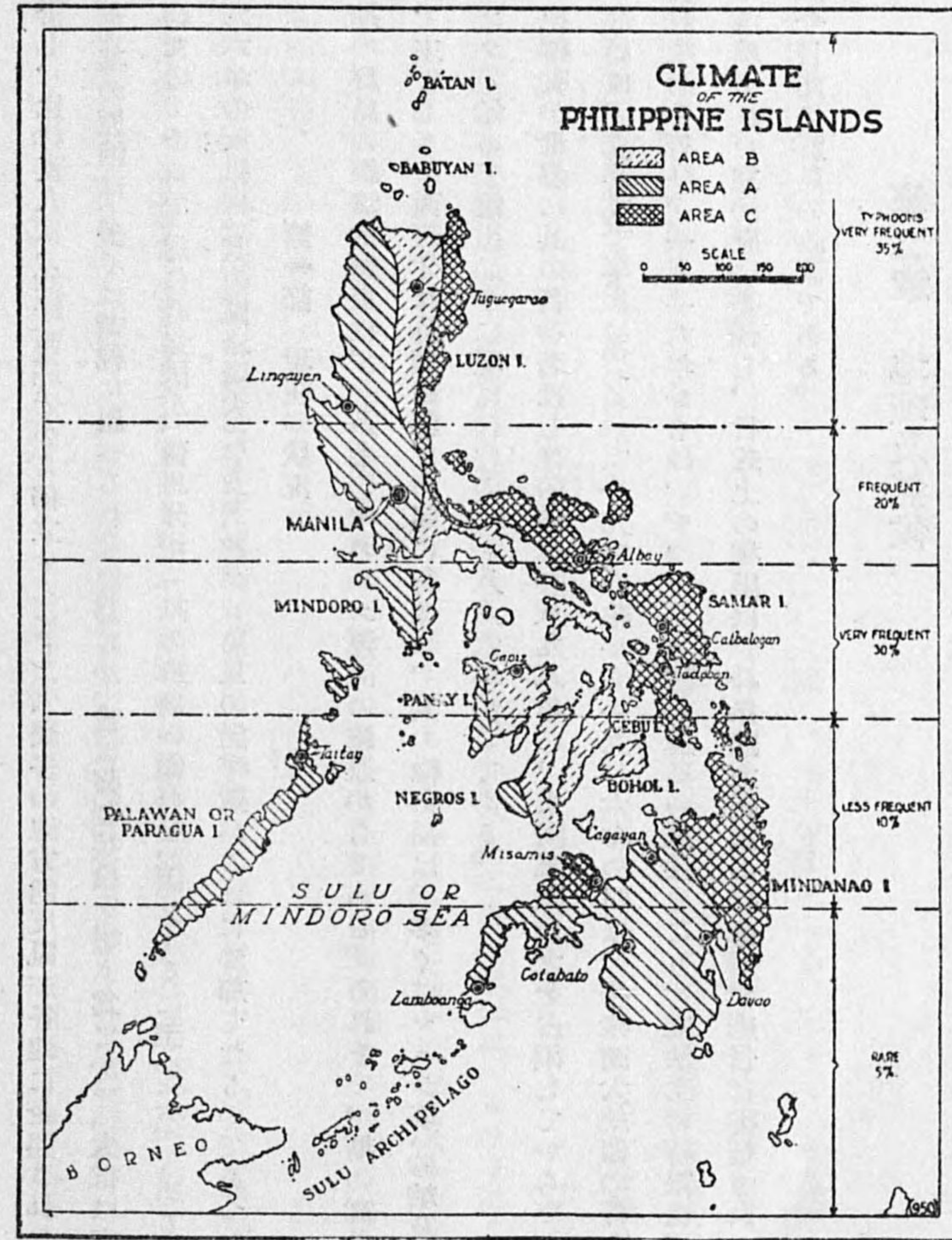
併し、比律賓人は、始終西班牙から獨立せんとして、幾多の地方的反亂が各地に企圖されたものである。其の原因は、多くは苛税に耐へられない爲とか、或は強制兵役を嫌ふ爲とかで、大抵は直に鎮撫されたのであるが、遂に合衆國が、西班牙から斯の群島の領有を、讓受するに至つたのである。特に一八九六年の反亂は、其の區域廣大にして、ルソン島民の過半数がこれに参加したものであつた。

第一節 現在の狀況

斯の群島の經濟的歴史は、一八七〇年スエズ運河の開通からである。それまで、斯の群島の通商は、主として、西班牙及英國諸港との間に行はれ、其の輸出品は、多くはマニラ麻、砂糖及煙草で、コブラの始めて輸出品中に現はれたのは一八八六年からである。

比律賓が世界に其の名を著はしたのは、一八九八年に、米國軍隊が之を占領してからである。此の群島は、一時軍政の下に在つたが、一九〇〇年から一九一六年の間は、合衆國大統領の任命した委員が統治を行ひ、一九一六年からは、ジョンズ法が群島の憲法となり、立法上の権限は一般投票で選舉された立法府に委任し、行政上の権限は、合衆國大統領の任命した總督に委任された。これが今日此の群島の政體である。

第二章 地理及氣候



Climate of the Philippine Islands

氣候狀態、特に雨量は、コブラの生産上、重大なる關係がある。

比律賓群島は、大要北緯四度乃至二十一度、東經百十七度乃至百二十七度の間に在つて、其の島嶼の数は七千以上に及び、就中相當の面積を有する島嶼は、極めて僅少である。斯の如き分布の廣大なる諸島嶼の氣候は、無論種々多様であるべきは言を俟たない。一方に雨量の多い島嶼があれば、他方に雨量の少い島嶼があるのみならず、降雨の時期も亦甚だ相異つて居るのである。之を概言すれば、群島の北部は颱風の經路に當り、屢々作物を害し、特にココ椰子の被害は劇甚であるが、ミンダナオ及スル(Sulu)群島を包括せる南部諸島は、多くの場合颱風の被害がない。蓋し颱風時期は、略ぼ降雨時期と同一であるが、サマル(Samar)及ルソンの北部の如く、颱風の經路に當る處では、年中颱風の襲來に劫かされて居る。マニラ市の如きは、雨期は大體六月十五日から十二月一日まで、颱風の襲來は十月が最も多い。次の第一表は、第四頁中に於ける氣候地圖(第二圖版)のA區に於ける平均氣候狀態を示すものである。

第一表 A區に於ける平均氣候狀態(濕度の單位、グレイン)

月	項目		氣温(華氏)		濕度		雨量(吋)	
	平均	別	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
二月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
三月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
四月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
五月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
六月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
七月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
八月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
九月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
十月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
十一月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11
十二月	77	77	89	77	77	77	0.11	0.11

年	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
八〇	七九	七八	八〇	八二	八二	八三	八四	八三	八二	八一	八二	八二	八二
七九	七八	七八	八二	八二	八三	八五	八七	八七	八五	八二	八一	七九	七六
九二	九六	九六	九六	九八	九八	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
六〇	六〇	六三	六九	七一	六九	七〇	七〇	七一	七一	七一	七一	七一	七一
七八	八〇	八〇	八二	八五	八四	八四	八四	八〇	七五	七〇	七一	七三	七三
八七五	八〇六	八五九	九二四	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九二七	八四二	七九〇	七六〇	七六〇
一三五	八〇〇	一一〇	一四〇	一〇七	一六〇	一一〇	一一〇	一五〇	一四〇	一四七	一四七	一四七	一四七
七五	二〇	四九	七	一五〇	一三八	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
一一〇	一〇	一三七	二二五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
三五	〇	一七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(備考) 雨量は三十二年間の平均にして、其他は十七年間の平均である。

風向は二月から三月の間は東風で、四月から七月の間は東南風、八月から十月の間は西南風、而して十一月から一月の間は東北風である。

第一節 B 區に於ける氣候狀態

セブー島及其他の部分の氣候狀態は、A 區のものとは全く異り、雨期は要するに全年と言ってよい位のもので、乾期は四月の一箇月に限られて居る。斯の如き區域は、第二圖版の B 區として示された處である。

第二表 B 區に於ける平均氣候狀態(濕度の單位グレイン)

項	目	氣		濕		降	雨		
		平	月	比	一		平	多	少
均	別	高	低	率	方	月	月	月	
別	最	最	最	分	中	均	別	別	
度	度	高	低	中	水	別	最	最	
(華氏)	(華氏)	數	數	(瓦)	(瓦)	最	多	少	
數	數	高	低	分	中	日	月	月	
極	極	極	極	分	中	降	均	別	
高	低	高	低	中	水	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均	別	
極	極	高	低	分	中	日	月	月	
高	低	高	低	分	中	日	月	月	
數	數	數	數	(瓦)	(瓦)	降	均		

第二節 其他の區域に於ける氣候

サマル全島と、ルソン及ミンダナオの太平洋岸、其他同一氣候の下に在る群小島とは、C區を形成し、全年降雨特に多量なるを以つて著名で、殊更乾期と言て取立て、區別するだけの期節がない。平均氣温は他區に比して低いのである。

以上氣候に關する概観は、マニラ測候所の觀測に基くもので、無論比律賓諸島の海面と同高に於ける處の状態を示すものである。著者の體驗では、マニラ及其の附近各地の氣候は甚だ適良であつたが、華氏八十度の平均氣温に耐えざる人々に對しては、山地療養所が好適なる避暑地となると思ふ。マニラは、熱帶に於て夜分の冷涼なること、及海面から軟風の吹きそよぐことで有名で、實に其の氣候は、我が合衆國の南部諸市の或るものに對比して遜色なきものである。

第三章 人口の分布

左表は、比律賓政府統計年表の載録する處のもので、最近の國勢調査(一九一八年)に於ける諸群島の人口の分布と、一九二三年の推算人口調査との二聯の數字から成るものである。

第三表 比律賓州別人口表

州名	面積 (平方哩)	人口		面積 (平方哩)	一九二三年の順序
		一九一八年實數	一九二三年推算		
アブリ	1,750	21,200	28,300	28	36
アギサニ	1,140	10,000	11,000	7	7
アレイ	1,400	11,100	11,000	11	9
アレイ	1,011	15,000	16,200	11	10
アンリケ	1,011	15,000	16,200	11	11
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	12
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	13
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	14
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	15
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	16
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	17
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	18
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	19
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	20
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	21
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	22
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	23
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	24
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	25
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	26
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	27
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	28
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	29
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	30
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	31
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	32
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	33
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	34
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	35
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	36
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	37
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	38
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	39
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	40
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	41
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	42
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	43
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	44
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	45
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	46
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	47
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	48
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	49
バタナ	1,011	15,000	16,200	11	50

第四章 比律賓の産業

比律賓は、主として農産的で、其の輸出品中の最も主要なるものは、皆悉く農産物である。斯の國の産業は、大抵極めて晩近の發達に係り、其の主なるものは、製糖工場、ココ椰子製油工場、煙草製造工場、刺繡工場(世界大戰勃發後始めて發達したもの)等である。

農産的産業、及其他の産業は皆ルソン、バナイ(Panay)、セブ、及ネグロス(Negros)の諸島に集中して居る。例へば、コブラの總産額の約三割五分は、南部ルソンのラグナ、タヤバス二州から産出するが如きものである。然るに、今日では、土壤及氣候の上からミンダナオの各地が、尙ほより以上にココ椰子に適して居るといふことが一般に認識されて來た。唯ルソンは、ミンダナオよりも、比較的人口稠密で、晩近に至るまで市場關係が遙に便利の位置に在つたのであるが、ミンダナオに於けるココ椰子栽植の發達は、實に急速なるもので、勞力の供給が十分であつたならば、尙ほ一層迅速なる發達を遂げたであらう。

併し、最近二十五年間に於ける農業的産業の發達は、資本及勞力の缺乏に拘らず、刮目すべきものであつた。此の期間に於て、比律賓はコブラ及マニラの生産及輸出の第一等地として、世界市場に確認さるゝに至つたのである。近時は、更にココ椰子油及砂糖に關して、亦世界市場に同様の位置

を獲得し、且之を維持せんと努めてゐる。蓋し以上舉げた四大物産の外に、煙草を併せて、比律賓の經濟上に於ける四大脊椎であるのである。

第五章 取引方法

比律賓島内諸物貨分配の機關は、主として支那人の手に收められ、彼等は數百年以來取引上に於て、一種の獨占的位置を占め、何人と雖、之れと對抗するを得ざるものゝ如くに見る。該取引方法は、マニラに在る財力豊富なる數軒の支那人輸出入商が、各州の主なる都市に在る卸賣商店、及最も邊鄙なる村落にまで行亘つてゐる商店、又は土人商店の如き小賣店と堅く聯絡を維持することに依て行ふもので、これ等數軒の大商人は、卸賣店を通して小賣店へ信用狀を開き、多くの場合支那人の商習慣を以て、一箇年毎に決済をなすものである。他の支那人輸出入商は、島内各地の卸商と聯絡を取つて、多數の小賣商店を經營管理することに依てコブラの買出しをなす。マニラに在る或大商店は、ネグロスに最近千五百以上の小賣商店を新設若しくは買收したと報せられて居る。著者は、此の報告の正否を確める機會を有しなかつたけれども、商品を分配するに、多數の小商店を聯絡する所謂チェーン・ストア・オーガニゼーションは、合衆國にのみあるものでなく文化の數等下位に在る國々でチェーン・ストアの組織に於て遙かに進んだ方法を用ひて居るものがあることを認

めるものである。

比律賓の農家は、合衆國に現在行はれてゐる農産物の最も簡單平易なる販賣方法を知らない。多くの場合、比較的廣大なる地方でも、銀行及金融なるものを知らないで商買してゐる。物々交換經濟が普通なる所なら澤山にある。これはコブラに於て特にそうであるので、今日と雖、コブラは、物品交換の媒介物として使用されてゐる。それ故に、支那商人の勢力の偉大なること、前記チェン・ストア式取引方法の效力の大なることは、後に比律賓の消費地及輸出地にコブラを蒐集する方法を敘述する時に、これを明にするであらうが、到底説き盡せない程である。

第六章 金融及銀行

農産物又は土産物の荷動きに金融の行はるゝことは殆んど稀で、最後の輸出地で始めて金融の便を利用するのみである。比律賓國立銀行 (National Bank) 及比律賓銀行 (Bank of the P. I.) の二三の支店を除いては、群島内の大都市以外に銀行の支店若しくは代理店といふものがない。而して、此所謂大都市なるものも、單に輸出港に限るのである。マニラに在る銀行は次の通りである。

- (イ) 比律賓籍 比律賓國立銀行、比律賓銀行、比律賓トラスト會社 (Philippine Trust Co.)、モント・デ・ビードット貯蓄銀行 (Mont de Piedad & Savings Bank)
- (ロ) 亞米利加籍 International Banking Corporation.

英國籍 香上銀行、渣打銀行。

支那籍 China Banking Corporation. Chinese American Bank of Commerce.

日本籍 横濱正金銀行。

以上の諸銀行は、預金を受け、輸出入の金融を行ひ、手形の割引を行ふ等、總て普通銀行の業務に従事して居る。比律賓國立銀行及比律賓銀行は發行銀行で、其他の諸銀行は、主として、其の各自の國籍に屬する人民の勘定及手形を取扱ふものである。

比律賓には一の特別なる銀行がある。これは、屢次問題を惹起するもので、特に不景氣の時には毎度甚だしい批評の標的となるものである。此の銀行は「第一竹筒銀行」と稱し、土民がコブラを賣つて得た金を竹筒に容れて、貯蓄する滑稽なる習慣から來た名である。コブラの豊作の年は、此種の地方貯金は相當巨額に達し、著しくマニラの金融に影響するのである。

第一節 農業信用の必要

諸多の國々にもよく有る如く、比律賓に於ても、其の農作物は、多くは多數の小地區に耕作さるゝので、農業上最先必要なることは、これ等多數の小農に、農業貸付の適當なる便法を講ずることである。比律賓政府の經營に屬する比律賓國立銀行は、主として此の目的の爲に設立されたもので、パムバンガ及ネグロスの甘蔗耕作者は、該銀行から製糖工場を経由して、砂糖一擔(百三十九ポンド

半)に相當する甘蔗に對し一・五〇弗の割で金融を受けて居る。即ち砂糖の場合には、製糖工場に接續せる土地に耕作を營める栽培家で、大部分工場の持主である者に對して金融の便が設けられてゐるのである。然るに、コブラの場合は、金融の媒介機関がない故、銀行の行動が非常に殺滅され、主として輸出入の金融を行ふとか、手形の割引を行ふとか、或は産業資金を貸附くるとか、又は外國爲替を取扱ふとかいふことに限られてゐる。併し、此の如き諸行動は、マニラに在る諸他の銀行が既に十分に遂行して餘す處ないものである。唯、茲に必要なりしもの、否、今日と雖、其の必要を感ずるものは、農業金融の道を圖る銀行である。實際、比律賓總督は、一九二二年に至つて、比律賓國立銀行の一般銀行としての行動を制限し、最先必要な農業信用の改善に其の全力を盡すべきを推奨したと云はれて居る。

然るに、本書の目的は、比律賓の現状を報ずるに止り、將來必要なべき施設を云爲するものではない。現在農業信用の取扱方法は、各州に於ける私立の所謂「銀行」若しくは金貸業者に依るもので其の普通法定利子は年三割六分であると云ふのであるから、無論金貸業者の利子は、最高法定利子であらう。此等金融業者の習慣に従ふと、先づ農家は法定利子を以て金貸業者に借入を申込みであるが、其の抵當は所有地動産、若しくは其の年の收穫物である。多くの場合現金に換算したる收穫物を抵當とするので、擔保とせられたる收穫物に依て金貸業者に償還するのである。然るに、

農家は大抵無智にして、約一百弗を借り受けた一米農が、三箇年の期限で現金四百五十拾弗を支拂ふたに拘らず、尙ほ九拾弗の元利金の殘金があると云て、裁判沙汰になつたと云ふ一例が、二箇年程以前にマニラの或る新聞に出て居たことがある。併し、此の如き惡習は、漸次根絶さるゝに至つたといふことを官廳の威信の爲め言て置く。就中、農務局では、農民をして其の正當なる権利を行使せしめんが爲に、之を教育して金貸業者の暴利に對抗するの策を講じつゝあるのであるが、最近數年間農務局は、農村信用組合(Rural Credit Associations)と稱する隣保協同組合の組織を特に奨励することを努めて居るのである。即ちマニラの比律賓國立銀行は該組合を経て農民に貸附を行ふのである。

第七章 運輸交通の方法

物産が輸出港に集中して來る經路を諒解せんがためには、運輸交通の一般状態に關して二三の事實を指摘するの必要がある。比律賓群島の地理に於ては、敢て水運の必要を説くことは無用である。群島間の航運は、農業及産業の進展上最も重要なものではないかも知れないが、頗る重要な要素の一たることを失はぬ。次表は、一九二三年比律賓稅關年報から抜抄したものであるが、群島内の各稅關所在港に於ける船舶出入の噸數の概略を示すものである。

第七章 運輸交通の方法

第四表 一九二二年 一九二三年 税關所在港に於ける船舶出入噸數表

港名	一九二二年		一九二三年	
	隻	噸	隻	噸
マニラ	101	3,746	134	4,047
イロロ	115	3,794	93	2,759
セブ	148	3,436	155	4,750
ホロ (Jolo)	29	1,835	33	1,313
サムボアンガ	54	1,073	76	1,555
パラバク (Balabac)	1	107	1	33
計	443	13,288	487	16,527
船籍別				
米國	13	5,064	24	9,141
比律賓	36	3,173	33	3,999
英國	211	5,536	202	6,554

第七章 運輸交通の方法

港名	一九二二年		一九二三年	
	隻	噸	隻	噸
マニラ	334	6,801	411	10,370
イロロ	676	14,044	504	11,598
セブ	556	11,910	414	9,761
ホロ (Jolo)	112	2,803	137	3,481
サムボアンガ	1,118	2,277	1,536	3,155
パラバク	3	37	3	47
計	2,707	28,873	2,008	27,553
船籍別				
支那	10	80	3	24
和蘭	18	19	17	10
佛國	1	5,632	1	9,977
獨逸	2	3,381	2	8,761
日本	33	10,939	4	1,600
日威本	10	4,997	8	3,968
諾威	1	1,083	3	578
巴馬	4	1,997	2	1,083
瑞典	4	1,160	2	1,997
計	443	13,288	487	16,527

以上の数字は、一九二三年の法律に依る新開輸出港からする、コブラ及其他の物産の移動を示してゐない。蓋し、該新開輸出港が、ルゾンの輸出に於ても、亦其の船舶便と鐵道便との平衡を變化することに於ても大なる力を持ちつゝあることは、大に刮目に値する。これ等の最近新に開港したルゾンの港市中には、ホンダグア(Hondagua)レガスビー(Legaspi)及タバコ(Talaco)等がある。特にホンダグアが輸出港として指定された爲に、マニラ鐵道の貨物は非常に減少したと云ふ。

第一節 鐵道哩數

マニラ鐵道は、比律賓島内に於ける鐵道線路の主要部を形成するもので、元は英國會社が建設經營したものを比律賓政府が買収し、今日では米人經營となつたものであるが、其の全線哩數は一千六十基米(六百六十哩)に達し、中部及南部ルゾンの非常に廣大なる地域の用を便して居る。其の南部マニラ鐵道と稱する南部線は、ラグナ及タバスに於ける重要なコブラの産出地方を通過し、該物産の輸送に缺く可からざるものである。特に道路は運輸業者に最上の便宜を供し、總ての設備に於ては最新式で、機關車の如きも、米國製の最新堅牢なタイプであり、貨車は米國製の貨車連結車掌用車より大ならざる小形の英國製で、一車の積載量はコブラ約二萬二千ポンドである。

右の外、比律賓の鐵道を謂へば、セブー及バナイの二島に在るもので、孰れも比律賓鐵道會社(The J. G. White Co., New York)の經營に係り、哩數二百十二基米(百二十哩)で、其の任務は主と

して、兩島内の乗客及甘蔗の輸送である。次表は、以上の諸鐵道の設備及収入として、一九二三年統計年報に掲載せるものである。

第五表 自一九二二年比律賓鐵道輸送表

年次	延長 基米	機關車 臺	車輛		計	乗客		貨物		貨客收入合計
			客車數	貨車數		乗客數	同上收入	貨物數	同上收入	
ルゾン	1,033	155	256	1,841	2,027	六九五,二四九	五九五,九七五	1,051,551	五,031,775	1,098,810
一九二一年	1,033	155	256	1,841	2,027	六九五,二四九	五九五,九七五	1,051,551	五,031,775	1,098,810
一九二二年	1,033	155	256	1,841	2,027	六九五,二四九	五九五,九七五	1,051,551	五,031,775	1,098,810
一九二三年	1,033	155	256	1,841	2,027	六九五,二四九	五九五,九七五	1,051,551	五,031,775	1,098,810
セブー及バナイ	211	5	5	10	25	一七,八二五	八三,五八七	一一,五七三	四,〇〇七	一一,三三九
一九二一年	211	5	5	10	25	一七,八二五	八三,五八七	一一,五七三	四,〇〇七	一一,三三九
一九二二年	211	5	5	10	25	一七,八二五	八三,五八七	一一,五七三	四,〇〇七	一一,三三九
一九二三年	211	5	5	10	25	一七,八二五	八三,五八七	一一,五七三	四,〇〇七	一一,三三九
合計	1,244	160	261	1,851	2,052	八七三,〇七四	六三九,五六二	一一,六九〇	五,〇三六,七八二	一二,一三〇,一四八
一九二一年	1,244	160	261	1,851	2,052	八七三,〇七四	六三九,五六二	一一,六九〇	五,〇三六,七八二	一二,一三〇,一四八
一九二二年	1,244	160	261	1,851	2,052	八七三,〇七四	六三九,五六二	一一,六九〇	五,〇三六,七八二	一二,一三〇,一四八
一九二三年	1,244	160	261	1,851	2,052	八七三,〇七四	六三九,五六二	一一,六九〇	五,〇三六,七八二	一二,一三〇,一四八

備考 基米=〇.六二哩 「メソ」の相場=〇.五〇弗 「メート」の噸=11.104、六「ボム」

比律賓島内に於ける道路の延長の大なることは、無論其の必要から來て居ることで、而して、其の哩數は、尙ほ絶えず増進の傾向に在るのである。實際を謂へば、此の道路網の全部は、米國の領有後に築設されたのである。現在道路は、主としてルソン島内に發達し、コブラの輸送上、特に各生産者からコブラを蒐集するに非常に便利なる、鐵道輸送の補助機關として缺くべからざるものとなつてゐるのである。

第一編 コブラ事業

ココ椰子は、世界中の熱帯地方に在る土民の家計上に取つて最も重要なものである。これは東印度諸地方及馬來群島に於て殊にさうであつて、太古より土民等は、此のココ椰子から食料、飲料、建築材料、衣服、武器及什器の料を得て居るのであるが、尙ほココ椰子から出る種々なる生産物を西歐文明諸國へ輸出し、種々の用途に供用せしめてゐる。即ち其の乾肉は食料とし、其の油分は食料とする外、化粧石鹼の製造に使用し、其の油の搾粕は家畜の飼料に、其の果皮の纖維は敷物其他家具の製作に使用し、其の葉脈纖維は紡績して絲となし、而して其の幹材は建築其他各種の用途に供用さるゝのである。

ココ椰子の栽植及び其の種實の採取は、最近五十年餘に亙り、比律賓人の最も重要な生業の一であつたが、それが比律賓商業上に於て、投資家の注目を惹く程の重要な事となつたのは、比較的近年の事である。即ち最近四十年間に、椰子を栽植する幾多の大農場が續出した。特にラグナ及タヤバスの兩州に於て然りである。サン・バプロからホンダグワ(Hondagua)の間に於ける地方は、ココ椰子の農場が多數で、恐らく五百平方哩以上の面積に達するであらう。

これ等の農場は大抵、現代文化的企業から出來たのではなくして、此の地方の氣候及地味が、コ

ココ椰子の栽植に好適して居るがため發達したのであつた。其の現代の農業的企業に依て組織された農場が新に開設經營さるゝに至つたのは、極めて近年のことである。併し、生産の増加及此の事業の利益が、企業上の人氣を促進して、ココ椰子農場の非常なる増加となり、又此の事業の計劃及經營の上に多大なる改良を齎したのである。

第一章 米領治下に於ける輸出状態

西班牙領有の時に至るまでの比律賓コブラの取引、及西班牙治下の過半に於ける該物産の取引は、多くは地方的で、而して、輸出上著大なる意義を有するものでなかつた。西班牙治下に於ける比律賓コブラの取引が、幾何であつたかを示すことは興味あることではあるけれども、其の詳細なる統計がない爲に、之を示すことが出来ない。併し、西班牙の税法は、物産を輸出する程多量に生産することを禁止したものであると言てよい。一般國稅の賦課がある上に、西班牙人統治者は輸出に課税したが故に、其れが事業上に取つて重大なる負擔であり、従つて何品に限らず輸出する程餘剰の生産を爲すことを不可能ならしめたものである。これは慥に比律賓に於ける總ての物産に及ぼした輸出税の結果である。併し、比律賓のコブラは、天然固有の生産物であるが故に、恐らくは輸出税の壓迫を受けたことは、何物よりも最も輕少であつたであらう。ココ椰子は、此の群島の固有なる植

物で、其の果實は年中何時でも之を採取し、最少の勞費を以てコブラを調製するを得るからである。比律賓が米領となつてからは、コブラの輸出状態が速かに促進せられ、十箇年間に輸出品目中の重要品の一となつた。其の一八九九年以來の統計は左表の通りである。

第六表 比律賓産コブラ輸出表(單位ポンド)

輸出先	一八九九年	※一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年
合衆國	1,542,160	3,799,900	1,100,000	1,100,000	3,843,350
英國	—	4,834,684	4,110,000	11,111,110	11,111,011
獨逸國	—	111,111	10,836,666	1,110,555	10,410,111
佛國	2,344,697	1,094,109	4,957,088	10,211,111	1,311,111,000
西班牙國	6,737,616	21,900,000	1,582,205	6,099,511	1,597,616
伊太利國	—	—	3,156,666	—	6,679,110
暹羅國	—	3,000,000	—	11,110,000	1,008,610
露國	—	3,000,000	—	7,879,966	4,461,110
支那	1,316,800	—	110,992	—	—
香港	—	6,168,666	4,812,111	—	—
日本	—	2,592,511	1,477,554	—	—
日領東印度	—	—	—	—	—
英國領東印度	—	—	—	—	—
英領東印度	—	—	—	—	—
埃及	—	—	—	—	—
澳洲	2,036,997	21,151,555	1,111,111	—	11,111,111

第一章 米領治下に於ける輸出状態

輸出先	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年
合衆國	三三三,三三六	三三三,九六〇	八三三,五二四	四六四,九五五	八三三,三九九
英國	九九,四六六	三〇,二五九	二,三三三	四,六二六	一,三三三
獨逸國	三三,九七〇	九〇,六九五	一九八,八〇一	七,九〇〇	七,三三三
佛蘭西	五九,七四〇	七四,五七九	七五,八三六	七九,五三〇	三三,九九九
西班牙	一六,九八三	九〇,三七八	一七,五五七	二〇,三六五	一三,九四九
伊太利	八,〇五六	六,七九二	二〇,〇〇〇	三,四三三	一,三三三
白蘭地		一一,九四六	五,三〇五	二,五九七	一一,〇七三
和蘭		三,二八七	四,四七〇	三,四三三	六,九九九
葡萄牙		三,二八七			一,三三三
露那	九,九七七	二,二〇〇			一,三三三
支那	一,五七三	二,二〇〇			一,三三三
香港			一,五七三		
日本		二,二〇〇			

輸出先	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
合衆國	一,一〇三,一〇一	一,五七三,六七五	三,〇三〇,〇六六	四,七二二,二二二	三,一〇九,九七九
英國	三三,九四二	九八,一五九	八,一七二	五,七二二	五,一〇九
獨逸國	二二,九五五	一〇,七五八	一一,〇二六	三,一〇二	三,〇七三
佛蘭西	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
西班牙	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
伊太利	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
白蘭地	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
和蘭	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
墨西哥	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
英領東印度	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
香港	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
日本	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
日甸	一三,九五五	一八,七二二	一八,七二二	一三,七二二	一三,七二二
總計	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

第一章 米領治下に於ける輸出状態

第一章 米領治下に於ける輸出状態

輸出先	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
合衆國	四〇〇、八二六、六一	四六七、七六六、六〇	七八、一九八、二六	一五〇、四七三、六二	一一三、六八六、九四
英國	一一三、四七、九五六	三、六〇八、六九三	六、二六六、〇七七	一六、八四三、三二	
佛國	八六、八一七、一一	一三九、〇四五、七四七	四、〇三〇、六九二	一六、八四三、三二	
獨逸	一四、二五三、〇七〇				
伊太利	六、五二五、三三三	三、三三五、七〇三	一〇、五五五、五四五		
西班牙	二、五六三、〇九六	四、四九一、四八五	一、六六八、八二九	三三、二一〇、八一	
英領東印度	八〇、九二七、三三四	七、四七五、六六九	二、〇三三、九一一	六、九二〇	
日領東印度	二、八六六、八三二	三、一九七、二七二	五、二七九、〇五四	二、二六八、五三三	
葡領東印度	一〇、八四三、三	一一、九八三		四、六三、六三六	
支那				一、三三四	
支那				二、一	
計	一九二五、〇七一五	三、〇六四、三三三	一、五九、三三四、三三六	一〇、三三〇、七四七	一一、三六九、〇三

輸出先	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年
獨逸		一、三四五、二七八	六、四四三、三三九	五、八四四、六五三	三、七七一、一四
伊太利			三、一七三、六一		
和蘭		二、八四五、四六六	六、七九三、六五三	五、九三三、〇〇四	四、三三三、三三三
西班牙		三、五八〇、〇八三	四、二三八、六八五	二、一〇一、八〇九	三、二二六、五七九
英領東印度	三、五二八、四八六	一、九七三、〇〇六	八、〇二一、九三三	三、九三三、三三五	三、七三三、三三三
香港			一、九七五、二八		
日本			三、七五二、五		
日領東印度			三、三三三、三三三	三、八二一、〇二五	四、五六四、一八七
計	五、五三三、三三三	五、六八八、三三三	三、三三三、三三三	三、八二一、〇二五	四、五六四、一八七

備考

一、※印を附したる一九〇〇年は、合計及合衆國への輸出を除き、其他のものは價格より推算せし數量
 二、×印を附したる計は改算數にして、同一欄内に於ける數量の總計ではない
 一九二四年の前六箇月間の輸出は、一三七、八〇一、六三六ポンドであるに對して、一九二三年の同期間のそれは、一六六、九六九、五九二ポンドであつた。

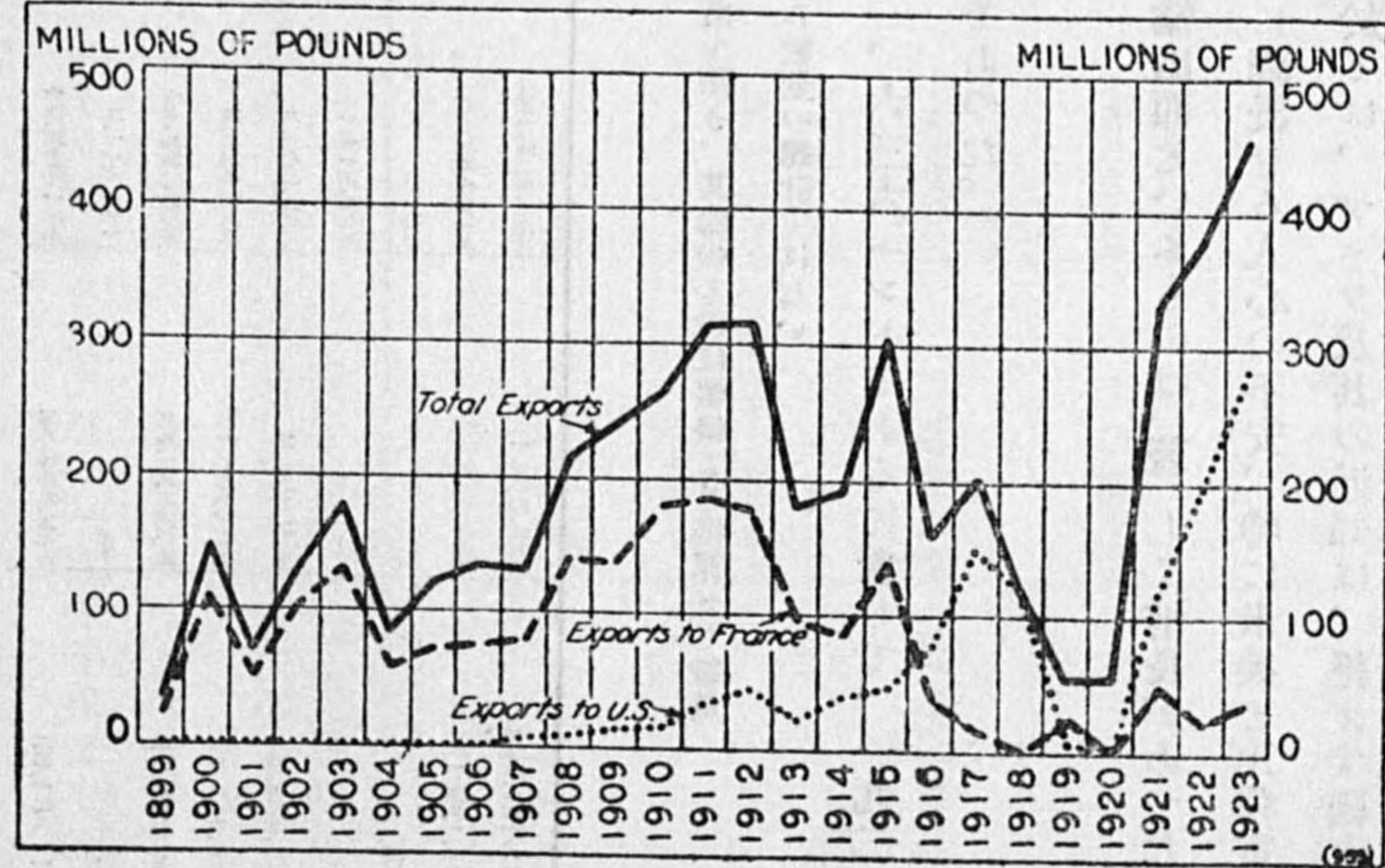
第一節 佛國への輸出

米領となつてから後、初めの二十箇年間に於ける輸出額といふものは、著しく消長があつた。それは、此の二十箇年間の初めの三箇年間は、島内に瀾漫せる人心の不安、特に米兵と比律賓の匪徒との間の鬭争の絶えざりしが爲である。此の間に於ては、マニラ及其の近郊は、絶えず砲火の轟

第一章 米領治下に於ける輸出状態

きに脅されてゐたのである。斯の如き事情の下に、商業取引の進展すべき筈がないのであるが、併し一八九九年から一九〇三年の期間に、コブラの輸出數量は四倍三分の一増加した。

此の不安の期間に於て、佛國が、コブラの取引に如何に大なる分前を持つたかを述ぶるは興味ある事と思ふ。抑も、コブラを壓搾し、ココ椰子油を製造することは、主として佛國に發達したものである。蓋し、これは、ココ椰子油が始めて佛國で製造されたものであると謂ふのではない。ココ椰子を栽植する各地では、數百年以來、ココ椰子油を知つて之を使用しない處はないのである。併し、歐洲にコブラの取引を開始し、之を發達せしめ、歐洲で始めて之が搾油を創業し、又歐洲へ此の油を始めて輸入したのは佛國人である。口碑の傳ふる處に據れば、佛國に



第三圖 自一九〇一年至一九二三年比律賓椰子油輸出ラ

始めてコブラを輸入したのは或る佛國船長で、同人は船腹の空虛を満すにコブラを以てし、比律賓からマルセーユへ歸航しマルセーユの製油工場へ其のコブラを賣り込んだのが嚆矢である云ふことである。此の口碑が信實なりや否やは措て、世界大戰の以前に於て、長い間マルセーユが、重要な植物油の製造地であり、又歐洲に於けるコブラ消費の中心地であつたことは確かである。

比律賓から歐洲へのコブラ輸出の年度別數量を對比するに便ならしめんが爲に、前頁の圖(第三圖)が作製されて居る。此の圖版を研究するとコブラの比律賓から輸出されることは、其の初め多くは佛國市場へ向けて爲されたものであることが分るであらう。即ち一八九九年から一九〇四年に至る輸出總額と對佛國輸出額とは、不即不離の關係を取つて居るを見るであらう。

第二節 世界大戰以前に於ける各國への輸出

一九〇四年から世界各國(特に西班牙獨逸及英國)への輸出が著しく多額になつた。併し、其の頃、合衆國への輸出は、誠に少額のものであつた。次表は、比律賓のコブラ取引に關係せる主なる諸國及合衆國へのコブラ輸出額の總輸出額に對する比率を示すものである。

第七表

自一八九九年 至一九二三年 比律賓コブラ輸出總額に對する

世界各國への輸出額の割合(%)

年次	佛	西班牙	英國	獨逸	合衆國	其他
一九〇九年	六九四	一九九	一〇三	一	一	〇四
一九〇八年	七四五	一四九	七八	一	一	二七
一九〇七年	六九三	三三二	四六	〇三	一	三七
一九〇六年	八〇〇	四七	二七	一五	〇二	一〇
一九〇五年	七三八	八六	八一	六〇	〇二	一〇
一九〇四年	七〇二	一九九	三七	四〇	〇三	一九
一九〇三年	六〇七	二二六	六三	七九	〇二	一三
一九〇二年	五六七	二〇八	三八	一四九	〇六	三二
一九〇一年	六一五	一六三	七八	五八	三六	五〇
一九〇〇年	六四六	一一九	三九	三四	三九	一一
一九〇〇年	五六九	一一二	四七	九一	五五	一一
一九〇〇年	六八五	七五	七四	四〇	五九	六七
一九〇〇年	五九九	七三	五九	七四	一〇七	八八
一九〇〇年	五六四	六五	四六	一〇〇	一四八	七七
一九〇〇年	五三九	一一六	六三	一三一	一一二	三九

右の期間(一八九九年—一九一三年)コブラの輸出總額は、毎年非常に増減があつた。それで茲に注意せねばならない事は、ココ椰子の收穫は一箇年の後のものでなく、植付から最初の收穫まで六箇年乃至十箇年を要するものであると謂ふことである。それ故に六箇年乃至十箇年の間は、毎年多數の樹株が結實に達するは無論であるが、併し輸出數量は以つてコブラの生産力の標徴とはならな

いのである。コブラ生産は、恐らくは、需要次第で消長する様に思はれる。而して地方消費に對する需要はよくは分らないが、著者の知れる限りでは、地方消費の調査は未だ曾て爲されたことが無い様である。是を以て、前表の期間に於けるコブラの需要、及其の採收に要したる勞力が、恐らくは供給額を支配する要素であつたであらう。

合衆國へコブラ輸出の遅々として増進しなかつたのは、關稅障壁の爲ではない。コブラは一八九〇年以來、種々なる大藏省決定の下に無稅輸入品であつたけれども、一八九七年關稅法に依つて、始めて特記せらるゝものとなつた。即ち「外果殼を有するココ椰子の果實、乾燥し、且つ何等かの方法を以て調製を加へたるも、粗粹せられざるココ椰子果肉」即ち「コブラ」は無稅品の中に列記されるに至つたのである。米國では、コブラはココ椰子油の製造に専ら使用されるもので、其の副産物はコブラ搾粕である。前表の期間に於て、合衆國は植物油の輸出國で、多額の植物油を輸出したものであるが、是れ合衆國に於てコブラ搾油事業の進展の遅々たりし所以である。

第三節 世界大戰以前のコブラ事業發達摘要

米領當初十五箇年間に於けるコブラの輸出に關する顯著なる事實を概括すれば次の通りである。

一、コブラの輸出は量及價に於て著しく増進したること。

二、前項の増進は、歐洲市場、特に佛國、西班牙、英國及獨逸で、コブラの需要が急激であつた

爲に益々増進した事。

三、合衆國はコブラ取引に多大の興味を有しなかつた。只該期間の終末頃(一九一〇年乃至一九一三年)に、合衆國にコブラ搾油事業が創始せられた、ゆゑコブラの輸入が増進したのみである。

四、コブラの供給は、主として需要及勞力供給の多少に依つて増減するものであること。

五、コブラの輸出額の増進したのは、米領となつた結果として、比律賓の社會的及經濟的状態が安定した爲であること。

第二章 世界大戦以前の期間

一九〇五年、比律賓のコブラ取引に重大なる影響を及ぼす事が起つたといふのは、米國資本に依つて製油工場が始めて此の島に創設せられ、コブラの島内需要を喚起したことである。此の工場は、マニラに置かれ、一九〇五年の末から一九〇六年一九〇七年を通し一九〇八年火災に罹るまで操業したが、一九一三年に至るまで之を再興するものがなかつた。併し其の操業満三箇年の間に、此の工場は、比律賓に於けるコブラ搾油工業の建設に必要な商業上の諸問題を解決し、再び此の事業を開始するに必要な取引上の智識及成功の秘訣を得たものである。

此の島内需要が輸出額上に如何なる關係があつたかは、第八表を觀察すればよく分るのである。該表に於ては、輸出額せられたる油〇・六ポンドがコブラ一封度として計算してある。此の計算は全く合理的である。如何となれば、コブラの用途は、ココ椰子油(及其の副産物なるコブラ搾粕)の製造に在るので、島内に於て製油の爲めに消費せらるるだけ輸出コブラの數量を減少するからである。

第八表 自一九〇九年理論的コブラ輸出額表(單位ポンド)

年次	コブラの形態で輸出せられたる額	ココ椰子油輸出額	同上をコブラに換算したる額	理論的輸出總額
一九〇九年	三三、四七、七〇〇	一、四一、八八	二、〇六、一三	三三、六八、八三
一九一〇年	一四、〇五、八五五	三、〇〇、〇〇	三、五〇、〇〇	一七、五五、八五五
一九一一年	七、六八、六六三	四、八八	八、一三	七、七六、七九六
一九一二年	一〇、五七、一五三	一、〇〇、七	一一、五七	一〇、六七、八五三
一九一三年	一八、一、七〇〇	一、〇、七	一八、一、七〇	一八、一、七〇〇
一九一四年	八、五〇、三、五八八	六	一三	八、五〇、三、六〇四
一九一五年	一三、九〇、三、四一九	一〇、五、五三	三、四〇、八八	一三、九〇、三、七〇七
一九一六年	一三、五七、七、九七	一、二、九、一三	一、二、九、一三	一三、五七、九、一八〇
一九一七年	一一、九、三、九〇、一三	一、三、三、三、四	二、七〇、九、四〇	一一、九、三、九、一三
一九一八年	二二、九、三、七、四、一五	五、六、五、〇、三	九、四、一、八、一、五	二二、九、三、七、四、一五
一九一九年	一三、〇、三、七、四、五九九	一	一	一三、〇、三、七、四、五九九

年次	コブラの形態で輸出された額	ココ椰子油輸出額	同上をコブラに換算したる額	理論的輸出總額
一九一〇年	二五、六八、六〇五	一、四三三	一、四三三	二五、六八、六〇五
一九一一年	三二、三七、八四〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三二、三七、八四〇
一九一二年	三二、四〇、二九一	一、五〇〇	一、五〇〇	三二、四〇、二九一
一九一三年	一八、一、四〇、八〇九	一、〇、四、五、九七九	一、〇、四、五、九七九	一八、一、四〇、八〇九
一九一四年	一九、一、五〇、一、一五	一、一、三、〇、三、三三	一、一、三、〇、三、三三	一九、一、五〇、一、一五
一九一五年	三〇、六、四、四、三三	二、九、八、三、〇、七	二、九、八、三、〇、七	三〇、六、四、四、三三
一九一六年	一九、一、五、四、二、二六	三、五、四、七、四、五七	三、五、四、七、四、五七	一九、一、五、四、二、二六
一九一七年	一〇、一、三、〇、七、七二	九、九、六、四、四、二五	九、九、六、四、四、二五	一〇、一、三、〇、七、七二
一九一八年	一一、三、八、九、一、〇三	一〇、八、五、二、七、四、四	一〇、八、五、二、七、四、四	一一、三、八、九、一、〇三
一九一九年	五、五、三、三、二、二七	三、〇、八、五、二、七、四、四	三、〇、八、五、二、七、四、四	五、五、三、三、二、二七
一九二〇年	五、六、八、五、三、七	一、七、一、〇、三、九、九	一、七、一、〇、三、九、九	五、六、八、五、三、七
一九二一年	三三、四、二、三、三三	一九、〇、五、八、一、七、七	一九、〇、五、八、一、七、七	三三、四、二、三、三三
一九二二年	三三、一、五、一、〇、一五	二二、六、三、五、一、七、八	二二、六、三、五、一、七、八	三三、一、五、一、〇、一五
一九二三年	四六、六、四、一、八、七	一九、六、六、二、三、七、九	一九、六、六、二、三、七、九	四六、六、四、一、八、七

一九二四年の前六箇月間に於ける比律賓のココ椰子油の輸出額は、一〇一、二六五、二九二ポンドにして、之をコブラに換算すれば、一六八、七七五、四七〇ポンドとなり、更に之をコブラの輸出額一三七、八〇一、六三六ポンドに加ふる時は、此の半箇年間に於けるコブラ輸出の理論的數量は、三〇六、五七七、一〇六ポンドとなる。第八表の關係は更に第四圖に説明されてゐる。

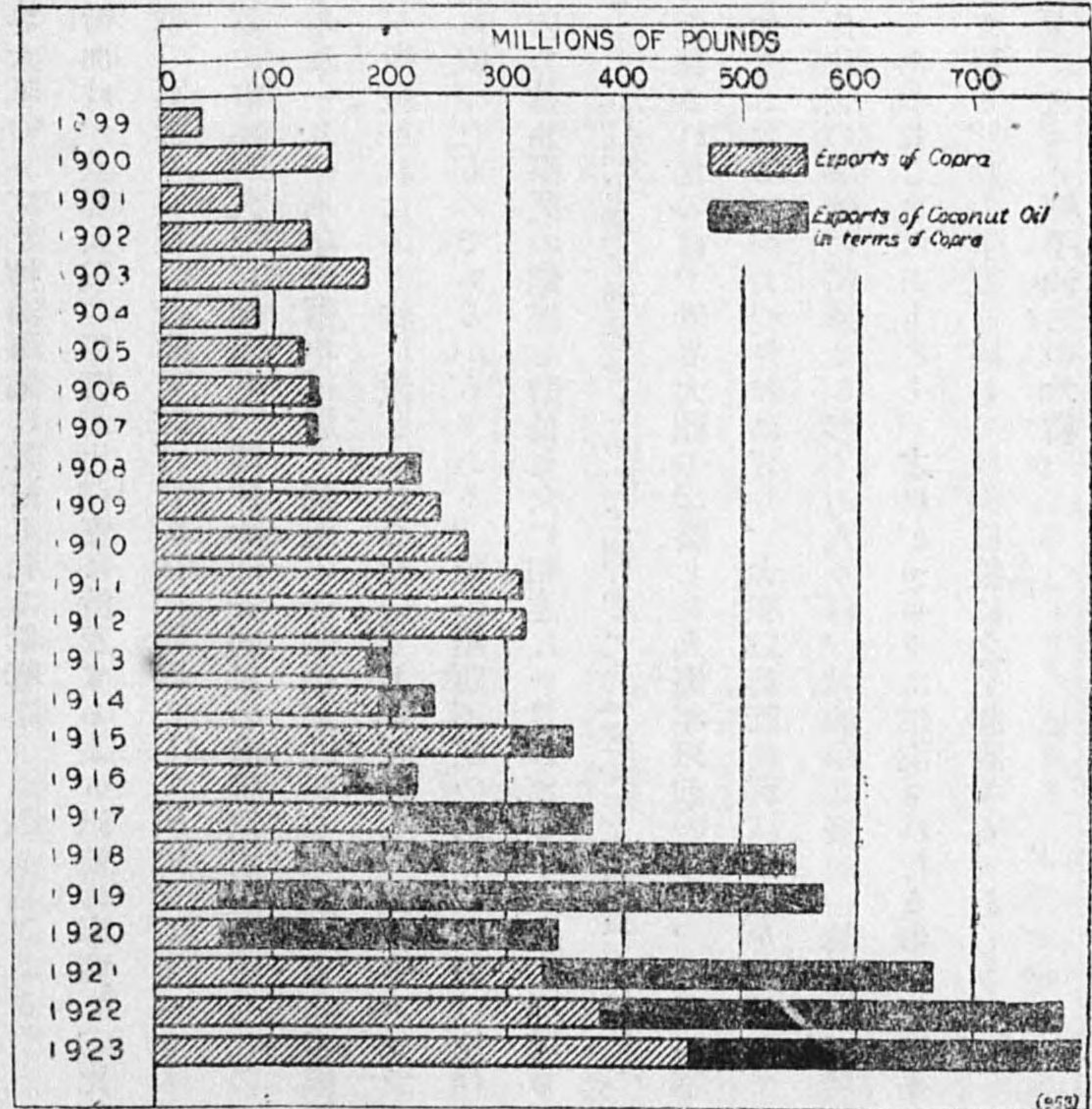
第一節 世界大戰のコブラ搾油事業に及ぼしたる影響

前に述べたる島内消費の増加は、世界大戰の影響が比律賓に波及するより以前の事實で、比律賓でコブラの搾油事業が、大戰の影響で何程の發達を遂げたかは、問題として研究せらるべきものである。大戰の爲に、輸出貿易の市場が大いに梗塞し、關係歐洲各國民の商業取引が杜絶したのが事實で、これは特に一九一七年及一九一八年の兩年に於て獨逸の潜航艇が跳梁し、加ふるに米國出征軍の戦地輸送の爲に、船舶を徴發されたので特に激しくなつたのである。蓋し、比律賓コブラの輸出は、主として、此の米國船に依つたものであるからである。此の船腹不足の爲に、大戰は比律賓自体に於けるコブラの消費、即ち搾油事業の進展を助長したに相違ないけれども、一般に唱導さるゝが如く、大戰が比律賓にコブラの搾油事業を勃興せしめたと言ふことは必ずしも事實ではない。

實際搾油事業がマニラに創設されたのは、世界大戰の爆裂した九箇年以前の事で、其間に不幸火災の難に罹つて一時事業を休止したことがあつたけれども、大戰以前既に再び事業を開始して、盛大に經營したものである。比律賓の事情に精通せる多くの人は、搾油事業發達の眞因を、島内に一般的に諸事業が發達しつゝあつたことにありとし、之れがマニラに創設されたのは、健全なる經濟原則に基くものと謂つて居る。此の事項に關しては尙ほ後に之を詳論するであらう。

第二節 コブラとココ椰子油との均衡

コブラとしての輸出と、ココ椰子油としての輸出との相互の輸出額の大勢は第九表を觀れば分る。但し第八表と同様コブラの一ポンドを油の〇・六ポンドとして換算したものである。此の輸出油をコブラに換算した數字と、コブラの輸出額とを合計したものは、所謂理論的コブラ總輸出額であつて、次表の百分比は此の理論的總輸出額を一〇〇としたものである。



第四圖 自一九〇一年至一九二三年比實律ラブラ理論的輸出額

第九表 自一九〇六年理論的コブラ總輸出額に對するコブラ及ココ椰子油の輸出額%

年次	コブラの理論的總輸出額	コブラ輸出額	油として輸出せるコブラ輸出額
一九〇六年	一三五、七二六、三四九	九八・四	一・六
一九〇七年	一三一、九四五、五六六	九八・〇	二・〇
一九〇八年	二二四、三五五、四六七	九五・八	四・二
一九〇九年	一九九、六七〇、七九六	九〇・八	九・二
一九一〇年	二三六、四四三、八八七	八一・五	一八・五
一九一一年	三五六、一一六、〇五七	八六・一	一三・九
一九一二年	二一八、四六六、五五四	七二・九	二七・一
一九一三年	三六九、二九四、七八九	五五・一	四四・九
一九一四年	五四四、九六九、三六三	二二・一	七七・九
一九一五年	五六九、五一八、〇九九	九・七	九〇・三
一九一六年	三四一、九〇八、五八九	一六・五	八三・五
一九一七年	六六三、一九三、〇二八	五〇・〇	五〇・〇
一九一八年	七七五、四二八、九一五	四九・二	五〇・八
一九一九年	七八四、三三〇、九六九	五八・二	四一・八

備考 一八九九年から一九〇五年に至る七箇年と、一九〇九年から一九二二年に至る四箇年とは、ココ椰子油の輸出極めて微量なるが故に之を省略した。

一九二四年の前半六箇月間にコブラの理論的輸出總額は三〇六、五七七、一〇六ポンドで、其の

四四・九%がコブラの形で輸出されたもの、其の五五・一%がココ椰子油の形で輸出されたものである。

前表に於て、コブラとしての輸出が一九一七年まで漸次に減少して居るのは自然的常態に於ける減少であるけれども、一九一八年に至つて遽かに激減して居るのは、世界の船腹不足の大勢の然らしむる處である。終に一九一九年には九・七%となり、一九二〇年には一六・五%に減少したけれども、其後は恢復して毎年凡そ五〇%を維持して居る。

第三節 世界大戦中及大戦後に於ける歐洲への輸出

世界大戦が、第二に重大なる影響をコブラの取引上に及ぼしたことは、此の取引の方向が歐洲から合衆國へ移轉したことである。一九一三年以前に於ては、コブラの搾油事業は、太平洋沿岸の各地で行はれ、大西洋沿岸では、ニューヨーク及フィラデルフィアに此の事業を開始したのであつた。而して、一八九九年には、此等の地點への輸出は皆無であつたが、一九一三年に至つては比律賓のコブラ輸出總額の一二・二% 即ち二二、一〇七、三二七ポンドに達した。而して、一九一三年以來は、合衆國に於て此の搾油事業が盛興したが爲に、大戦中に於て既に合衆國は、佛國に亞ぐコブラの主なる需要國となつた。

次に掲ぐる第十表は、比律賓のコブラの輸出總額に對する主なる輸出先の%を示すものである。

尤も第七表をも参考するの必要があるであらう。

第十表 自一九一四年比律賓から輸出せられたコブラの總額に對する各國の割合%

年次	佛國	西班牙	英國	獨逸	合衆國	其他
一九一四年	四五〇	一一二	一〇六	七四	二〇八	五〇
一九一五年	四五四	一四六	一一二	—	一五二	一一六
一九一六年	二五三	一〇四	五二	—	四九〇	一〇一
一九一七年	八二	一六九	—	—	七四二	〇七
一九一八年	—	—	—	—	一〇〇〇	—
一九一九年	五二	六四	三二六	—	九二	〇六
一九二〇年	—	六三	一四二	—	五八	〇三
一九二一年	一五〇	一三	六九	二〇〇	三五二	二六
一九二二年	五八	五五	六二	一五三	五一六	一五六
一九二三年	八五	八〇	五八	五五	六二四	九八

備考 ×印は主として和蘭へ輸出されたものである。

第四節 コブラの取引が主として合衆國に轉向したること

コブラの取引が合衆國へ轉向して來たのは、歐洲の競買が減退した爲であるとするのは疑問である。一九一三年以前まで、比律賓の海外輸出は、主として英國船扱であつて、此の英國船は、東洋向の貨物を積載して歐洲を出帆したものであるから、自ら其の歸航には何か船腹を充すものがなければ

ばならないのである。歐洲に於けるコブラ搾油事業が、此の東洋のコブラ生産地から歸航する船腹に依り、且つ特惠的運賃に依て、其の原料たるコブラの供給を受け、成立したものであるといふについては何等の文献はないけれども、比律賓から米國船の出帆隻數が増加すると共に、總ての比律賓産物の合衆國へ輸出さるゝ數量が増加するは自然の勢で、従つて戦時中コブラも亦自から其の多額が比律賓から合衆國へ輸出さるゝ様になつたのは、獨りこれは歐洲市場が梗塞した爲のみでなく、米國商船の便利があつたことに職由するのである。

前文の事實を證明するには、休戦が如何に比律賓のコブラ輸出に影響したかを指摘すれば分ることである。一九一八年合衆國に仕向けられたコブラは全輸出額の一〇〇%であつたが、一九一九年に歐洲航路が開通した爲に合衆國行は九・二%に減少し、其餘は悉く歐洲行となつたので、而かも佛國行のみは主として英國船の取扱であるけれども、其餘は皆各國夫々其の自國船で輸出したものである。一九二〇年乃至一九二三年の間は、英國、獨逸、和蘭、西班牙及合衆國の諸國船が互に輸出品の爭奪をなし、現今に至つては、合衆國が其の競争に優勝したるかを観があるけれども、此の競争は仲々終結したものではない。無論比律賓コブラの輸出に合衆國が優勝したことは、船腹の多數なりしことの外に幾多の原因の伏在せることは、容易に觀取することが出来る。其の所謂幾多の原因なるものゝ中に、コブラが合衆國で高價であること、ココ椰子油の需要が増進せること等も含

まれてゐる。併し、何を言つても、一九一八年以降、比律賓コブラの輸出に於て、若し米船がこれを取扱はなかつたならば合衆國向は今日の盛況を呈しなかつたであらう。

第五節 世界大戦中及大戦後に於けるコブラ取引摘要

一九一三年から今日に至るまでの米領第二期に於ける比律賓コブラの輸出に關し、試に之を概括すれば次の通りである。

- 一、コブラの輸出數量は非常に増加した。
- 二、コブラの取引は歐洲向から合衆國向に遷轉した。
- 三、前項の取引の轉向は、一は世界大戦の爲と、二はココ椰子油の合衆國に於ける需要の増進した爲と、三は比律賓航路に従事する米船の増加した爲とである。
- 四、此の時期に於て、比律賓に始めてコブラの搾油工場が建設せられ、コブラの島内消費が多額になり、製油としての輸出が旺んじた。
- 五、大戦の終結と共に、比律賓のコブラ搾油事業は一時退頓したけれども、忽ち恢復して、ココ椰子油として輸出さるゝ數量をコブラに換算すると、總輸出額の凡そ五〇%位になつた。
- 六、大戦の終結と共に、歐洲各國がコブラ取引に従事するに至つたけれども、其後歐洲行輸出は不振の状態で、矢張り合衆國が主要輸出先である。

以上は以て比律賓のコブラ輸出取引の現況と認むべきものである。

第三章 コブラの生産組織

ココ椰子は比律賓の固有樹種で、而して比律賓には未開地が澤山にあるのであるから、恐らくは島内各地に野生のココ椰子が澤山あるに相違ない。附近各村の土民は此の野生樹株から採取して、コブラに調製する。此の野生的生産なることは、此の群島のコブラ供給額の増減不定なる所以の一と見做さるゝのである。併し斯の如き給源からするコブラの産額を正確に算定することは、とても出来ないことであるから、本書を著作するに當つては、コブラの産額は、島内各地に在るココ椰子農場からの報告を、比律賓農務局で蒐集したものに依つたのである。

コブラの生産に従事するものは、合衆國に於ける各作物の生産者と凡そ同様なる種類のものである。其の主なるものは則ち次の通りである。

- 一、自作農家の生産に係るもの。此の種類の生産は、別に他の作物を栽培すること異りたる處はない。先づ植込を行ひ結實期に達すると、農家は成熟するに従ひ其の果實を採收し、之を切り割つて其のコブラを取り出し、之を乾燥し、而して之を賣却するのである。農家は斯の作物の外に、蔬菜園を栽培するものが多い。特に大農家は、家畜の一群をココ椰子栽培地に放

飼するのが普通である。ココ椰子が結實する様になつてから後は、收穫期の外は、餘り仕事がないからして、農家は他家の賃金労働に従事し、以て其の収入の増加を謀ることがある。

二、小作農家の生産に係るもの。作物の栽植收穫調製等は前項のものと變りはない。併し生産物の賣却は、豫て地主と小作人との間に締結されたる契約に依つて行はるのである。此の契約の條項中には、多くは生産物に對する小作人の取り前を幾割と規定し、此の取り前は小作人の任意賣却に委せ、地主の取り前は、地主の通告次第で之を農場にて直に賣却するとも、或は農場に貯藏するとも、自由なるべき條項もあるのである。

三、俸給支配人の管理する農場の生産に係るもの。生産物の栽植收穫調製等は、前二項と同様にして、之が賣却は農場主と支配人との間の取極で決定されるのである。斯の如き農場管理の方法は、島内に餘り多くは行はれては居ないが、大農場特に外國資本の經營に係る農場では、此の方法を採用して居るのである。

第一節 比律賓ココ椰子の收穫統計 (一ヘクタールは、二・四七英反)

地 方 名	一九二二年作 付面積(ヘクタール)		一九二三年收 穫果數(箇)		コブラの生産額 一九二二年(ポンド) 一九二三年(ポンド)	
	ア	ブ	ラ	ニ	一	二
ア	BO	1000	1000	1000	1000	1000
ブ	BO	1000	1000	1000	1000	1000
ラ	BO	1000	1000	1000	1000	1000

第三章 コブラの生産組織

地方名	一九二二年付面積(ヘクタール)	一九二二年結果株数(株)	一九二三年收穫果数(箇)	コブラの生産額	
				一九二二年(ホ)	一九二三年(ホ)
アグサ	二九三	四一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
アパ	一〇,九六七	三,四二五,一〇一	五,三九〇,〇〇〇	二,一六五,四四一	二,四六六,九六七
アテ	二,六〇〇	一,三九〇,〇〇〇	四,一八五,〇〇〇	一,七四四,八八八	一,四六六,九九九
パネ	一,八九九	一,〇〇〇,三三三	九,九三〇,〇〇〇	一,五三三,〇〇〇	—
パタ	一〇,六	一一,四一八	五,四〇〇,〇〇〇	—	—
パガ	四,四九九	一,六九九,四八三	七,九四二,〇〇〇	二,五四六,一七二	三,一五二,六九五
ホ	一一,二二六	一,四四七,七三三	五,九六三,三三三	三,三九九,九〇七	三,四二二,八三八
ブキ	六四	三,〇〇〇	二,二〇〇	—	一,三九六
ブラ	一〇,六	二,八二〇	一,三三三,〇〇〇	—	—
カガ	一,四八八	二,七三三	一,五二七,〇〇〇	—	—
カマ	八,九三二	一,五〇九,九九三	一,六二〇,五〇〇	一〇,四四一,三三六	九,九八五,三三八
カマ	一,四八〇	一,七二五,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	九,八五五,六八六	一,五二二,七五〇
カ	一一,〇六六	八,五五,〇〇〇	一一,一〇〇,〇〇〇	九,四四七,三〇〇	一一,七五七,七八九
カ	一,一四七	二,八	二,〇〇〇,〇〇〇	五,四四二,二六	七,七二七,四三三
セ	三,七三五	四,六〇,〇〇〇	一一,一五五,六〇〇	五,九七三,九九七	六,一三三,三三三
コ	二,七三六	二,〇〇〇	一,九七二,〇〇〇	三,〇六七,〇〇〇	二,八八八,四四四

第三章 コブラの生産組織

ダ	五,一四三	二,八六七,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三,四二二,三六六	二
イロ	二,八四	一,六三〇	一,七三〇	—	—	—
イロ	六,一五	七,九一〇	九,五五五	一,六八七,二五	三,一五二,七三	三
イロ	八,七四	九,三六六	一,四八八,〇〇〇	七,三三三,〇七	六,〇〇〇,〇〇〇	三
イロ	四,五〇七	六,二七九	一一,三三三	—	—	—
イ	六二	五,〇〇〇	一,九〇〇	—	—	—
イ	四,五〇七	六,二七九	一一,三三三	—	—	—
イ	一〇,一	一,五二〇	五,〇〇〇	五,九一一,一〇	一一,二五七,〇〇〇	二
ラ	一,八七	一,〇三六	一一,四四五	一〇,〇五〇	七,九六二,一〇	三
ラ	一,六二七	二,〇〇〇	八,七六八	四,〇二二,九八四	四,三八〇,五七五	六
マ	八,〇一〇	一,五八七	三,三三三	一,五八八,九九六	二,二五五,九九四	二
マ	五,四三三	八,六三七	一,三三三	七,五五五,九九三	七,五五五,九九三	一
マ	八,九三三	一〇,七三〇	一,一八二	五,八四四,〇七〇	五,九一〇,一三三	三
ミ	一一,三三三	一,三三三	一,三三三	六,七五五,一一一	七,七五五,一一一	三
マ	八,九	一一,一〇〇	一〇〇,一〇〇	一,三九九	—	—
マ	一,五七	一,八九九	一,八九九	—	—	—
マ	一,七	〇,〇〇〇	一,一〇〇	—	—	—
マ	五,九八七	六,四三三	一,六八八	九,七五五,二八九	八,六八八,五九九	一
オ	九,一六六	一〇,四三三	五,一七二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,五三三,一七七	九
オ	二,四二二	二,一〇〇	一,九七二	一,〇三三	三,四二二,三六六	二

地方名	一九二二年作		一九二三年收		コブラの生産額	
	付面積(ヘクタール)	果株数(株)	穫果数(箇)	一九二二年(ポンド)	一九二三年(ポンド)	一九二三年に於ける順位
バムバンガ	5	11,600	12,000	—	—	—
パンガシナン	10,815	1,084,940	1,000,000	9,311,224	6,437,946	二
リザール	331	1,104	5,000	—	—	—
ロムプロン	8,946	9,334,340	3,249,900	8,646,111	1,014,180	一三
サマ	11,840	3,104,110	1,114,300	6,147,104	6,733,639	四
ソルソ	6,711	8,700	3,500	1,395,644	1,146,311	一五
スリガ	11,011	2,200	1,104,000	5,131,824	6,742,148	二〇
タルラツク	23,131	21,030	11,701,000	1,344,108	1,389,808	一四
タヤバ	9,011	9,811,180	2,713,000	1,585,065	1,563,672	一
サムバ	1,181	1,530	3,100	6,307	9,740	三〇
サムボ	1,315	1,878,70	6,342,000	4,021,143	3,676,735	二七
サマボ	4,144	5,101,345	1,515,000	8,066,674	8,151,190	七
計	44,144	51,101,345	17,151,000	80,666,674	81,511,190	—

第二節 乾燥方法の説明

ココ椰子の果實を採收してから後の問題は、如何に之を調製して以て市場に提供するかに在る。

採收した儘の果實は、外果被、内果被、果肉及水分から成立してゐるが故に、直に其儘之を輸出するのは無論不經濟な事であるからして、差し詰、果肉を取り出して之を乾燥せねばならないのである。此の乾燥した果肉こそ即ち所謂コブラであるが、其の乾燥方法に三種あつて、コブラの品質品等は、此の乾燥方法の如何に依るのであるから、聊か次に其の乾燥方法を記述しよう。

- 一、陽乾コブラ (Sun-dried copra)。陽乾コブラは、果肉を日光のみにて乾燥したもので、其の普通方法としては、先づ外果被を去り、次に内果被を二つに縦割し、之を箆の上に並列し、日光に當て、乾燥させるのである。乾燥の進むに従つて、果肉は自然利用の道に乏しき果殻から分離する。乾燥時間は、晴天なれば凡そ五日間で十分乾燥を終り、後に之を袋に詰めて市場に發送する事が出来るのであるが、陽乾コブラは、コブラ中の第一等品に位するのである。此の陽乾コブラは、大抵外観白色清潔で、何等の著色も臭氣もなく、水分の含量は九割である。
- 二、タバヤン乾燥コブラ (Tapanjan-dried copra)。陽乾コブラの場合に於て、生産物を立派に仕上げんとするには、兎に角晴天が續かなくてはならない。然し島内の或る地方特にルソン及サマ

ルは、コブラの二大生産地であり乍ら、ココ椰子の果實を收穫する季節に於て、其の天氣が甚だ不安なのである。これが爲と、其他二三の理由の爲とに依つて、これ等の地方及これと同一天候の下に在る地方では、土語のタバヤン Tapanjan (Tapanhan と綴る) とあり) と稱するもの

を用ゐて、其の上でコブラを乾燥することが一般である。タバヤン是一種の竹篋で、其の廣さ凡そ二十呎平方である。此の竹篋の下に粗造の土竈を築き、竹篋の上は椰子の葉で屋根が葺いてある。陽乾法の時と同様に、先づ果實は其の外果被を剥がれ、更に之を二半分に分断され、其の果肉の附着した儘で竹篋の上に並べられたる後、下方の土竈に點火する。之が燃料は大抵果實の外果皮で、此の焚き火の熱氣と熱烟とで果肉が乾燥さるゝのである。而して果肉の乾燥分離せし果殻は、之を土竈の中に投じ皆燃料とする。斯の如くして乾燥の時間總數は、五時乃至十二時間を要する。此の方法で乾燥したコブラは、煙乾コブラ若しくはタバヤン・コブラ、即ち實乾コブラと稱し、其の品質には種々なる等級があるのであるが、これはコブラの品質等級の項下で詳述するであらう。

三、人工乾燥コブラ 實際比律賓には、未だ人工乾燥のコブラは生産せられないのである。比律賓のコブラには、陽乾と實乾との二種あるのみであるから、人工乾燥に關する機械も方法も何等の記述すべきものはない。併し、人工乾燥は、少費を以つて優良なるコブラを生産するものであるから、錫蘭や印度の如くに、比律賓でも人工乾燥法が一般に普及しない筈はないと思ふ。尤も比律賓では、人工乾燥の普及運動は、既に餘程以前から發動して居るのであるけれども、捗々しい進境を呈しないのである。

第四章 生産者より消費者に至るコブラの経路

吾人は既にコブラの如何に栽植調製さるゝものなるや、又島内各州に如何に分布され居るやを學びたるが故に、次に知らんとする處のものは、コブラが其の生産農場から如何にして消費地及輸出地に運び出さるやの経路である。此の経路は (甲)鐵道に依るもの (乙)水路に依るもの、二様であるが、此の二様の経路を辿つて、コブラは、マニラ、セブ、イロイロ、サムボアンガ及ホローの如き輸出港に集中するのである。其の内でもマニラは最も主位を占むるのである。それは (一)其の位置がコブラの生産地と近いこと (二)コブラ搾油工場の所在地であること (三)島内通商航路に當ること等の爲であるが、其の(一)及(二)は少しく考慮さるれば之を諒解するを得るならんも、(三)は聊か説明を要するであらう。

先づ第一に、比律賓の主要食料は米であつて、其の主産地はヌエーバ・エシハ、バンガシナン、タルラック及ラ・ユニオンの諸州の如き、中央ルソンの平地の上部地方の外、尙ほ多少他の地方にも生産せらるゝのである。此の米がマニラに集中し、マニラは此の米の外に、外國からの輸入米(主として印度支那から)其他の食料品、棉花、器具機械及雜貨等の輸入般賑な處で、比律賓の輸入品の多分は先づマニラに輸入せらるゝのである。而して此のマニラに集中した米及其他の貨物は、マニラから島

内通商船舶に依つて南方へ輸送されるのであるが、其の船舶の歸航の時は、南部諸島(マニラから南方に在る總て諸島を南部諸島と稱す)の物産を積込んで来る。これ等の物産は、マニラ麻、砂糖、煙草、挽材及コブラであるが、今吾人の論せんとするものはコブラである。

更に前述の南方輸送には二様あり(イ)一はマニラと需要地との間を往復直航するもの(ロ)他はマニラから或る積換地點まで輸送し、其處から更に需要地へ轉送するものである。而して其の孰れの方法を採るやは、運賃次第で定まるのである。之を概言すれば、東部ルソンの諸港及ミンドロ、マリンドウケ、マスバテ、バラワン及ロムブロン諸島へは、マニラから直送し、バナイ島、オクシデンタル・ネグロスへは、イロイロ港から海路轉送し、セブ、ボホール、レイテ及ミンダナオの北岸へは、セブ港から海路轉送するか、或はレイテ、ボホールへならばタクロバン港(Tacolban)から海路轉送するのである。ミンダナオの南岸の貨物は、サムボアンガ港で積換へ、スルー諸島行のものはホロー港で積換へるのである。

第一節 マニラに集中するコブラの海路輸送

コブラが各小寄航地へ蒐積して来ると、マニラへ歸航する船舶は之れを積み取り、マニラへ直航するか、或は轉送積換地まで之れを輸送するのである。普通此の積換へ輸送に依るコブラは、マニラに達するものではなく、積換へ地から直に島外へ輸出される、ことが多い。例へば最近五箇年間のイ

ロイロ、セブ及サムボアンガ各港に於ける輸出數量は、此等の諸港へ蒐集し來る數量より尙ほ多しといふ有様である。即ち、積換へ貨物は輸出の方へ振向けられてゐる。

第十二表は此のマニラに集中するコブラの海路輸送の數量を示さんが爲に製作したのであるが、これは、其の資料を農務局及税關の一九二二年の諸報告から取つたものである。

第十二表 海路輸送に依りマニラに集中するコブラの數量と島内各州に於けるコ

ブラ生産額との比較(一九二二年)

州名	コブラの産額(ポンド)	海路輸送に依りマニラに集中するコブラ	
		數量(ポンド)	百分比
アグサイン	五、六一三、八九三	一一、五九三、一四七	九九・七〇
アタル	一一、六一五、四三一	七三一、一五四	二八・七〇
パタガ	一五、三四〇	一一、八九七	〇・〇四
パタガ	二、五四六、一九二	一五九、一七〇	一〇〇・〇〇
ボボ	三三、六九五、九〇七	五、一八八、二一一	四九・六〇
ボボ	一〇、四四一、三三八	四、二七八、四九九	四三・九〇
カマリネス・ノルテ	九、八五五、六八六	九、九七四、三五六	一〇五・六〇
カマリネス・スール	九、四四五、七三〇	一六、五三六	三・一〇
カビ	五四二、四二六		

第四章 生産者より消費者に至るコブラの経路

州名	コブラの産額(ポンド)	海路輸送に依りマニラに集中するコブラ	
		数量(ポンド)	百分比
セブ	五九、三七三、九五七	二、一六六、九二三	三・六〇
コタバト	三〇六、七七〇	一、三四四、三七八	三三・一〇
ダロス・スール	四、〇六一、九一五	二七八、七六七	一六・五三〇
イロコス	一六八、七二五	一、四二六	〇・二〇
イロイロ	七、三一五、〇七二	九、五二三、七七二	二〇・六〇
ラナオ	五九一、二三〇	一九、一五二、三四三	二二・二〇
レイト	四七、五二九、八四一	五、四〇二、二二二	七・一六〇
マリンドク	一五、六八九、八九六	四、二九四、三六二	七・二九〇
マニラ	七、五四九、三三三	二、四七七、〇八九	一〇・九〇
ミンダナオ	五、八九四、一七〇	一、三一〇、〇二七	三〇・八〇
ミサミサ	八七、五二〇、一一一	四六〇、五〇九	四・九〇
オグシデンタルネグロス	九、七五五、二八九	一〇、〇四三、四四四	一一・二八〇
オリエンタルネグロス	二二、六四一、〇二六	四一、一三六、二一九	六七・〇〇
パラワン	四、二五〇、一六〇	一一、四〇三、六五一	八一・七〇
パンガシナン	九、三二一、六二六	一六三、四四一、八二九	二〇・二〇
ロムブロン	八、八七六、八一		
サマラ	六一、四五七、二〇四		
ソルソゴ	一三、九五六、六四四		
スリゴン	五、二三一、八二四		
スリガ	一三、四四二、一〇八		
スリガ		三八四、四〇三	二・九〇

タヤバ	一五八、五七〇、八五三	二〇、八六七、九二八	× 一三・二〇
サマバ	六三〇、二七三	五九〇、二八七	九三・七〇
サムボアン	四〇、四二二、一四三	三三二、四一三	〇・〇八
其他	一四〇、三三八、九五〇	六五七、六九六	〇・五〇
計	八〇八、六六六、八七四	一六三、四四一、八二九	二〇・二〇

備考

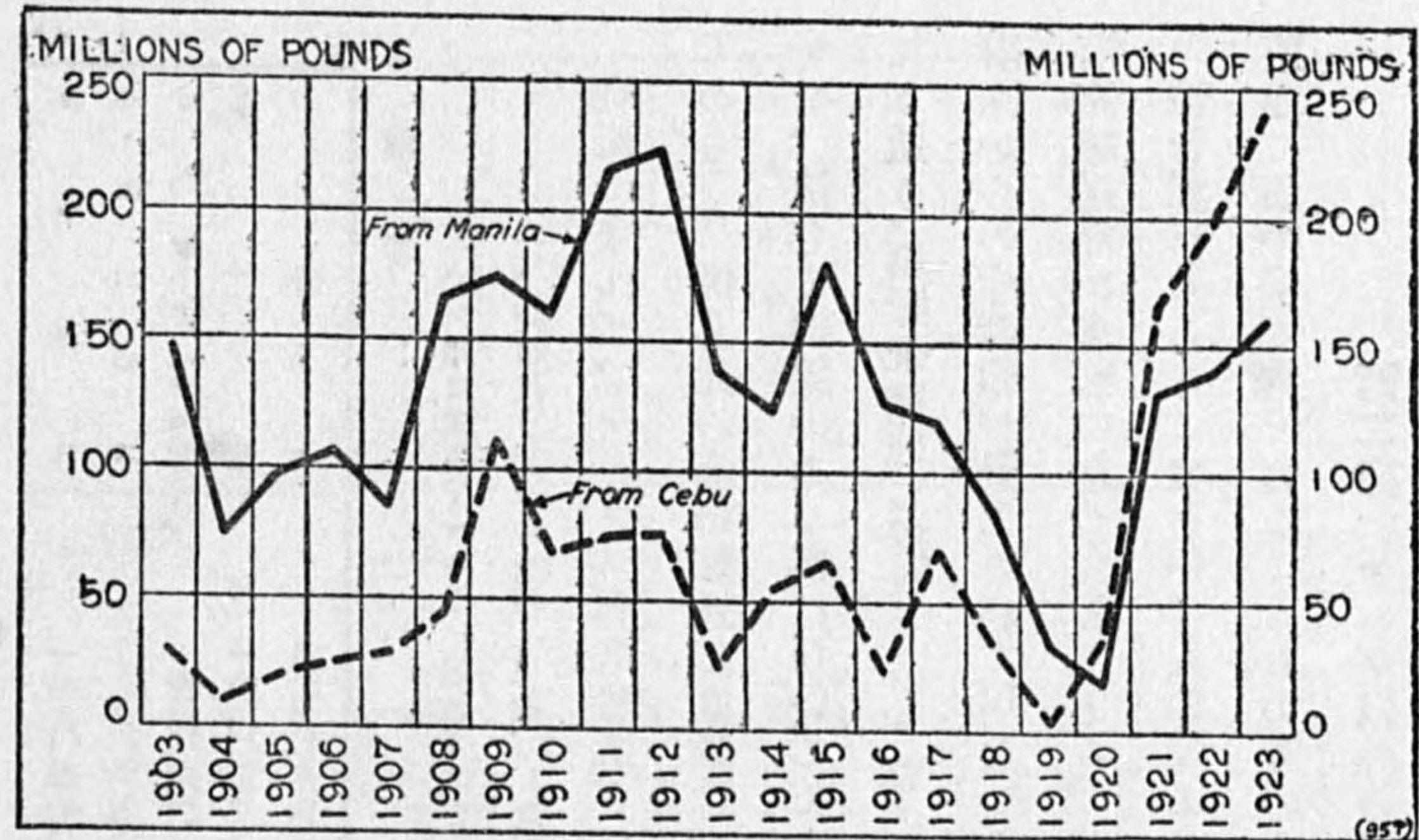
一、×印は鐵道でマニラへ輸送されたものが多額なりしことを示す。

二、印はラグナの産額一三七、二九二、一六六ポンドを含むもので、其全額が鐵道でマニラへ輸送されたのである

前表に據れば、マニラへ海路輸送されたものが、其の州の産額に超過せるものゝあることを認むるであらう。併し此の海路輸送の數量は、商工局が直接に税關から報告を取つて集計したものであるから、決して誤謬のある筈はないのであつて、斯の如き數字上の相違を來す所以は、既に前に述べたる通り、原野未開地に於けるコブラの生産額の報告漏れとか、官有原野及官有開拓地等に野生せる樹株からの生産額が計上されて居ないものがあるから、各州の産額數字が實際よりも少額となり、海路輸送額が多額になつたのである。前表に海路輸送額の一〇〇%以上になつて居るのは、則ち此の報告漏れのあることを示すものである。又此の超過は、時として他州の生産に係るものが貨物集積地に集中する爲であることもあるのである。

第二節 マニラ以外の諸港に於けるコブラの集積

第四章 生産者より消費者に至るコブラの経路



第五圖 自一九〇三年至一九二三年のラニマセ及びコブラの輸出額

マニラ以外の輸出港、特にセブ、イロイロ、サムボアンガ及ホロー、スルの諸港に於けるコブラの集積數量を知ることは有益であるのであるけれども、不幸にして其の材料が得られないのは遺憾である。此の諸港に於ける荷動きの状況は、コブラの取引に興味を有するもの、第一に必要なところである。併し、これは此の諸港から輸出される、數量を調査すれば凡そ諒解が出来ると思ふ。コブラが輸出港へ集積して来た後、輸出若しくは消費の爲めに処分される有様は、仲々活潑なもので、世界大戦以降は、需要が急であるが爲に特に活潑で、貨物が多量に輸出港に停滞すると謂ふことは殆んどなかつたのである。著者の経験に依ると、コブラは生産されてから以後六十日以内に輸出されるのが普通である。マニラ及セブの搾油工場で搾油するコブラは、前月分の生

産に係るもので、其の油は搾油当月限りに悉く輸出され盡すと云ふことである。それ故にコブラの輸出額を示す数字は、大要其の主要なる輸出港に於けるコブラの集積額を示すものとせられて居る。而して此の数字(第十三表)は、又島内に於けるコブラ取引の大勢を示すものと言て差支へないのである。

第十三表 比律賓の各輸出港に於けるコブラの輸出額 自一九〇九年(單位ポンド)

年次	マニラ	イロイロ	セブ	ホロ	サムボアンガ
一九〇九年	二八四二、二七六	五〇六一、三六〇	六、一四〇、八二〇	三、〇〇〇、八二二	
一九一〇年	三三三、九三三、四七九	六、一四〇、八二〇	四、九七一、四四三	八、二四六、二七	
一九一一年	六四、五七九、一八五		三、一七九、四九九	一、六六二、〇九九	
一九一二年	八八、九八三、三三三		三、〇二八、三九九	一、四一三、六八七	
一九一三年	一四七、二三五、二二三		九、三二九、六五三	六、四八八、八三三	
一九一四年	七三、八三三、二五九		二〇、五四九、八〇八	一、二七六、〇五五	
一九一五年	九七、五二二、四八六		三、八六〇、七〇二	一、〇三三、八八三	
一九一六年	一〇五、八〇七、七〇〇		三、八六〇、七〇二	一、九七五、六七〇	
一九一七年	八五、一〇二、二九〇	八三、五〇六	四、三五一、六四〇	一、八五〇、七二五	
一九一八年	一六、六五四、一九一		一、二二九、八五〇	一、八五〇、七二五	
一九一九年	一七、三九三、七五三		六、八〇八、九六九	三、五三三、七三六	
一九二〇年	二六、一五七、二五六		七、四八一、七六四	三、四三三、一一〇	
一九二一年	二二、六九二、八二五	六、九九九、〇〇〇			六、二二〇、〇五

年次	マニラ	イロイロ	ゼブ	ホロ	サムボアンガ
一九一二年	三三三、三三三	七〇、二四〇	七五、一三三	三、一〇三	五、六三三
一九一三年	一三六、一四一	五、四二二	三、五七二	一、九七五	四、九七二
一九一四年	一三三、八三〇	四、〇一五	五、四三三	四、一五七	六、五七〇
一九一五年	一八〇、六七九	六、六四六	六、四九六	一、六五〇	五、八二五
一九一六年	一七三、三四五	三、九二九	二、四七三	五、四九〇	二、七二九
一九一七年	一七〇、八二二	九、〇〇七	七、〇四九	三、六七六	四、五三三
一九一八年	八五、九六九	七、七五〇	三、五二二	一、八七九	三、三三三
一九一九年	三三、三〇九	一、一五八	三、二四五	八、七九〇	三、二六八
一九二〇年	一七、七二六	—	三、三九二	八、七三三	一、八五九
一九二一年	一三、三三三	一、一〇七	一、六五三	五、〇八二	一、八三九
一九二二年	一三、七五四	一、七五四	一、八七三	三、八九九	二、四二二
一九二三年	一六、〇九五	二、〇三八	二、一五四	三、五三七	三、〇九八

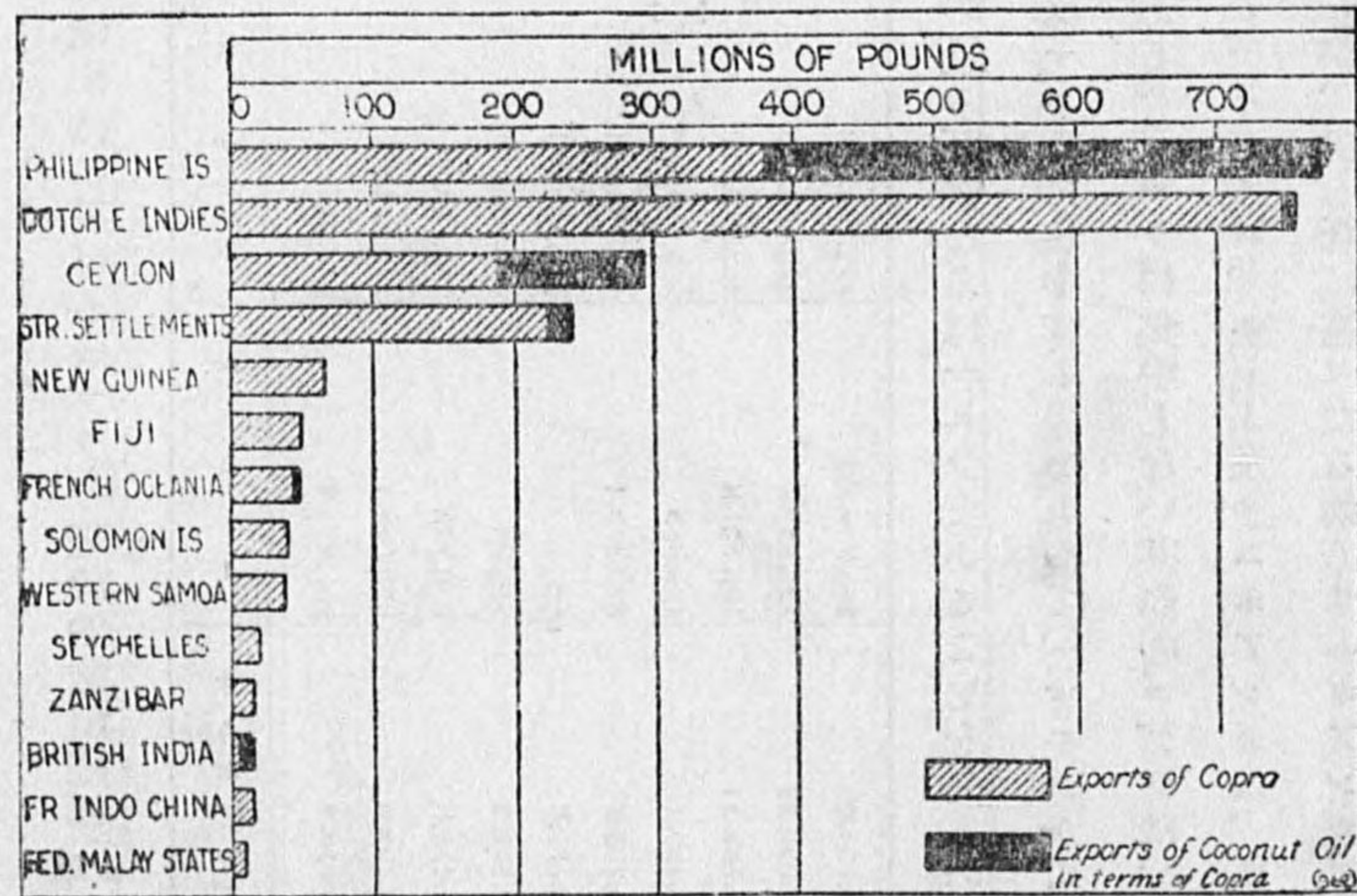
即ちマニラは世界大戦以前より其後に至るまで、コブラ輸出の主位を占め、而してゼブは戦前及戦時中は第二位にあつたけれども、最近三箇年以來は進んで主位を占むるに至つた。戦後に於てサムボアンガ港より輸出が旺盛になつたのは一奇觀で、これは前に述べた通り主として、サムボアンガ及ダバオ兩州よりの生産が増加した爲である。特にダバオ州の生産は近時の發達にて、尙ほ今後大いに増進する見込である。これが爲にサムボアンガ港の輸出額は、尙ほ今日よりも遙に多額に増

進するであらう。

第三節 コブラの理論的輸出總額

前節第十三表の數字は、コブラとしての輸出額のみを示し、油の形となしたるものをコブラに換算した數字が加へられて居ないのであるからして、コブラ輸出の理論的數量を示すものは謂ふことが出来ないのである。第十四表は、即ち此の目的に應じて製作されたもので、一九一四年以降、コブラ一ポンド油〇・六ポンドの割合を以て輸出港から輸出せられたる油をコブラに換算し、全部コブラとして輸出されたるものとなし、所謂理論的輸出總額を得之を表示したものである。

第四章 生産者より消費者に至るコブラの経路



第六圖 自一九一四年至一九二三年之南洋及菲律賓兩港輸出之理論總額

第十四表 自一九二四年比律賓の各輸出港に於けるコブラの理論的輸出總額(単位ポンド)

年次	マニラ	イロイロ	セブ	ホロ	サムボアンガ
一九一四年	一七三、六六〇・九二	四〇、二〇二・五	五四、四三九・四七	四一、八五七・二九	六五、八七〇・九一
一九一五年	三三、五三九・七七九	六、六四九・〇五六	六、六四九・〇五六	一、六五〇・八四二	五、八二一・五六八
一九一六年	一七、七九九・五三三	三、九二九・八九一	三、三〇五・九四四	五、四九〇・〇二〇	二、七八一・九四三
一九一七年	三三、六九〇・六四四	九、〇八三・〇〇七	一、三三二・四五〇・五八	三、六六七・六	四、三六四・五〇
一九一八年	五〇、一〇六・七五六	七、七五〇・九五〇	一、三三七・八四二・三三	一、八七九・〇六四	三、二七四・四四
一九一九年	四三、六三二・八五六	一一、二九一・五八三	一一、五一一・五八七・八七	一、八七九・〇六四	三、四二六・六八三
一九二〇年	三三、四〇六・四〇四	二、九九〇・二	八、五〇八・五〇六	八、七三七・五	一、八五九・七七八
一九二一年	三六、四八二・六〇八	一一、三三六・〇七七	二、四三三・四八三・六	五、〇八二・三二	一、八三三・七三六
一九二二年	四九、九一八・九〇七	一七、五八八・六八四	二、三〇五・七二四・八	三、八九九・六四九	二、四二二・五二二
一九二三年	四四、二八六・八四八	二〇、三三三・八四八	二、八〇四・三六九・九	三、五三三・七五四	三、〇六八・八三三

前表に據れば、比律賓島内に於てコブラの取引の最も旺盛なるはマニラであることを知るのである。實際島内コブラの毎年總産額の大略三分の二はマニラに集中するのであつて、マニラから更に島外へコブラとして又は油として輸出さるゝのである。マニラに集中しない其他のコブラは、セブに廻送され、該港から島外へ輸出さるゝのである。イロイロ、ホロー及サムボアンガは、島内産のコブラの一小部分を取扱ふに過ぎないものであるが、併し既に述べたる如くサムボアンガはコブラ取引上將來有望の港である。

第十四節 島内各輸出港に於て取扱ふコブラの數量(百分比)

次表は、各輸出港に集中するコブラの數量の、島内總産額に對する百分比を示すものである。

第十五表 自一九二四年島内各輸出港に集中するコブラの總産額に對する割合%

年次	マニラ	イロイロ	セブ	ホロ	サムボアンガ
一九一四年	七二・五	一七	二二・一	一八	二八
一九一五年	七四・〇	二二	二一・四	〇・五	一八
一九一六年	八二・四	一八	一五・一	〇・三	一三
一九一七年	六〇・三	一一	三六・二	〇・一	一三
一九一八年	七三・七	一四	二五・三	—	〇・六
一九一九年	七五・〇	二〇	二二・〇	—	〇・六
一九二〇年	七四・四	—	二四・九	—	〇・五
一九二一年	五九・〇	一三	三三・三	—	〇・七
一九二二年	六四・四	二二	二九・六	—	〇・五
一九二三年	五七・四	二六	三三・八	—	〇・五

備考 右の各港へ集中し来るコブラの各年の合計が、丁度一〇〇に達するは、其れが各年の總産額に對する%であるからである。即ち、或年にはコブラの少額が手持となりて次年へ持ち越すものがあり、或年には各港へ集中するコブラの總額が其年の總産額に超過することもあるのである。

第五節 マニラ行鐵道輸送

セブ、イロイロ、ホロー及サムボアンガの各港へコブラの集中するのは、主として島内水路輸送に依るもので、無論これはサムボアンガの外、各港が皆小さき島嶼の上に在るから、其の島内のコブラの産額より各港へ他から集中するコブラの方が遙に多額であるが爲である。然るにマニラは之れに反するのである。既に述べたる如く、比律賓のコブラの主産地は、ルソン島のラグナ及タヤバスの兩州で、此の兩州からマニラに輸送するコブラは大抵鐵道に依るのである。前掲各表に據れば、一九二二年にマニラで消費若しくは輸出したコブラは、四九九、一八六、九〇七ポンドに達し、其の内水路輸送に依つて集中して來たものは、一六三、四四一、八二九ポンドに過ぎないのであるから、殘餘の三三五、七四五、〇七八ポンドは即ち鐵道輸送に係るものである。

此の場合、鐵道でマニラへ輸送されたコブラの現實なる數字が欲しいのであるけれども、それが出來ないのである。鐵道報告の中に在る、其の取扱ふたコブラの數量なる項目の下に左の如き表がある。

年次	(ボンド)	年次	(ボンド)
一九一四年	一三四、七九一、〇〇〇	一九一八年	二四二、七〇七、〇〇〇

一九一五年	一四一、二三三、〇〇〇	一九一九年	二一六、二二五、〇〇〇
一九一六年	一一二、二〇一、〇〇〇	一九二〇年	一六七、二四八、〇〇〇
一九一七年	二一一、五四五、〇〇〇	一九二一年	二七二、六七一、〇〇〇

前表各年の取扱數量は、コブラの主産地からマニラへ鐵道で輸送されたものが、其の大部分であることを想像するに難くはないけれども、實際此の數量の中には、マニラ以外の各港へ鐵道で輸送されたものを含むと謂ふことを考慮するならば、矢張りマニラだけにコブラが鐵道輸送された數量は、正確でなくなるのである。併し、マニラに集中し來る海陸輸送のコブラの略七割は、鐵道輸送に係るものと謂ふてよい。

第六節 島内に於ける船積運賃の關係

コブラの船積輸送が、如何に各輸出港に於けるコブラの集中に影響するかは、既に述ぶるが如くであるが、沿岸航路の運賃も亦これと同様非常なる影響を有するのである。マニラのコブラ取引に於ける地位は殆んど獨占的である。これは、マニラに在る輸出商及製油業者が競争的に、コブラをマニラに集中するからである。此の競争が吸収力となつて、總てのコブラを各地からマニラに收攬するのである。若しも何等の障礙がなければ、比律賓の總てのコブラはマニラに集積することであらう。然るに、これに對する障礙は、沿岸水路運賃の格別に高價なることである。無論これは屢次

改正はせられたけれども、一九二二年商工局の報告に依れば、其の運賃は尙ほ左表の如く高價であるのである。

第十六表 一九二二年沿岸水路運賃表(メートル噸二、二〇四・六封度)

マニラに至る	一メートル噸に付	一ロンク噸に付	マニラに至る	一メートル噸に付	一ロンク噸に付
アバロ(Apari)より	七二五	七二〇	セブーより	六九〇	七〇〇
パダン(Pandan)より	五五〇	五五〇	タクロバンより	六八三	六九〇
レガスセーより	六七五	六八三	サムボアンガより	八四五	八五〇
イロイロより	六三〇	六三〇	ホローより	八八五	八九〇

前表の如き運賃が實施されて居ると時、マニラ、セブー、イロイロ及サムボアンガからサンフラシスコに至る運賃は、一ロンク噸に付き僅に六弗であつた。此の運賃は、合衆國管船局と日本及英國の各汽船會社の代表者とが協定したもので、此の協定に入らない汽船會社では、これよりも尙ほ低價で契約したのである。著者の知る處に依れば、一九二三年の初頃に於て、マニラからコブラを米國の太平洋岸へ輸送するが爲に、一ロンク噸に付き、三弗七拾五仙で備船されたことがある。斯の如き安價なる太平洋航路の運賃に比較して見れば、比律賓領内運賃が禁止的運賃であることは明瞭である。

第七節 前諸節の摘要

之を要するに

- 一、最も多額にコブラを生産地から吸集する地點はマニラで、セブーはこれに亞ぐものである。
- 二、前項の二港は、實際比律賓全部のコブラ及油を輸出するものである。
- 三、サムボアンガ港はコブラ取引上將來有望なる地點である。
- 四、マニラに集積するコブラの七割は、鐵道に依り、三割は水運に依るのである。
- 五、コブラがイロイロ、セブー、ホロー及サムボアンガの各港に集積するのは、殆んど悉く水路に依るのである。
- 六、マニラから南部へ主要食料品を輸送することは、其の復航にコブラを積み歸るが爲に、マニラを自らコブラの集中地點たらしむるのである。
- 七、沿岸水路運賃の高價にして、太平洋船賃の安價なる事は、セブー、イロイロ及サムボアンガをコブラの集中地點たらしむる傾向を有する。

第八節 コブラの季節的荷動き

コブラの荷動上重要なことは、季節に依つて供給に増減があることである。一方に於て、コブラは普通の作物と異つて、ココ椰子の果實が一定の季節に成熟せぬので、一度に收穫物の全額を運

第四章 生産者より消費者に至るコブラの経路

搬せねばならぬ必要がない(例へば普通作物なる玉蜀黍の收穫期は、合衆國では八月から十月の間である)。又他方に於ては、コブラの生産額は月々に依つて一定でない。然し概言すれば、コブラの六―七割が七月一日から十二月三十一日までの間に製造さるゝのである。それ故に、コブラの毎月輸送額が輸出商に取ては非常に大切なのである。

マニラ、イロイロ、セブ、ホロー及サムボアンガに、毎月コブラが集中する數量に關しては、何等政府筋の統計がないけれども、コブラがこれ等の輸出地點に集中するや否や、直ちに皆輸出さるゝから、此の毎月の輸出數量こそ、毎月の集中數量と謂つてよいであらう。併し此の數字を考察するには、二三の注意すべきことがある。第一、輸出の數量は普通各港に集中する數量より一箇月後るゝこと、第二、輸出數量が四月と十二月とは減少すること、これは四月には復活祭があり、十二月にはクリスマスがあるからである。第三、これ等の數字は各港に集中する數量を正確に示さんが爲のものではなく、單に其の集中する各月の割合を示すものであること。

第九節 主要なる輸出港の月別輸出額

前掲の三要點に注意して次の第十七表と第七圖とを觀察するがよい。第十七表は島内主要なる輸出港に於ける月別輸出額を示し、第七圖は、マニラ及セブからのものを圖示したのである。

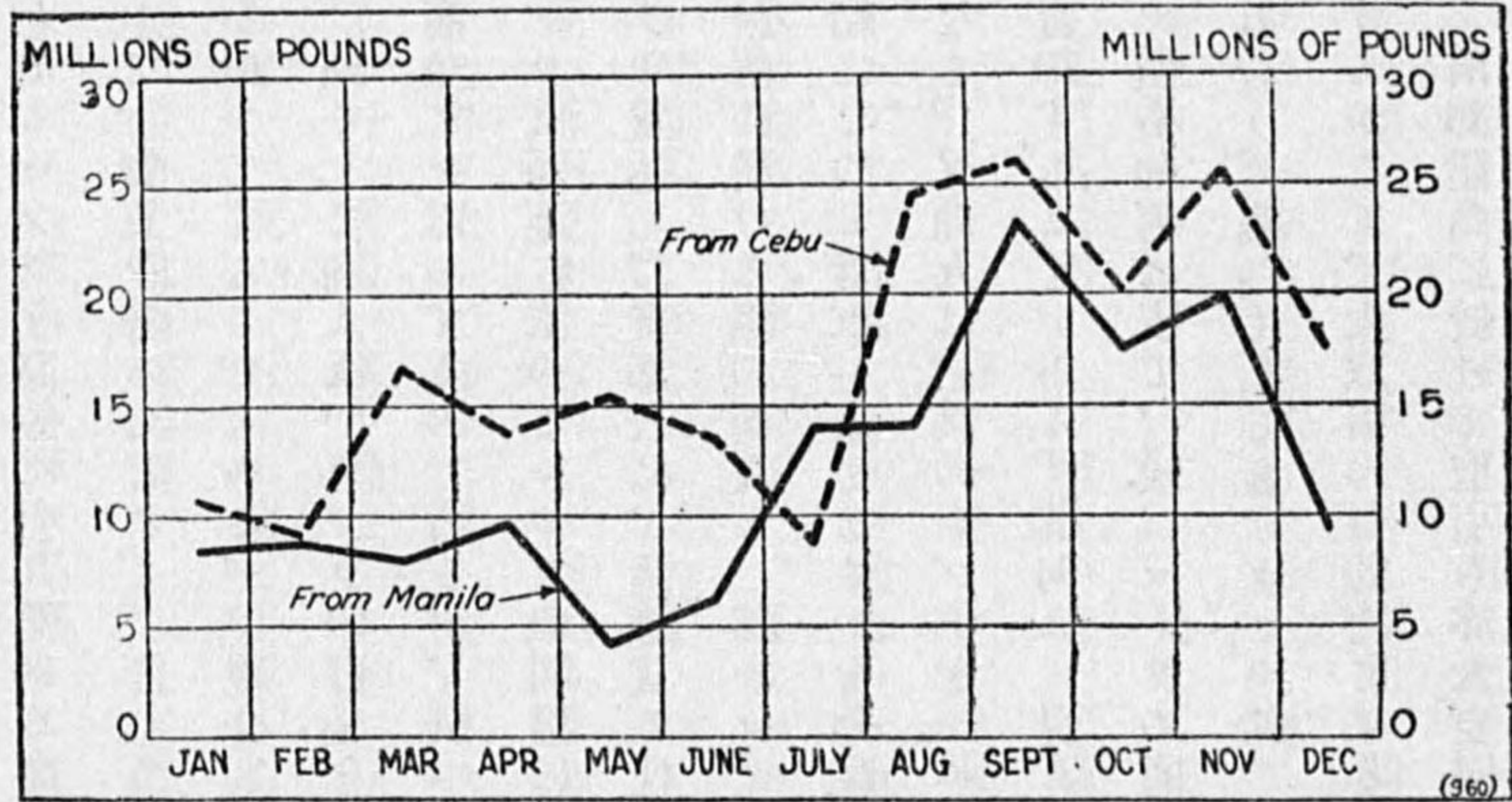
第十七表 自一九二一年 至一九二三年 主要輸出五港コブラ月別輸出額

月別	一九二二年(ポンド)					一九二三年(ポンド)					以上三箇年平均	
	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五		
マニラ	八,一六三,五四六	八,八二六,八八八	八,九九一,〇八二	一三,一〇一,〇九八	二六,九四四,〇七	一〇,〇七七,七六七	九,〇七二,四〇一	八,三九九,九九九	一三,一八〇,七七四	二二,三二八,八一	八,三三〇,五八四	五六
セブ	七,七九六,〇三七	三,七三二,七五二	一〇,七一一,七八五	二六,九四四,〇七	三三,〇八〇,六〇	六,一七〇,〇七〇	九,九九七,六二七	九,九九七,六二七	三三,〇八〇,六〇	二二,三二八,八一	四,二二二,八八一	二九
ホロー	一,三三二,二七三	一,五六一,二四四	一,四七二,一七五	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	六七
サムボアンガ	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	一,三三二,二七三	四
計	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一三,一〇一,〇九八	一〇〇
イロイロ	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	二,六七二,二六六	七三
一	八,九五九,九四七	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	一,五五九,九一八	三〇

第四章 生産者より消費者に至るコブラの経路

月	一九二一年(ポンド)			一九二二年(ポンド)			一九二三年(ポンド)			以上三ヶ年平均
	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	
一月	36,845	36,118	37,515	11,105	11,118	70				
二月	30,424	32,118	31,101	11,946	11,913	79				
三月	22,287	25,860	18,475	11,877	11,877	77				
四月	14,450	16,071	14,209	11,442	11,442	109				
五月	19,118	17,384	18,577	11,932	11,932	78				
六月	50,697	42,369	33,197	11,610	11,610	84				
七月	18,999	24,999	18,665	11,000	11,000	83				
八月	21,710	22,710	19,863	11,863	11,863	81				
九月	14,000	16,000	15,713	11,571	11,571	81				
十月	14,000	16,000	15,713	11,571	11,571	81				
十一月	14,000	16,000	15,713	11,571	11,571	81				
十二月	14,000	16,000	15,713	11,571	11,571	81				
計	215,907	215,907	215,907	115,110	115,110	100				

前表の數量は、各港に到着するコブラの月別數量と一致するものである。之に據れば、マニラに於ける荷動は七月に初まり、九月最高に達し、それより翌年の初まで漸次に減退するを認むるのである。而して、一月から五月まで低度の平均荷動を繼續し、五月を以つて季節柄最低に達するのである。セブでは、季節少しく晩れ、貨物の出動は八月に始まり、九月十月及十一月の三箇月が最高



第七圖 自一九二一年一月至一九二三年三月間マニラ及セブ港平均月別輸出ラポコ

で、而して後漸次に減退するのであるが、セブでは三月、四月及五月に第二次的の荷動きがあり、七月に至りて最低に達する。サムボアンガ及ホロー兩港の季節は、尙ほ晩くして、十月、十一月及十二月が最高で、六月が最低である。併し出貨は周年絶えることなく、取引も亦年中其の活動を休止することのないのは事實である。

第十節 コブラの取引

既に述べたるが如く、生産地からコブラを輸出地へ出貨するのは、主として比律賓在住の支那人の手で行はれるのである(支那人扱の小賣取引の數量は、全取引額の七割五分乃至九割と算定されるのである)。即ち、荷動の第一著手として、生産者は少量のコブラを支那商人に賣却するのである。農家はコブラの五六袋を荷車に積み、其の農場から田舎町まで運び出す。彼等が田舎町に到着すると、朝の過半はお天氣の話や將來の豊凶を談じつゝ、少

しでもコブラを高値に引き受ける商人を探し求むることに費す。而して値頃を見計らひ手打ちを爲して、賣買を終るのである。而して其の支拂は往々現金なることもあり、又品物又は農家の必要品を以つてすることもあるが、現金と現物の兩方を以つてする場合が多いのである。

斯くして商人は、コブラの百袋を手に入れたとした處で、其の代金の支拂は、前述の如く現金と商品とを以てするのであるが、例へば此の商人が、ルソン島に店があるものなれば、此の百袋のコブラは通運に依つてマニラの問屋に送荷さるゝであらう。蓋し、此の問屋に對して、農家からコブラを買込んだ支那人は、諸雜貨の仕入の爲に、常に借り越になつて居るのである。此の時に、同一村落に於ける他の商人も、其のコブラを發送せんとしてゐて、其れが前の商人の買込んだものと一緒になつて貨車一臺となるかも知れない。さうでない場合には、貨物は貨車一臺にならないことになる。又商人は、其のコブラをマニラに積出さんとしつゝある仲買人又は思惑屋に、自分の郷里で賣却することがある。其何れに賣るかは、恐らくマニラの問屋及び地方に買ひに來た仲買等の申出の價格如何に依て、或はマニラの問屋と此支那人との計算がどうなつてゐるかに依て決定するのであらう。孰れにしても、コブラは、斯くして支那人問屋へ送荷するか、或はコブラの仲買人に賣却するかして、大取引の目的物となる迄に集積するのである。

南部諸島に於ける取引も亦大要同様で、産地内部の或村に開店して居る小商人が産地に於て少量

づゝのコブラを買集し、掛買代金の代りに諸雜貨卸問屋に其のコブラを渡すか、或は現金を以てコブラ商人に賣渡すのである。此の問屋もコブラ商人も共に沿岸の港市に開店せるものである。コブラはこれ等の問屋又は商店から更に大市場(マニラ、イロイロ、セブ、ホロー若しくはサムボアンガ)へ、コンサイメントとして發送せらるゝのである。要するに大市場の何れに送るかは、主として價格の高くして運賃の安く、船腹の便利なる處に比較決定さるゝ。

第十一節 コブラ取引上の金融

コブラの取引に伴ふ金融は最も簡單なもので、生産者はコブラを小仲賣に現金か若しくは何か同價の物品と引換に賣却し、更に小仲賣は之を港市の支那人問屋或は地方に買ひに出たコブラ商人に前同様にして轉賣するが、終にこれが輸出地の商人に手渡しされる時には普通現金にて取引する。茲に所謂現金と稱するは著者の意味は貨幣のことを指すのである。銀行取引と謂ふものを島内大市街の外は殆んど知つて居る人がないのであるから、小切手支拂の行はれる筈もないのである。小切手の外に信用の媒介物たるべきものはないから、取引上實際常に使用する媒介物は貨幣の外に何物もない。故に取引は非常に面倒にして、之が結果は金融が圓滑を缺ぐことになり、他の有利なる方面に資金を自由に活用することが出来なくなる。

コブラの取引に手形を行使すれば、幾多の利益があることは、之が取引に従事せる者に依て認め

られてゐる所なれども、比律賓の事情が尙ほ未だ此の制度の輸入に適して居るかどうか疑問である。倉庫證券其他の流通證券を利用して取引を行ふことは、土語及方言が、國內の地方に由つて三十種以上もあるやうな國柄では、仲々實行が容易ではないであらう。又地方土民の七割五分以上は恐らくは文字を知らないものであることを考ふるときは、流通證券の形式を如何にすれば可なるやを考ふることも容易の業ではない。尙ほ信用取引を行はんとするに障礙となるものは、コブラの品等の種類の多いことである。

第五章 コブラの標準等級

比律賓に行はるゝコブラの調製法に (イ)陽乾法 (ロ)實乾法 (ハ)人工乾燥法の三種あることは、已に業に述べたる處であるが、其内で人工乾燥法は、大農場だけに行はるゝもので、大農場では大抵其の製品を直接輸出商に賣却するか、若しくは直接外國の製油會社へ賣却する位であるから、此の人工乾燥に係るコブラの島内取引と謂ふものがないのである。

實乾即ち煙乾は、恐らく島内に行はるゝ中で最も一般的の調製法であらう。此の方法に依ると、乾燥の程度及原料果肉の良否に依て種々なるコブラの品等が出来るのであるが、此の品等の善悪は、主として乾燥の充分不充分、果肉本來の性質如何に依るのである。第一等即ち最劣等品にして、マ

ニラ、コリエンテ (Manila corriente マニラにて流行する品等の義)として知らるゝものは、水分一八%を含み、第二等品即ちマニラ・ブエン・コリエンテ (Manila buen corriente) は、マニラ上等普通品にして、水分一二%を含み、第三等品即ちセミレサカダ (Semiresaca da) は、一部の袋の詰換を爲したるものを意味し、水分八%を含み、而して第四等品即ちレサカダ (Resaca da) は、悉く袋の詰換を爲したるものを意味し水分六%を含むものである。

此の外に、此の等級の間に往々中間等級を設けることがある。コリエンテ・メホラダ (Oriente mejorada) は、第一等品よりは少し優等品にして、第一等と第二等との中間等級である。又或る時はブエン・コリエンテ・メホラダ (Buen corriente mejorada) を設けることがある。これは第二等品より少しく優等にして、第二等と第三等との中間等級である。

第一節 取引上の重要事項とする缺斤

實乾コブラは、先づ第一等品乃至第二等品として市場に登るのであるが、等級は商品取扱中に於て、各袋から見本を採集して検定さるゝのである。實際コブラを手づから取扱ふ人々は、此の等級の検定には巧妙なるもので、コブラの見本を手にして直に其の水分含量を検定し、一%以下の誤謬を生ずるに過ぎない。無論第一等品及第二等品は、乾燥も調製も未だ不充分なものであるから、水分の蒸發の爲に其の重量を減損する傾向のあるものである。此の重量の減損を缺斤 (Shrinkage) と稱

する。缺斤の程度は天候の如何に依るもので、例へばコブラ取引商が千ポンドの第一等品を買ひ取り、之を倉庫に貯蔵すること、二三日にして九百四十ポンド乾減したとするならば、此の現物は第二等品に昇格するのである。第一等品即ちマニラの普通品を、ラグナのコブラ市場サン・パプロからマニラへ廻送する間に、其の重量の四乃至五%を減損することが甚くないのである。

マニラでコブラを取扱ふのに、以前はコブラがマニラに到着すると直に之を袋から取り出して之を倉庫の床に擴散し、充分乾燥して後再び袋に詰め込んだものである。此の方法を行ふと直に第四等品、即ち詰換品に昇格する譯であつた。然るに今日では、此の方法を行ふものなく、コブラは袋の儘で倉庫内に貯蔵せられ、自然乾燥に委せられるのである。詰換品即ち第四等品は、名目のみ今日尙ほ残つて居るに過ぎない。これと同様に、コブラを充分に乾燥させずして詰換を行ふ時は、一部詰換品即ち第三等品となるのであるが、此の方法も亦今日では名目だけ残つて、實際は行はれて居ないのである。

茲に興味あることは、コブラを乾燥させて其の水分を六%まで減少し、所謂詰換品等に達せしめ、而して尙ほ更に六%以下に乾燥さすとも、コブラは忽ち元の六%の水分に恢復することである。それ故に詰換品等即ち第四等は缺斤もなく加重もなきコブラの基本標準であるから、價格の決定には之を基調とさるゝのである。

第二節 等級再檢の必要

是を以つて、質乾コブラは、短期間に非常に多数の品等に變化することを諒とするに足るであらう。これ等級再檢の必要なる所以である。實際コブラは、賣買兩者が其の賣買に當つて評定するもので、品質如何の問題は、斷へず紛紜の原因となるのである。コブラの水分を化學的に檢定する如きは、如何なる場合にも實行は容易でない。如何となれば、コブラの見本採集が第一困難なる事であるのみならず、化學的檢定に必要な時間を費す間に、現品は屢々として缺斤を繼續し、其の等級が昂上するのであるから、商品取引上化學的水分の檢定は餘り有用でない。現在行はれて居る最も合理的方法は、賣買の場合に、之を肉眼で鑑定することである。貯藏中に一等級より他等級に變化する爲に現品の鑑定が困難であることは、比律賓コブラ商人が其の取引上流通證券を行使せんとして行使し能はざる今一つの理由である。此の鑑定の困難なるに對して、他に何等かの之に優るべき方法がない事はない。著者が此の現状の唯一の改良策とする處のものは、一般に人工乾燥法を行ひて、コブラの品等を單に一等級のみ即ち凡そ詰換品等の一種のみとすることである。

然るに、之に反して陽乾コブラには、右の如き品等の多数がないのである。陽乾コブラは、其の名の示すが如く、果肉を太陽の熱で乾燥した同一品等のもので、而して此の乾燥作業は晴天凡そ五日間を要するものである。斯くして生産されたコブラは其の品等が一定で、水分は九%を含有する。

故に、大凡實乾コブラの水分八%である第三等品に比較すべきものである。併し、陽乾コブラは南部諸島の所産にして、少量の外、マニラ地方には全く見當らないものである。

第三節 セブー産陽乾コブラ

比律賓から相當數量輸出さるゝ唯一の陽乾コブラは、セブー産陽乾コブラと稱さるゝものである。これはセブー州の所産であるからである。此の品は歐人輸出業者が好むたものであるが、今日では尙ほ好むのみならず、最近に至つては合衆國の製油工場の需要を喚起したのである。此の品は品質優良で、實乾品の煤煙の爲に色澤の不良にして時には惡臭さへも帶ぶるに比し、陽乾品は白色にして香氣佳良である。陽乾品は實乾の詰換品(第四等品即最上等品)と同一の水分含量まで陽乾するとき、相當の缺斤を生ずるのは事實であるけれども、此の缺斤は價格を以つて償ふて餘あるのである。即ち縱令缺斤の爲め多少ディスカウントせらるゝとも、陽乾コブラは一ショート噸に付凡そ三弗の割増を以つて取引せらるゝのである。これは詰換等級のものよりも色澤香氣の優良なる粗油を産出し、且游離脂肪酸の含量が少いからである。

前に述べた如く、ロンドン市場は主として陽乾コブラを需要するが、其の陽乾コブラたるや、主としてセブー州及南部諸島の所産に係るのである。然るに陽乾コブラは、其の調製が快晴乾燥の天氣でなければならぬのであると謂ふ處からして、マニラ地方の如き天候の不安なる處では、實乾法の方が益々廣く普及する傾向を生じた。尙ほ實乾法がセブー地方に普及した原因は、世界大戰後コブラの需要が非常に急遽であつた爲に、天候如何に拘らず、簡易且迅速に調製せられた實乾品が陽乾品に混淆して取引される必要あつたからである。米國市場は此事實を認め、陽乾品に混するに實乾品の一割以下を許して居るが、ロンドン市場は絶対に混淆を許してゐない。

第四節 優等品生産の利益

數年以前に比律賓科學局の施行した調査に依ると、乾燥方法の如何は、其の生産する油分中に於ける游離脂肪酸の分量に關係があると云ふ。即ち人工乾燥コブラの油分中には、游離脂肪酸が〇・一五%、陽乾物では〇・二五%から一%、實乾物では一%から五%である。尙ほ著者の實驗に依れば、比律賓で搾油した陽乾コブラの油分の平均色合は、ロビボント氏標準色の黄色は三〇、赤色は八であるが、實乾コブラから搾取した油分の平均色合は、赤色は十五乃至それ以上であつた。

斯の如くコブラの優品を生産することは、有利有益なる仕事で、比律賓では注意せねばならないことである。ラグナ州では、既に一箇所の人工乾燥工場を竣工した外に、尙ほ數箇所を現に今建設中であるから、近い將來に於て今日の詰換品等に等しい新品等のコブラが生産さるゝに相違ない。又人工乾燥に依るコブラが島内に非常に増加し、従つて實乾品がそれだけ減少するものと思つて間違ひない。

第六章 コブラの需要及其の要素

コブラの需要は多種多様にして、而も非常に複雑なる技術的要素に依つて左右さるゝことは、他の植物性及動物性の脂油及脂油を含有する原料と同様である。例へば、或原因で、アルゼンチン産牛の價格が騰貴すると、家畜の價格の騰貴は動物脂油の騰貴となり、又この價格の騰貴は石鹼製造業にココ椰子油の需要を喚起し、コブラの價格を騰貴せしむる。又棉花の價格の騰貴せるが爲に、印度に棉作の擴張が多たであつたとすると、棉實の供給の増加するは自然の結果で、従て棉實油の供給も亦増加するであらう。依つて恐らくは棉實油の價格は低落するであらう。其時には却つて之をマーガリンの製造に使用して引き合ふであらうが故に、マーガリン製造からココ椰子油を驅逐することとなり、コブラの需要は減退を見るであらう。

是は單に假設的にコブラの需要が、一方に於てはアルゼンチンの家畜の價格に依り、他方に於ては印度の棉作の作付に依て如何に影響するやを想像したに過ぎないけれども、これと同様に、コブラの需要が、如何に合衆國の玉蜀黍の豊凶に依り、シカゴに於ける豚畜の殺到に依り、デンマークの天候に依り、亞米利加の政況に依り、或は其の他多種多様な要素に依つて影響するやを説明することが出来るのである。

第一節 延取引に於ける倫敦の影響

比律賓のコブラ輸出業者が、最も直接なる利害を感じる市場は、ロンドン、アムステルダム、ハムブルグ、マルセーユ及サン・フランシスコで、其の内ではロンドン相場が最も大なる衝動を與ふる。ロンドンにコブラを供給するものは、印度、錫蘭、海峡植民地、濠洲、亞弗利加植民地である。

所で、ロンドンの需要が、英國植民地からの供給では不足であつて、其の不足額を比律賓産を以つて補充することが屢々あるのである。實際、マニラ及セブからロンドン行のコブラは常に絶えず發送され、其の他の英國諸港へも發送され、是等の諸港から歐洲大陸の諸港へ更に轉送されて居るものもある。それ故に、ロンドンに於けるコブラの定期相場の變動は、忽ち比律賓に於けるコブラの相場に影響を及ぼすのである。一九二三年の當初の頃、或る和蘭商人がロンドンで四月、五月及六月引渡しに不足を告げ、折悪しく荷薄の爲、引渡困難に陥りさうであつたが爲に、該商人はマニラ市場へ注文したと云ふ事件があつた。此の説の眞偽は著者の保證する限りではないけれども、著者は丁度其時マニラに駐在し、三日間にコブラの價格が一ピクルに付き十一比五〇から一七比五〇に暴騰したことを實見した。併し、次週になり相場の變動が落ち著くや、コブラは平常値段を保つに至つたのである。

第二節 ハムブルグとの關係

ハムブルグ市場も亦コブラの相場を左右する要素の一である。世界大戦以前にハムブルグは、コブラの消費者としての覇権をマルセーユと劇しく競争したものである。此の間に於て獨逸の植物性脂油工業はハムブルグに集中し、少しく誇張の言かも知れぬが、歐洲に於ける獨占的地位に達したとまで云はれたものである。併しハムブルグは、世界のコブラ取引上に於ける港市には相違ないが、其の幾分か獨占の觀あるはコブラ取引の上でなく、亞弗利加産の油椰子の種子の取引の上である。然るに大戦勃發の爲にハムブルグの取引は封鎖されたる故に、搾油工業はマルセーユ、ハル(Hull)若しくはリバープールへ移轉した。

大戦終結の後、ハムブルグは、少くとも斯の取引に再び仲間入りせんことを努めたけれども、亞弗利加産油椰子の事業は永久に失はれたのである。これは亞弗利加の植民地を失ひ、ハル又はリバープールの如き英國諸港に油椰子の搾油工業が創建されたからである。唯コブラの取引だけは、大洋洲に於ける獨領植民地を失ひ一大頓挫を生じたに拘はらず、大いに努力してゐる。即ち第六表の示す通りに、一九二〇年、一九二一年及一九二二年に比律賓から輸出せるコブラの數量から觀ると、ハムブルグが比律賓産コブラの取引に於て、其の舊態を恢復した程度が分るのである。又茲に一言すべきことは、和蘭へ輸出さるゝ比律賓産コブラの多分は、明らかに終には獨逸へ仕向けらるゝと謂ふことである。少くとも比律賓輸出業者は、さう理解して居る。

比律賓産のコブラ搾粕に關するハムブルグ市場の地位は一種特別である。以前は此の搾粕の中に尙ほ多量の油分を含有したものである。これは比律賓の搾油工場の設備が不備であつた爲であるが、獨逸人は植物性脂油の浸出に關する方法と、機械とを發明或は改良するのみならず、獨逸の化學工業は低價で、適當なる浸出劑の多量を供給することが出来ると謂ふ事實が、獨逸人のこの工業上に於ける地位を強固ならしめたものである。爲替關係其他種々困難に遭遇するに拘はらず、獨逸人は、水壓機若しくは搾油機で壓搾した搾粕から脂油を浸出する方法に殆んど完全に成功し、今日では比律賓産コブラの取引上に於て強固なる地位を獲得したのである。近年其の政治さへ安定したならば、比律賓産コブラの取引上に於て、恐らくハムブルグは尙ほ遙かに進展したに相違ないと思はるゝのである。

第三節 取引の減退し行くマルセーユ

比律賓産コブラの取引上の一要素として、マルセーユの價値は、急轉直下の勢で減退しつつあるのである。世界大戦の以前に於けるマルセーユは、比律賓産コブラの最も多く取引さるる處であつたが、大戦中及大戦後に至つて、比律賓産コブラは全然合衆國向となり、又マニラに於けるコブラ搾油工場で消費さるゝことゝなつて、マルセーユへ輸出さるゝものが減退したのである。又マルセーユとしても、大戦後は主として意を亞弗利加の新領植民地から産出する油椰子及落花生取引の擴

張に注ぎ、従つてコブラの取引はそれだけ閑却されたのである。これのみならず大戦中に歐洲各國は、其の東洋植民地と強固なるコブラの取引を開始したが故に、マルセーユへの輸入は減退せざるを得なかつた。併し、マルセーユは何んど云つてもコブラの消費地中の重要なもので、コブラの取引者の度外視することの出来ない一要素たることは失はない。

第七章 サン・フランシスコの地位

此に於てか、比律賓コブラの取引上の一要素として、サン・フランシスコを考察せねばならぬこととなるのである。サン・フランシスコは、コブラの取引上、一九一三年の頃には誠に價値の少なき、否全く價値のなき港であつたものが、一九二三年に至つて一大重要地點となつたのである。蓋し、サン・フランシスコ市場と云へば、ロス・アンゼルス、シアトル、ポートランド其他の太平洋沿岸諸港に於ける總て小市場を一括した廣大なる市場を意味するのである。

サン・フランシスコは、特にサモア(Samoa)、グアム(Guam)及び英領諸島の如き太平洋の諸島からコブラの供給を受けるものであるが、比律賓よりの供給は其の取引上最も重要なものである。比律賓から直接サン・フランシスコへ多少のコブラを輸送せぬことはないけれども、取引の大部分は、比律賓諸島に代理店を有する米國製油業者が取扱ふのである。現在マニラには、ポートランド

輸入商の代理店が一軒、有名なるサン・フランシスコ輸入商の代理店が二軒あり、セブーには大西洋岸に在る製油業者の代理店が一軒ある。

斯の如き記事は先づ此位で打ち切りとして、これから轉じてコブラの買入、取扱及合衆國行輸送の方法に就いて考察するであらう。

第一節 太平洋岸海外貿易協會の規約

太平洋岸海外貿易協會(Foreign Commerce Association of the Pacific Coast)は、協會の遵守する取引の條項に就て次の如き説明を加へてゐるのである。

- (1) 重量(Weight) 公定秤量人の重量證明書、及び、又は賣方の希望に依て、大陸横斷貨物秤量局(Intercontinental Freight Bureau)の荷卸港に於ける秤量が、最終決定的のものである。
- (2) 買方の費用を以てする貯藏(Storage for buyer's account) 買方が貨物の著港以前に輸送法につき指圖を怠るか、若しくは鐵道に於て設備のなきため輸送を不可能とするか、或は鐵道の發送停止又は政府の規則に従つて、運送業者が其の貨物の運送を肯んせざるがため等に依て、輸入港に於て貨物の運送が出来ない時には、買方は波止場渡で荷物の引渡を受けることを承諾し、其の貨物は買方の費用及危険を以て公設倉庫に貯藏し、倉庫證券及本船渡重量證券に添附せる一覽拂爲替手形を以て支拂はれる。コブラがばらの儘で賣却され、而して之を積む鐵道貨車が十分繰り合せの付かない時は、賣

方は買方の費用を以つて之を袋詰にすることを得。袋詰又は貯蔵する以前に、賣方は先づ買方へ倉庫の選定、貯蔵、袋詰の方法を講ずる機会を與へねばならぬ。

(3) 鑑定及標本採取 (Inspection and sampling) 賣方は貨物の著港を遅滞なく買方に通告せねばならぬ。買方は貨物の著港するや直ちに引渡港に於てコブラを検査するの特権を有す。契約書記載の品質又は説明と相違した場合の要求、或は其他の要求は積換へ以前に爲されねばならぬ。買方が本船より貨物を取卸す間、又は積換前に鑑定もせず、何等の要求もななかつた時は、引受けを承認したものと見做す。買方が品質に對して何等かの要求を爲さんとする場合は、問題の貨物が鐵道貨車に積込まれない以前に之を賣方に通告せねばならぬ。品質に苦情をつくる場合、問題のコブラの標本採取は、本船からコブラを取卸す間に、賣買双方の合意を以て双方に關係なき標本採取人に依て行はれねばならない。此標本採取人は、本船よりコブラを吊り卸す間に於て、少なくとも毎十回の吊り卸しに一回標本を採取することを要する。

(4) ロング噸 (Long tons) 數量を噸で呼ぶときは、二、二四〇ポンドのロング噸を意味するものと解釋さるべきである。

(5) 袋詰のコブラの價格 (Price in bags) 一袋幾何と云ふ價格は、正味引渡重量に依るものたるを意味するのである。袋は買方に取りては無償物である。

(6) 支拂 (Payment) 船荷證券、公定秤量人の重量證明書、及び、又は賣方の希望により大陸横斷貨物秤量局の重量證明書、及送狀等の書類を附せる賣方の一覽拂爲替手形に對し、シヤトル若しくはサン・フランシスコの相場で、合衆國の金貨、若しくは之と同價の貨幣を以て支拂を了せねばならぬ。賣買契約完結の際、買方はシヤトルか或はサン・フランシスコに在る銀行に於て撤回すべからざる信用狀を開かねばならない。

(7) 波止場渡又は船渡で賣却した滿船貨物を荷揚する時の速度 (Dispatch discharging full cargoes sold at dock or ex vessels) 滿船貨物が船渡し、又は波止場渡しといふ約束で賣却された時、買方は碇泊地點又は其の以外の地點にあるとに論なく、本船の入港後四十八時間以内に、一労働日毎に百五十シヨート噸より少なからざる割合で、コブラを受取らねばならない。若しこれに背くときは、備船契約率に依てデマレーヂを仕拂はねばならぬ。

(8) 仲裁 (Arbitration) 賣買契約に關する總ての爭議は、遅滞なくシヤトル若しくはサン・フランシスコに在る太平洋岸海外貿易協會か、又は買方の撰擇に依り、シヤトル或はサン・フランシスコに在る商業會議所の仲裁に委せねばならぬ。

(9) 鐵道積込賃の仕拂 (Absorption of cost of loading cars) コブラが太平洋岸貨車積契約で賣られ、而して、買方が鐵道運賃計算區域外の地點へ貨物の輸送を要求するときは、其の區域外に於て行はれ

たる積込賃は買方に於て支拂はねばならぬ。

(10) 延著又は不發送 (Delay or nonshipment) 普通契約の條項に於ては、出帆停止、政府の行爲、罷業、火災、颶風、戦争、流行病其他不可抗力の爲に、直接又は間接に賣方が發送の義務を果す能はざりし時は、これを免除することになつてゐる。

(11) 品質の記載 (Description of grade) 商品たるべきコブラは、成熟したココ椰子の果肉で、注文次第で氣乾、陽乾、煙乾又は其の混合品たり得る。コブラは、勞力、氣候、其他の種々なる事情の下に生産さるゝが故に、其の脂肪酸及脂油の含量は保證されない。

第二節 太平洋海外貿易協會の標準契約

協會の一般規則には、總ての商品を通じて適用すべき仲裁、事故保證、支拂、信用狀、數量増減、代荷、積出不能、引渡を受くる買手の義務、積出しの定義、其他商品の販賣、發送に關する種々なる諸點を規定してゐる。此の規則を知悉せんとする人々は、何時たりとも該協會の標準契約書式を請求し得るが、それは次の如きものである。

買方注文番號

賣方賣渡番號

ジョン・ドウ商會 (John Doe & Co.)

太平洋岸海外貿易協會共通契約書

最高條項 此の契約書は、現行太平洋岸海外貿易協會に於て公表し、採用し、現に實施せられ、本契約の一部をなせる諸規則に拘束せらるるものにして、該規則中特に本契約中に於て取消され居るものの外、本契約に取て有効なりとす。

買方

賣方

商品

品質

數量

荷造

積出

價格

關稅

支拂

検査

重量.....

保険.....

特別条件.....

(買方)

(賣方)

(仲買人)

前掲の諸規定及共通契約書は、一九二三年六月一日には施行せられてゐるものであつたが、其後何等か改正が行はれたか否かは未だ耳にしない。尙ほ詳細のことは讀者自ら前記協會へ問合せられんことを望む。

第八章 ロンドン市場の取引規定

ロンドンに於けるコブラの取引は、一般にロンドン・コブラ協會(London Copra Association)の諸規定及契約に従つて行はれる。實際該協會の諸規定及契約は、歐洲大陸の大部分にも準守せられてゐる。それで茲に之を敘述する。

ロンドン・コブラ協會の規定は次の通りである。

- 一、汽船(Steamer)とは發動機船をも含む。併し補助機關を有する帆船は含まない。
- 二、數量を除くの外、汽船名の通告は、一件毎に獨立の契約として取扱はる。船積を二隻若しくはそれ以上の船にて爲さんとする時は、各部分的積出品の引渡重量は、成るべく契約第七條及規定第十八に従つて、引渡さるべき重量が引渡さるまで、契約價格を以て送狀に記入せねばならぬ。部分的積出に依て生ずる過不足は、契約第七條の規定で計算仕拂はさるゝのである。此の分割引渡は、此の契約の積出に於て許された數量の端數には關係がない。
- 三、船荷證券は、別に確實なる反證のない限り、船積月日の證據となる。而して積出とは、本船積込の意味で船積込の意味ではない。
- 四、買方は、品質申出に依り善意に引渡さるべき見本と、到着したコブラとが相違しない限りは、商標に些少の相違があるとも異議の申立をなすことは出来ない。商標の品物が申出たる品質と相違することに依て生ずる總ての失費は賣方の支拂ふべきものである。

五、ロイドの著船名簿に記入された月日を正當なる著港月日とし、而して著港當日の市價は、マルセーユを除く外、特に任命された委員會に定められ、Public Ledger, Beerholm's Corn Trade List, Dornbusch's Floating Cargoes List 等に發表されたもので、マルセーユでは、Le Semestre に發表されたものである。

六、賣買兩者間に於て必要な總ての通告は、文書を以つてすべきこと。而して該文書は、宛名人の最近の事務所に残るか郵送さるるか、直接本人に手渡しするかされねばならない。

七、仲裁人の指名、審判人の任命、仲裁人間に於ける意見の相違の通告裁定等は、總て文書を以てするもの。

八、仲裁に提出したる總ての問題及事件は、賣方買方兩者から一名づつ併せて二名の仲裁人をロンドン・コブラ協會の會員中から指名し、これが仲裁に委するのであるが、此の二人の仲裁人が協議不調に歸したる時は、此の二人が指名したる一人の審判人に委する。

九、一方が仲裁人を指名することを否定した時、若しくは仲裁人を指名すべき通告書を受領しながら、七日間其の指名を怠つた時(此の通告書は指名を怠りたる側の普通の事務所で本人に手渡するか、又は使を以て届け置かねばならぬ)、或は仲裁人が其の指名されてから七日間を

經過するも裁定につき一致點を見出さず、又は審判人も指名しない時、又は仲裁人或は審判人の指名後、彼等又は其の一人が死亡し、又は任務を怠り、或は任務に服する能はざる時、及び指名の發頭人たるべき人々が、仲裁人又は審判人の死亡怠慢不能の通告を受けたる後三日間以内に之が代人を指名することをなさざる時は、爭議の一方の相手方の申出と同時にロンドン・コブラ協會の書記長へ二ポンド二シリングを納付すれば、該協會の執行委員は、右の如き缺員を補充する爲めに仲裁人又は審判人を指名する。

一〇、裁定に不服なる場合一方の相手方は、ロンドン・コブラ協會の覆審部に控訴することが出来る。但し裁定當日より第十二日目の正午までに協會書記長に控訴書類を提出し(日曜日及休日は算入せぬ)、且つ、これと同時に、控訴人から協會へ次に掲ぐる手數料金を前納することゝを要する。即ち控訴人が協會員である時は、十ポンド十シリング(協會員にあらざる時は十五ポンド十五シリング)。尤も覆審部員三名の不同意さへなければ、此の手數料は裁定以後に納入するを妨げない。又此の規定に於て、出資者の一人若しくはそれ以上が協會員である商事組合(Kimms)、社長、理事、書記長、支配人が協會員である株式会社は、これを協會員と看做すことが出来る。

一一、仲裁人、審判人若しくは覆審部は、各々任意に訴願、裁定、控訴及裁定に關する總ての費用

を決定、徴收すること、何人をして之を支拂若しくは負擔せしむるやを決定する権利を有する。

一二、控訴されざる仲裁の裁定又は控訴に對する裁定は、双方の相手の對して最終にして且つ絶對的の拘束力を有す。而して、此裁定の契約及び之に伴ふ仲裁手續は、一八九九年の仲裁法に據るものである。而して爭議相手方の一方又は雙方の死亡、破産若しくは支拂不能は、裁定の契約及び之に伴ふ仲裁手續に何等の影響を與ふるものにあらず。死亡、破産若しくは支拂不能となりたる一方若しくは雙方の管財人、法律上の代表者は、本裁定契約及び裁定手續の當事者と見做されねばならない。

一三、此の契約に依る仲裁、仲裁に依て生ずる裁定の執行に關する總ての通告又は法律上の手續に於て、英國外に居住する契約者は、英國居住者としてロンドンに在るロンドン・コブラ協會の事務所に居住するものと看做す。而して、法律上の手續に關する總ての通告は、英國外に居住する契約者に宛てられ、且つ前述の如くロンドン・コブラ協會事務所に届けらるれば、該契約者に届けられたるものと見做さる。但し、右の如き通告、法律上の手續に關する副本を最近の住所、又は取引の場所に在る本人に書留郵便を以て送達せなければならぬ。英國皇帝陛下の高等法院(High Court of Justice)は、英國以外に居住する者たるに拘らず、又は次に述

ぶる所と反對なる法律上の規定あるにも拘はらず、此の仲裁に何等か關係を有する事件に關しては、獨立の裁判權を有するのである。但し其場合には、此の條項に依て決定せる英國法廷の裁定若しくは判決が、盡く此の裁定若しくは判決に依る金額を支拂ふべく命令された一方に對して、英國内部は勿論、總ての英領植民地及外國の法廷に於て有効であることを必要とする。又爭議の相手方及此等の相手方に依て要求をなさんとする者は、何人ど雖も、仲裁若しくは前述協會覆審部の裁定に依り爭議が決定せざる間は、如何なる理由ありとも相手方につき法廷に出訴するを得ない。而して、或は、仲裁或は覆審に依て裁定を得ることは、契約の一方の相手が、契約に依て生ずる或要求に關し、法廷に出訴する先行條件たるべきことを茲に明約す。

一四、覆審部の裁定は、それが原仲裁の通りであらうが、又は之を變更したものであらうが、部員二名の署名と協會書記長の副署とを要し、此の署名及副署を得て其の裁定が始めて覆審部の判決となり、總ての場合に絶對終極となるのである。

一五、何人が指名するとも、審判人はロンドン・コブラ協會員たることを要する。

一六、總て通告期間の最終日が、日曜日、クリスマス、復活祭前の金曜日、銀行休日、一般精進日、一般感謝日、ロンドン・コブラ協會の定めたる市場休日等に該當するときは、其の翌日

一七、最初の賣方が、其の買方、若しくは第二第三の買方から自ら賣つたと同一の商品又は其の商品の一部を買戻した場合、此の買戻された商品に就て、所謂循環取引(Circle)を形成する。此の場合、若し現品が受授されれば、各買方は各賣方との間に直ちに決算せねばならぬ。決算の際の買手が賣手に仕拂ふ金額は、循環中の最低送状價格に對する賣方の送状價格の超過額である。此の時、買方はドキュメントを要求することを得ない。又送状記載の重量は、第十八規定に依て決定されたものである。循環取引の際、現物が提供さるゝときは、上述の方法で假決算を爲し、重量が決定した後、最後の決算を爲すのである。

一八、(イ)契約第六條に依る假拂金 (ロ)同第七條に依り引渡すべき重量 (ハ)規定第十七に依りインボイスに記入し、契約第十二條に依りて決算すべき重量の割合は次の通りである。即ちマラバール(Malabar)、南洋(South Sea)及西印度は九八%、錫蘭は九七%、爪哇、ミナマは九六%、マニラ、エミ、ジャバ、積及バダマン(Padang)、ミナ袋詰は九三%、バリ、ロムボク(Bali-Lombok)、ミナマ及ポンタイヤナ(Pontianak)は九〇%、其他は九五%である。而して計算は、(イ)の場合には正味船積重量に依り、(ロ)及(ハ)の場合には、船積に五%の多少あるは賣方の任意たるに拘らず、契約數量に依り決定せらる。

一九、契約第五條に於て求むる所の通告は、船積の契約時日の終了後、次に掲ぐる時日以内に爲

すべきものである。但し此時日中には、荷主の利用し得べき延長期日をも含む。即ち爪哇、バダマン(Padang)又はマカッサール(Macassar)以外の蘭領東印度は六十日、南洋は五十日、其他は四十日である。

第一節 ロンドン・コブラ協會の標準契約書

ロンドン・コブラ協會の常用せる標準契約書は、既に述べたるが如く他の歐洲市場のコブラ取引にも使用されて居るもので、即ち次の通りである。

ロンドン・コブラ協會契約書様式

コブラ賣買契約書(條件CIF、引渡重量)

(一九一七年二月一日附版權所有)

一九二〇年……月……日 ロンドンに於て

………殿

拙者本日貴殿より原價運賃及保險料を併せて一噸に付………磅の割にて袋詰コブラ………噸を買取申候也(コブラの正味船積重量には五%の過不足あるを得ること)。

一、船積 現品は、積み換へするか若しくは積み換へせず、直接若しくは間接に………年………月中、………港より………港まで………積送すること。但し佛國に向け積出さ

るものは、佛國の或港に於て積換へするか不可抗力に由るか何れかにあらざる限り、ポルト・サイド以西の諸港にて積換へを行ふべからず。又前掲船積期限に遅延するとも、賣方に於て契約價格を割引するときは差支へなし。其の割合は次の如し。即ち足掛け七日以内の遅延は一・二五%、足掛け七日以上十五日以内の遅延は二・五%。

二、船荷證券 船荷證券は一枚……………噸以内とし、組として發行すべし。

三、保險 賣方は此の契約の船積正味船積重量價格(即ち契約價格より運賃を差引きたるもの)に、五%を加へたる金額に對し保險を附すべし(單獨海損不担保條件で)。諸請求金は英國内にて支拂ふものたるべし。此の保險期間は、貨物が積出港の倉庫を出庫してより普通の航程を経て、契約上指定したる仕向港に在る倉庫に入庫するまでとし、若し轉賣又は積換の場合には荷受人の船に積込むまでとす。既述の如く、コブラを前送又は積換する爲めに、波止場、船或は其他の場所に一時假置する間の危険は、本船より最後の荷卸しを爲してより十五日以上に亘るべからず。賣方運賃仕拂の義務の生じてより後、本條項に記載せる危険の終りに至るまで、右運賃に對して保險を附し(單獨海損不担保條件にて)、而して單獨海損共同海損の請求の場合に於ては、本船積込の時よりO.I.F.の價格を以つて其の貨物が保險せると同様の事情下に買方をして在らしむる如くに保險證書の文面を作成すべし。

四、指定港 陸揚港を豫め指定せず賣りたる場合には、陸揚港の指定は……………日又は其れ以前に通告せざるべからず。

五、汽船名の通告 汽船名は、荷主より買方へ相當迅速に且つ規定第十九に従ひ通告し、遅滞なく次々に通告せざるべからず。仕向港に汽船の到着する以前に此の通告が爲されざる時は、賣方は買方に對して、此の遅延の爲めに被りたる總ての損害を引き受け、且つ要求のあり次第、其のコブラが汽船の到着以前に買取りたるものなることの證明をなすべし。陸揚港を指定せず發送する場合は……………港に汽船の到着する少くとも四十八時間以前に之が通告を爲すべし。引渡せらるゝコブラの最小數量は二十五噸とす。若しこれより尙ほ小額にして、而も其れが同一船舶の大量積荷の一部分ならざる時は、其の小額積荷に對し賣方より二磅の支拂ひを受け、買方は現品を領收すべし。

六、支拂 支拂は、買方の意志に依り、信用あるロンドン銀行業者……………に宛て三箇月の期限を以て、大約の數量に對して振出されたる手形を以てし、而して書類を引受と同時に引渡すか(買方は賣方の手形を引受け期限到來と同時に之を支拂ふべきことを保證す)、若しくは……………港に、汽船の到着又は到着以前、賣手のドキュメントに對し、船積重量に對する契約價格から運賃を差引きたる(運賃が前拂されざる場合は)インボイス面假價格の……………

物を、ロンドンに於て現金拂を以てするか孰れかを選ぶべし。若し汽船の到着が、原送状價格に對し、三箇月期限で振り出されたる荷主の手形の満期日以上に遅延したる時、又は手形を振出さない場合、手形を振出した場合の満期日以上に遅延したる時は、賣方は買方に對して満期日に於てドキュメントを引受けしむるを得。東洋諸銀行が認容せる現行率の割戻は、習慣上満期日まで買方に對して認容さる。最後の送状に依る仕拂殘高は、賣方より送状を呈示すると共に速かに支拂ふべし。

七、重量 買方は引渡重量を以て受取るべし。買方は、陸揚、秤量及見本採取の諸費用を負擔すべし。船荷證券通りの波止場料は、若し課せらるゝ場合は、賣方の負擔たるべし。秤量は遅滞なく之を行ふべし。若し希望ありたる時は、賣方の代理人の立會の下に秤量を行ふべし。歐洲大陸諸港へ仕向くる貨物は、一噸一千五百キロの割に依り、宣誓秤量人をして秤量せしめたる保證重量書を買方に於て調製すべし。此の契約に依り引渡さるべき重量は規定第十八に依る。若し引渡すべき貨物の重量が規定第十八に依る重量を超過或は不足せる時は、此の過不足は、賣買兩者間に於て、仕向港に汽船の到着せる當日の市價を以つてするか、或は若しコブラが一隻以上の汽船を以つて發送されたる場合は、最後の汽船の到着せる當日の市價を以て計算所得調節するものたることを、賣買兩者間に於て豫め同意したるものとす。

八、見本 仲裁に要する見本は、賣買兩者の代理人の立會の上にて採取し、雙方之が封印を行ひて後、必要あらば之をロンドンに在る仲買人に發送すべし。

九、品質 若し品質が……よりも劣れりとも、此の契約は無効ならず。ロンドンの仲裁に依て定められたる減價を以て引取らざるべからず。仲裁の要求は、仕向港に汽船の到着後二十八日間に最後の買方に於て之を爲すべし。而して仲裁は速かに著手すべし。

一〇、不著 若しコブラ若しくは其の一部が汽船の喪失若しくは其他不可避の理由に依り……に到着せざる時は、船積重量に依る送状價格から運賃を差引き(運賃が前拂ひしてない場合)仕拂へるものに對し、保險證書若しくは保險證明書と共にドキュメントを引渡し、此の不著荷の分に對し契約を履行すべし。然るに、若しコブラ若しくは其の一部が、最初の賣方のものとして他船に積み換へられて到着せる場合は、契約は其部分に對して有効なり。

一一、不可抗力に由る遅延 罷業、民衆暴動、輸出禁止、戦争、封鎖、地震、颶風、悪疫若しくは政府がコブラ發送の爲めに約束したるスペースの汽船を徵發せる等のことに依て、積出が出来ず、又は妨害された場合は、賣方は買方へ遅滞なく其旨通告すべし。其の通告は最後の積出日より十四日以上を超過すべからず。該通告は遅滞なく次々へと進め行くべし。積出を停止、若しくは延期したる原因の消滅するに至るまで積出の期日は延長さるべし。但し、上記

の停止又は延期は積出期日終了の日より二十八日を超過するを得ず。若し二十八日を超過せば、荷主若しくは賣方より發送不能の電報を受取りたる後、買方は任意に被害せる部分のコブラを解約するを得(此の任意解約は七日以内に賣方に通告さるべきものとす)。解約の通告を爲さざる時は、買方は遅滞なく契約せし價格を以つて積送品を受取らざるべからず。若し發送不能の期間が、最初の積出期間よりも四箇月を超過する時は、此の契約は、既に發送せざる殘部の幾何に對しても解約することを得。荷主は要求のあり次第、適當なる期間内に、其の積出の停止又は延期の原因に關し充分なる證明を提出すべし。

- 一二、不履行 賣方が契約不履行を通告し、若しくは規定第十九に依る通告を怠り、若しくは其他其の方法の何たるを問はず此の契約條項の履行を怠る場合、買方は損害賠償の方法に依り、契約價格と、此の契約の不履行若しくは履行不能の起りたる當日の積送品の市場價格に其の一〇以上一〇〇以下を加へたる價格の差を要求することを得。損害の賠償され得べき數量は、規定第十八に定められたる處に依る。此の賠償額が賣買兩者間に折合はざるときは、仲裁に依つて裁定せられ、裁定後七日間以内に現金の授受をなすべし。如何なる場合に於けるも賣方は積出期間の満了以前に契約不履行を通告するを得ず。
- 一三、支拂不能 此の契約の満了以前に、賣買兩者の孰れかは其の負債の支拂ひを停止し、若し

くは破産に陥るときは(これを本條項にては不能側と稱す)、一方の相手方は、不能側に對し通告文書を其の店舗に残すか、若しくは不能側の最近に營業せる商店に書留を以て之を郵送したる後、直に轉賣若しくは買戻を行ふの權利を有す。又此の轉賣若しくは買戻しに依つて損失ありたる時は、相手方は不能側をして之を支拂はしめ、或は破産解散又は其他の状態にある彼の財産を處分する權利を有す。轉賣又は買戻に依り利益を得る場合には之が説明を爲す義務を有す。若し不能側又は彼を通じて苦情を述ぶる者が、此の轉賣若しくは買戻の價格に不服なるときは、其の價格は仲裁に依つて決定せらるべし。若し轉賣買戻の權利を行使せざる場合、不能側又は其の資産が、法律上の責任を負ふべき損害額に對して、意見の一致を見ざるときは、仲裁に依つて判定すべし。不能側又は彼を通じて苦情を述ぶる者に對する仲裁人は協會の實行委員會の指名に依るものとす。

- 一四、規定 ロンドン・コブラ協會の諸規定にして此の契約書に裏書されたるものは、總て此の契約の一部を形成す。

- 一五、仲裁 此の契約に由來する總ての爭議は、此の契約書に裏書せるロンドン・コブラ協會の諸規定に従ひ、ロンドンに於て仲裁に依り判定さるべきものとす。

此の契約書に記載せる仲裁に附することは、賣買孰れか一方の申請に依り、高等裁判所

(High Court of Justice) 若しくは其の總ての支所に於て一規定となすことを得。

(署名).....

茲に吾々共は.....積出.....コブラ.....噸を.....磅を以つて〔賣渡〕

相成候.....年.....月.....日附第.....號の契約を認め之を保證致候也。

(署名).....

.....商店殿

ロンドン・コブラ協會は、尙ほ此の外にCIF引渡重量に對し、正味現金拂條件を規定せる契約書式を有する。其の條件及書式は前に掲ぐる契約書にあるものと同様であるけれども、唯其の第六條項だけは同じからずして次の通りである。

六、支拂 支拂は汽船.....丸の到着或は到着以前、ドキュメントに對し、船積重量に對する契約價格より運賃(運賃の前拂ひされざる場合)を差引きたる送狀面假價格の.....をロンドンに於て買方が現金拂を爲すべきものとす。最後の送狀に依る仕拂殘高は、賣方に於て送狀を呈示すると共に速かに仕拂はるべきものとす。

第九章 コブラの標準取引

普通の取引に於て、米國商店はマニラに在る其代理人に、例へばマニラからの積出期日を指定し、一ポンドに付き五仙を超過せざる價格を以て、實乾若しくは陽乾コブラ一千噸を引渡重量條件で購入すべきを以てする。該代理人は、此の如き命令を受けた場合如何に行動するか、試に之を説明せん。

該代理人の考慮すべき要點は次の如きものである。

- 一、注文の範圍内で成るべく良質のコブラを獲得すること。
- 二、指圖の範圍に於て、最低價格でコブラを獲得すること。
- 三、コブラ買人と汽船出發の間の時日を成るべく短縮し、倉敷料を最も少くするが如くに、マニラに於て諸般の手配をなすこと。
- 四、必要なるときは一時倉敷の用意を行ふこと。
- 五、船積或は貨車若しくは其の兩者の用意をなすこと。
- 六、船腹の用意をなすこと。
- 七、保險契約を爲すこと。

八、コブラ、倉敷料、解船料、運賃及保険料を支拂ふこと。

代理人は、本店よりの指圖書の寫しと、普通は、指圖購入高の一〇〇%に當る本店の取引銀行より發行したる撤回出來ざる信用狀とを持て行動を開始する。代理人は此の信用狀を、彼が取引するマニラの一銀行に預け、其れを引當てに手形を振出す。

代理人は、先づ注文を受けたるコブラの仕入れに支拂ひ得べき金額を算定せねばならぬ。而して此の算定を行ふには、運賃、保険料、解船料及倉敷料を契約せねばならぬ。而して、後に各種契約料の残を、比律賓の重量及貨幣に換算せねばならぬ。今述べた計算書は次の如きものである。

一、本店送金額(信用狀).....	一一二、〇〇〇 弗
二、運賃(千噸)七、〇〇〇弗、保險料(例へば〇・五%) 四四八弗、解船料(千噸)一、〇一六弗、積込仲仕料を含める倉敷料五〇八弗、波止場税(千噸)一、〇一六弗	
合計.....	九、九八八
差引殘即コブラの仕入れに支拂ひ得べき金額.....	一〇二、〇一二
三、仕入れらるべきコブラの數量。千噸即ち二、二四〇、〇〇〇ポンドは即ち一六、〇五八担、一六、〇五八にて割る一〇二、〇一二弗	
一担六弗三十五仙	

爲替割引 $1/4$ %

然るときは合衆國貨幣六弗三十五仙は即ち比律賓貨幣十二比六十七仙

故に代理人は、汽船出發の一箇月以前に倉庫にて受取るコブラに對し、十二比六十七仙を支拂ひ、其の義務を完全に履行したことになるを知るであらう。次の問題は、コブラ買入の問題である。重量は引渡重量であるから、茲に算出される十二比六十七仙は、獨り詰換品等、即ち第四等品のみにはまる。併し、代理人が、輸送中に於ける缺斤を補ふ爲に必要な價格の割引を行ふならば、普通品即ち第一等品又は上等普通品即ち第二等を仕入れ得るのである。即ち、此の缺斤を豫想し、例へば普通品に對して十一比五十仙を拂ひ、上等普通品に對して十一比七十五仙を拂ふて、尙ほ詰換品に對する十二比六十七仙の範圍を超過せざることにならう。

以上の例に使用した數字は、無論實際の場合のものを使用したのでもなく、又コブラの積出に於ける總ての要點を含んでゐるものでもない。單に比律賓の輸出業者の持つてゐねばならぬ一般の心掛及其の仕入れ原價の計算に必要な一般的方法を示すに止まるである。蓋し、輸出コブラの原價を算定するに必要な要素は非常に多様で、保險料の如きは随分永い間一定不變のものであるけれども、諸掛即ち諸税金、倉敷料、解船料、本船運賃とかは變動きはまらないものである。

第一節 コブラ取引に常用す重量法

比律賓産のコブラを合衆國へ輸出することに關して、今一つ留意すべき要點がある。それは、重量法の一定しないことである。コブラ取引上、比律賓に一般に使用される重量の單位はピクル(担)で、一ピクルは六十三キロ $1/4$ に相當し、略一二九ポンド $1/2$ である。然るに或る僻遠なる州では、大ピクル即ち *Picul grande* と稱して七十キロ、略百五十四ポンド三分の一に相當するものが、今日尙ほ使用されて居るのである。これは南部諸島の甚だ僅少なる地方とか、ルソン島の東岸とかだけに通用するもので、漸次に廢れつゝある。一般にコブラの價格は、一ピクルに付き幾何比(比律賓貨幣)とか、百キロに付き幾何比とかで表示されるのである。

マニラに於ける倉敷料は、一メートル噸(略十五ピクル八)を單位として計算されるを普通とすれども、コブラだけは、時にピクルを單位とすることがある。解船料はメートル噸を計算單位とし、本船運賃はロング噸即ち二千二百四十ポンドを計算單位とし、合衆國に於ける賣渡に於ては、英國常用ポンドを計算單位とするのである。此の如くであるから、米國商店の爲めに比律賓産コブラを仕入るゝ代理人は、取引上多大の頭の働きを持てなければならぬ。

第十章 倉庫及コンダクタンス(Conductance)

マニラに於けるコブラ貯藏倉庫は、多くはパシグ河(The Pasig River)の沿岸に在る。此の河

は、曳船或は解船の航行に適するが故に、倉庫から輸出港に在る本船まで貨物を運び出すに適當なる通路である。コブラの卸賣貨物が、如何なる方法で生産地に於ける市場に集中され、マニラに發送せらるゝかは既に第四章第十節に於て概説したる通りであるが、マニラの商人は到着せる貨車からコブラを取り卸し、之を此の河畔の倉庫に貯藏するのである。此の倉庫を、土語ではボデガス(*Bodegas*)と稱する。鐵道から此の倉庫までコブラを運搬するには、多くは貨物自動車又は牛車に依るのである(「カラバオ」の牽く荷車を牛車と稱す)。それは、大鐵道停車場からサン・ニコラス地方(*San Nicolas*)の河畔に達する一線を除き、貨物を取扱ふ爲めに建設されたる何等の鐵道支線がないからである。

牛車がマニラに在る西班牙、支那及比律賓の商人の一般に使用する運搬機關であるのは、其の最も安價なるに由るのである。米國商人及歐洲商人は、此の目的の爲めに自動車を使用する。支那比律賓の商人でも大きい連中の間には、自動車を使用するものがある。これは恐らく牛車より高價ではあらうが、コブラの運搬上迅速便利のものである。斯く、コブラを倉庫まで運搬するに要する費用を一般にコンダクタンス(*Conductance*)と稱する。マニラに於ては、コブラ一ピクルに付き八セントポのコンダクタンスといふやうなことをいふ。これは、鐵道の荷渡場、若しくは島内航行の船舶から倉庫までコブラを運搬する料金を指して言てゐる。著者のマニラに居た時の平均契約コンダクタン

スは、一ピクルに付き八セントボ、即ち百ポンドに付き米金貨三仙であつた（比律賓にては、一般に米貨のことを金貨と稱するのである）。コブラのコンダクタンズは、これよりも安いこともある。即ち一ピクルに付き四セントボのことであつた。

入庫したるコブラは、第七、八章に説明した方法で賣り渡され、倉庫から解船を以つて本船へ輸送されるのである。マニラには、米國式方法で正確便利なる解船荷役を提供する商店がある。此の荷役の賃銀は、貨物の種類、及積荷する場所の状況に依り高低があるが、之は、始終間断なく關係當業會社間に協定せられてゐる。蓋し、船解料には、倉庫から本船までの輸送料、及船側に於ける積込吊込作業料をも含むのである。

第十一章 本船運賃

既に述べたるが如く、本船貨物取扱及取扱料の高低は、コブラ荷動きの上に於ける一大要素で、貨物取扱及運賃は、コブラの仕向地及積出數量を決定するものであると言てよい。是を以て、運賃及取扱に關する外、尙ほ其れが如何にコブラ市場を左右するかを觀察することが必要である。米國商船が、歐州大戰中比律賓産のコブラを、歐洲向から合衆國向に轉換することに與つて力あつたことは既に述べた通りであり、又島内運賃及對外國運賃の關係で、マニラからコブラを積み出さなく

なり、其代りにセブ、イロイロ、ホロー及サムボアンガから直接積出しを行ふ様になつた事も、亦既に述べた通りである。本章に於ては、比律賓から東方合衆國及西方歐洲へコブラを輸送する上に於て、大戰後に於ける稍々一定せる運賃が、如何なる影響を有せるかを觀察するであらう。

世界に於ける航洋船舶の状況の如何なるやは周知の事實で、茲に之を詳説するの必要はない。唯一言現在世界の船舶噸數は世界の需要に超過せることを述べて置けばよい。此の事實は本船運賃を最低に引き下げ、且つ特別貨物に反し、散荷に對してはプレミアムを附する現狀を説明する。マニラに入港する一般貨物船の隻數は、其の一般貨物を運送するに必要な隻數を超過して居るが故に之等貨物（コブラを含む）の運賃は極度に低落して居る。然るに、マニラに入港するココ椰子油の散荷に對する隻數は餘り多數でないが故に、油の運賃は餘り競争的に安價でない。併し概言すれば供給が超過してゐる爲めに製油事業が不引合にならない。

第一節 コブラの協定運賃

マニラから出發する世界各國行の航路に従事する世界各國の船會社は、概括して之を二大同盟に分類される。マニラから東方に向つて合衆國に達する諸航路には、米國英國及日本の多數の汽船會社を包含し、Pacific Conference として世間に知らるゝ一大運賃同盟を形成してゐる。此の同盟は入會各會社の恪守すべき協定運賃表を頒布する。其の比律賓各港から合衆國の各港へコブラを輸送す

る協定運賃は次表の通りである。但し是は、二、二四〇ポンド即ちロング噸に對する運賃を米貨で示したものである。

第十八表 比律賓各港より合衆國各港に至るコブラの本船運賃表

比律賓各港より	船積總量一ロンク噸に付	
	散荷	袋詰
サン・フランシスコまで	六、五〇	七、〇〇
ボートランドまで	六、五〇	七、〇〇
シアトルまで	六、五〇	七、〇〇
ニュー・オルレアンスまで	一、五〇	一、二〇〇
其他メキシコ灣諸港まで	一、五〇	一、二〇〇
ニユー・ヨークまで	一、五〇	一、二〇〇
其他大西洋諸港まで	一、五〇	一、二〇〇

備考 前表運賃は一九二四年六月一日現在のもので、無論時々變更される。

前表に據れば、比律賓から合衆國の太平洋諸港に至る運賃は、略ぼ一定し、而して大西洋及メキシコ灣の諸港に至る運賃も亦一定してゐるを認むるであらう。然るにマニラから歐洲に至る西行の航路には、何等の一般運賃表なるものが無くして、運賃は、船會社の勝手及其の貨物吸收能力如何に依る。一般運賃表のないが爲めに、現行運賃として定まつたものを掲ぐることに困難であるが、併し

比律賓より歐洲に至るコブラの最近の運賃は次の如くである。(一)マニラ、マルセーユ間一ロンク噸に付き五五志(四弗三十六仙)の爲替相場にて十一弗九十九仙。(二)マニラ、ダンカーク(Dunkirk)間はマニラ、マルセーユ間に同じ。(三)マニラ、ハル間一ロンク噸に付き五八志(十二弗六十四仙)。(四)マニラ、ハムブルグ間一ロンク噸に付き四〇志(八弗七十二仙)。(五)セブ、ロッテルダム(Rotterdam)間一ロンク噸に付き五十五志(十一弗九十九仙)。

第二節 大西洋岸及太平洋岸に至る運賃の平均

マニラ、米國大西洋諸港間のコブラ運賃と、マニラ、歐洲間のコブラ運賃とが如何なる程度まで平均されてゐるかを觀察するは、決して興味なきことではない。袋詰コブラ一ロンク噸に付きマニラ、ニユー・ヨーク間の表定運賃は拾貳弗である。又前節に述べたる通りにマニラ、歐洲間の袋詰コブラ一ロンク噸の表定運賃は、(三)と(四)とを除いては、拾壹弗九十九仙である。(三)の場合はコブラが船を積換へらるゝに依り、三志を増加し、而して(四)の場合は無論除外例と看做してよい。而して除外例は、總ての常規に見る處である。それ故に、一般的にはコブラの運賃が、合衆國の大西洋岸及メキシコ灣岸の諸港行であらうが、歐洲行であらうが同額であると言て然るべしである。前節歐洲行運賃は、一九二四年の第二四半期に於ける米國船の運賃である。

合衆國太平洋岸諸港行の運賃が、袋詰一ロンク噸に付き七弗といふのは安い様に見えるけれど

も事實は決して安くはないのである。太平洋諸港行及大西洋諸港行と歐洲諸港行との差は、市場に近接するかせざるかに在るのである。歐洲諸港に在る搾油工場は、ココ椰子油の取引市場と直接するか、或は其の一部であるので、米國でもニュー・ヨークだけはこれと同様である。之に反し太平洋諸港では、搾油工場がココ椰子油の取引市場と相距ること米大陸の幅はごありて、油の消費工場は、ミシシッピー河の東方に在るのである。故に、太平洋諸港に在る搾油工場は、遠くミシシッピー河東方の油の消費地まで其の油を輸送する爲めに、鐵道運賃を代償する爲め本船運賃を安くする必要がある。コブラ取引の大勢は、製品なる油の消費地に達する種々なる航路及鐵道の運賃を平均せんとするにある。之を再言せば、合衆國のココ椰子油の消費中點をピッツバーグ (Pittsburgh) と假定すると、比律賓、サン・フランシスコ間のコブラの本船運賃に加ふるにサン・フランシスコからピッツバーグに至るココ椰子油の鐵道運賃を以てしたものは、比律賓、ニュー・ヨーク間のコブラの本船運賃に加ふるにニュー・ヨーク、ピッツバーグ間の鐵道運賃を以てしたものと同額ならんとする傾向を保持してゐる。實際ピッツバーグが、合衆國に於けるココ椰子油の消費中點であるといふのは眞に近い。若し斯の如き均衡が得られ、それが永久に維持せらるゝと、太平洋及大西洋の諸港に在る。搾油工場間の競争は、運賃の高下から來るものでなく、正に能率と管理の功拙とを基調とするものとなる。即ち比律賓、大西洋諸港間と、比律賓、太平洋諸港間との本船運賃に等差あるは、結局の消費地に至る

運賃を同一ならしめんとする事情から來てゐるものと、一般に推測されてゐる。

第十二章 島内搾油工場方面よりの競争

曩に例示した米國商店代理人は、倉敷料、解船賃、マニラに於ける取扱、競争的本船運賃、其他苟も取引に關係ある諸要素に就ては能く心得、何時と雖も、彼はマニラに現在せる毎月の在荷に關する詳細、其の品等及價格、入庫上の便利、解船賃、本船船腹の有無、及航洋運賃は備船契約した方が安價なる場合あること等に就て、精通して居る筈である。

彼は先づ各種の品等を買入れ能ふべき金額を念頭に置き、而して恐らく多くの取引商人の持合せる現在コブラの數量を心得てから其の發送貨物の買入に取り掛るのである（彼の買込むコブラの品等は、季節に依り變動極りなき價格に依て決定するのである）。其のコブラ買込みに當り、彼の主なる競争者は島内搾油工場で、而して此の島内搾油工場は、比律賓産コブラの總額の略五割を消費するものであるから、此處に聊か島内搾油工場の、輸出商に對する競争買込の模様を述べ、且つ其の買入み方法が如何に輸出業者のそれと相異せるかを觀るであらう。

此の買込みの事情は、合衆國に於ける小麥の仕入れと同一である。小麥は先づ地方穀類倉庫業者

に買取られ、地方穀類倉庫業者は、之れを中央市場に於ける大倉庫業者に賣り込み、而して穀類大倉庫業者から之を輸出業者が買ひ取つて、外國の注文先へ發送するのである。これと同様に、コブラの取引に於ても亦、生産者はコブラを島内支那商人、又はコブラ仲買人に賣り渡し、これ等の商人は、其の大量を取纏めて大市場に在る問屋に送り込み、問屋は之を倉庫に貯藏して輸出業者の買取りを待つのである。

小麦では、地方的米國消費者たる製粉業者は、中央市場に於ける穀類大倉庫業を出し抜いて、直接地方穀類倉庫者の供給を受くると同様に、マニラに於ける榨油工場は、マニラに在る問屋からコブラを仕入れるよりは、直接、生産者又は島内支那商人より供給を受くるを以て有利とするのである。言ひ換へれば、島内消費工場は、原料取引の組織と、生産地市場に接近せることを利用して、コブラの中央市場に集積することを妨げ、マニラ商人の倉庫に集積するよりも彼等の所有倉庫に集積せんとするのである。尤も總ての榨油工場が皆悉く斯の如きことを爲し得るのではない。一九二四年八月一日運轉中なりし、マニラの八工場の中で、其の四工場は右に述ぶる方法で、其の原料の買込を常例とし、其の二工場は島内のコブラ商人から直接買込み、而して其他の二工場は輸出業者と同様な筋から買込みを行ふのであつた。

第一節 榨油工場の島内に於ける原料買入場

生産地から直接コブラを買ひ込む榨油工場は、マニラ鐵道沿線に買込み場を開設し、以て之を取引上の永久買取場とし、兼てコブラの貯藏所たらしめてゐる。其の普通の買取方法は、甚だ簡單なるものである。即ち、その管理は、當該地方の土民なる比律賓人をして當らしむることが多い。(顔の廣いと謂ふことが、此の管理人の地位に据る有力なる理由である)。管理人は、一小事務所を有し、其の事務所には一冊の帳簿、一基の金庫、相場表、支拂に要する現金を用意してあるのである。管理人はコブラを鑑定する能力のないのが普通であるから、其の買込みは、唯最下等なる普通品の一種にのみに限られて居る。コブラが農場から牛車で市街地まで運搬され、此の買取市場の倉庫の戸口へ引き附けられてから、賣買の商談が行はれる。買入數量が一貨車分に達すると、之れを鐵道に通告し、倉庫まで貨車の繰廻しを受け、積込封印し、貨物引換證を仕向先の鐵道驛に郵送し、そこでは此比律賓人派出員と最後の仕切りをするまで之を保存する。

米國榨油工場が、其の比律賓人代理人を、此の取引に使用するを嫌忌するには種々理由がある。其の第一最要なるものは、地方的の取引に、銀行から比較的多額の資金を引き出さねばならぬことである。各地方の取引を開始すれば、必要なる計算、受渡せる荷物と臺帳との照合、輸送、其他取引上種々なる事務を處理するに、一大機關を置かねばならない。加之、地方倉庫及其の諸設備、マニラに於ける倉庫及米國榨油會社の所有せず、又設備するを好まざる諸設備に多額の資金を投せね

ならぬ。米國榨油會社の信する處に依ると、島内コブラ商人が此等の諸設備を通じて提供する勞務は投資額に値しない。それ故に多額の放資を行ひ、幾多の危険を冒すよりは、寧ろ彼等に手数料を拂ふに若くはない。

前記島内派出買込業者は、一般に保證金を納付してゐる。比律賓に於ては、コブラの買込みに従事する者に保證金を提供する幾多米國及英國の會社がある。其の手数料は合衆國に行はるゝものと略同額である。マニラの榨油會社は、買込代理人に前渡する總金額は、彼の提供する保證金額を超過しないことに注意する。

第二節 マニラ榨油會社の利益

前述の買入方法に依れば、マニラ榨油會社がコブラ輸出業者よりも安價に其のコブラを買ひ入れ得ることは明白である。これ島内に於ける米國其他外國輸出業者の猛烈なる競争に直面して、マニラに榨油會社の存在する所以である。同時に、米國輸出業者も、敢て巨額の金錢を投資し榨油會社と買入を競争して、地方買入の競争をなさざる所以である。併し地方買入の危険は、地方買入の業務を十分に諒解し、適當なる業務上の監督を行ふたならば、最少程度まで其の危険を避け得るであらう。マニラ榨油會社の一社長は、著者に示すに、一九一七年業務開始より一九二三年一月一日に至る間に於ける凡そ二〇、〇〇〇、〇〇〇比の買入額に對して、地方買入人に一一二比を拂出したと

いふ現實の數字を以つてしたことがある。而も此大金額が、需給關係の變動極りない商品を取扱へることを熟知せる比律賓人及支那人に依て、平均月収が六〇比を過ぎず、且つ五、〇〇〇比といふ金額は、一大財産と考へてゐる彼等支那人土人に依て取扱はれたかと思へば、眞に驚くべき現象だと言はなければならぬ。

マニラ榨油工場は、生産地に於て現金でコブラを仕入れる外に、コブラを引當てに商買を行ふてゐる。これは特にサマル島及ルソン島の東部に於てさうである。蓋し此の商買は、米其他の主要食料品、綿布其他日用雜貨を以て行はるゝ。此の場合、榨油會社はコブラの買入を行ふ地方で倉庫を設備し、此の倉庫まで賣買を行ふ習慣ある土人生産者がコブラを搬入し、其の代りに種々の商品現物を受取るのである。斯して榨油會社は、其の原料コブラを假價格で買入るゝのみならず、米、綿布、其他の雜貨を賣つて利益を收むるので、此の利益は、それだけコブラの原料價格を安くすることに當るのである。此の方法を以てサマル島で取引を行ふ或マニラの榨油會社は、マニラ的一般價格より一ピクル平均一比の安價でコブラを買入るゝと稱されて居る。果して然るか否かは保證の限りではないが、種々なる物品の賣買を行ふの利益は、牽ては幾分かコブラの原價を低減する所以となるに相違ない。

第三節 利害相反せる二つの買入系統

それ故に、比律賓のコブラ取引には、二つの相異なるコブラの仕入系統があることを認むるであらう。コブラ輸出業者の商路は、現在の取引系統を益々發達せしめ、特に各地に網を張れる支那商人と手廣く取引せんとするに在る。之に反して、榨油會社は、現在輸出業者の従事せる商路に並行して別に一商路を開き、生産者から直接コブラを買入れんとするにある。無論此の商路は、榨油會社が此の取引に使用し得べき資金の少ないのと、此の取引に經驗ある使用人の多く得難い事とに依つて制限されてゐるが、八月一日に操業中であつたマニラの入會社中で、二會社は、盛んにコブラの買入を行ひ、相當成功を収め、人をして、比律賓榨油會社の財政状態が今日よりも改良され、低利資金の融通を得るならば、其のコブラの取引は、全群島の各地に於て大に増進するであらうと豫言せしむるに至つた。

榨油會社の取引に對して、輸出業者は袖手傍觀するものではない。輸出業者の取引商路の發展は異なる方面から行はれてゐるのである。彼等は即ち以前からの商路に依つてコブラの買入をなしてゐる。既に述べたるが如く、マニラは島内に於てコブラの取引と競争の最も劇甚なる處で、而して比律賓コブラの總産額の約三割五分を生産する地方の主要なる輸出港である。此の三割五分のコブラは鐵道に依てマニラに集中し、それから更に海外に輸出さるゝか、或は島内消費に廻るのである。輸出業者は最近、此のマニラにコブラの集中することを妨止して、ルソン島の反對島端に

在る諸港、特に太平洋東岸のレガスビー、タバコ、ホンダグア等の如き小港に轉送せんとして居る。此の諸港は最近に開港されたもので、此の諸港を經過して一九二三年にコブラが海外へ輸出された數量は、レガスビーから二〇、三四八、一六〇ポンド、ホンダグアから五、六八五、一二〇ポンド、タバコから五、四八一、〇八〇ポンド、三港合計三一、五一四、三六〇ポンドである。

第四節 此等小港の地位

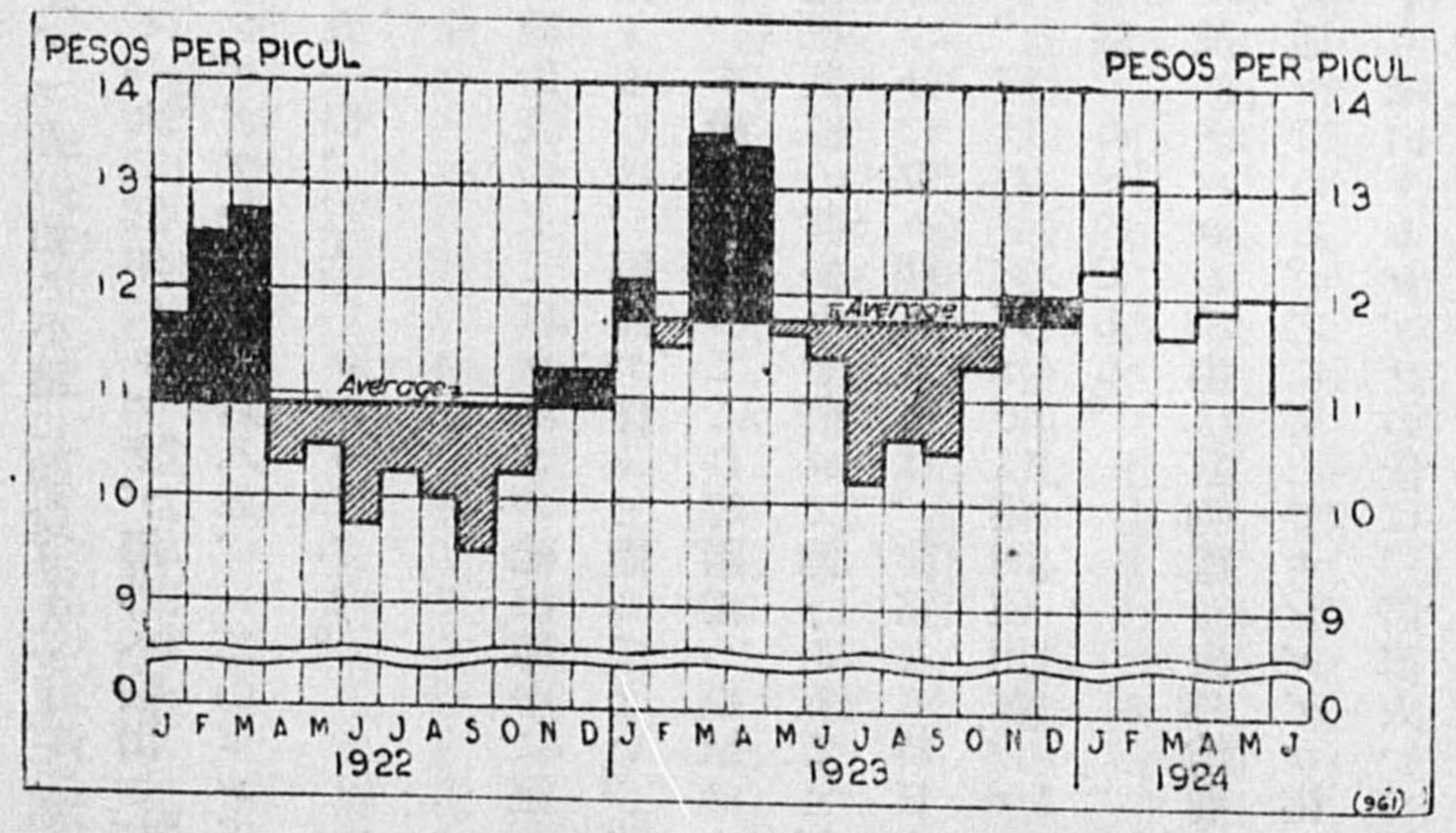
前述の諸港は、皆マニラ港の附隨港で、其の輸出額は輸出表の上ではマニラの輸出額中に包含するものである。併し、これ等の諸港からコブラを輸出するには、困難が伴ふと謂ふてよい。先づ第一に、特にレガスビー及タバコからするものに於ては、本船を差繰つてこれ等諸港へ廻航せんとせば、荷物が廻船に値するほど十分であること、及入港税其他の諸掛りを償ふて餘りあることが確實でなければならぬ。輸出業者に取ては、此の本船荷物を十分に取り纏めるには、非常なる時日を要し、其の間の倉敷料及資本の利子が多大であるのである。尙ほホンダグアでは港灣使用權がマニラ鐵道會社の所有に屬するが爲に、一層輸出業者には不利益であるのである。

要するに、アルバイ州の物産を集めてゐるレガスビー及びタバコの二港は其物産を海外消費地へ直接輸出し得るのである。其の取引の商路は既に述べた通りである。之に反してホンダグア港は、其の位置が前の二港の如く有利でないが故に、此の港から輸出するコブラの量は、將來大いに減退

第十三章 價格變動の研究

第一にコブラの供給の上に、第二に其の需要の上に決定的關係を有する要素を心得てゐて、而して其の價格の變動を研究することが必要である。一八九九年から一九二四年に至る大勢は緩漫ながら間斷なき騰貴を示し、唯一九一九年及一九二〇年の二箇年だけは未曾有の暴騰と急轉直下の暴落を示して居る。第八圖は、マニラ市場に於けるコブラ一ピクルの平均市價を圖示したるものである。

次に掲ぐる第十九表は、世界大戰以前の十年間のセブに於けるコブラの市價を示さんが爲に製作されたものであるが、此の數字は約百三十九・五ポンド換算の一ピクルに付き、陽乾コブラの月別平均市價である。



第八圖 自一九二一年一月至一九二四年一月ニマニラに於けるコブラ月別價格表

第十九表 自一九〇五年至一九一四年セブ港に於けるコブラ月別平均價格表(單價ペソ)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月
一九〇五年	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五
一九〇六年	七二五	七二五	八〇〇	八〇〇	八五〇	八五〇
一九〇七年	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇
一九〇八年	八四八	八二〇	七三〇	七三〇	七三〇	七三〇
一九〇九年	七三〇	七三〇	八〇〇	八〇〇	八五〇	八五〇
一九一〇年	一〇七五	一〇七五	一一二五	一一二五	一一二五	一一二五
一九一一年	一〇八七	一〇八七	九七五	九七五	九二五	九二五
一九一二年	一一七五	一一七五	一一七五	一一七五	一一七五	一一七五
一九一三年	一一三三	一一三三	一一三三	一一三三	一一三三	一一三三
一九一四年	一四〇〇	一三三〇	一一三五	一一三五	一一三五	一一三五
十年平均	一〇一五	一〇一〇	九九六	一〇〇五	九九四	九九八

年次	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九〇九年	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇
一九一〇年	一〇五〇	一〇五〇	一〇七五	一一二〇	一一三〇	一〇五〇
一九一一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇七五	一一〇〇	一一七五	一一七五
一九一二年	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一七五	一一七五
一九一三年	一一二五	一一二五	一一二五	一一二五	一一七五	一一七五
一九一四年	一〇〇〇	九五〇	九五〇	七〇〇	八二五	九〇〇
十年平均	一〇一四	一〇一六	一〇三六	一〇三八	一〇一八	一〇三九

前表の價格の變動を世界大戰後のそれに比すれば次表の通りである。

第二十表 自一九二一年マニラに於けるコブラ月別價格(備考一)表

月次	一九二一年		一九二二年		一九二三年		一九二四年	
	付ペソ(二)に 付弗仙	付ペソ(三)に 付弗仙	付ペソ(二)に 付弗仙	付ペソ(三)に 付弗仙	付ペソ(二)に 付弗仙	付ペソ(三)に 付弗仙	付ペソ(二)に 付弗仙	付ペソ(三)に 付弗仙
一月	一〇九〇	三九	一一七五	四二	一一一〇	四三	一一一五	四四
二月	九二〇	三三	一一五〇	四五	一一一〇	四一	一一一〇	四七
三月	九五〇	三四	一二七五	四六	一一五〇	四八	一一六二	三八
四月	八七九	三二	一〇三七	三七	一一三七	四八	一一六七	四二
五月	九九〇	三五	一〇五〇	三八	一一六二	四二	一一〇〇	四三

年次	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一九二一年	九三九	九六五	九七九	九七九	九八五	九八五	九八五	九六五
一九二二年	三三	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
一九二三年	九七五	一〇二五	一〇二五	一〇〇〇	九五〇	一〇二五	一〇二五	一〇六四
一九二四年	三五	三五	三五	三五	三九	三五	三五	三五
一九二五年	一一三七	一〇一九	一〇六三	一〇六三	一〇六三	一〇六三	一一〇〇	一一六八
十年平均	四一	三六	三八	三六	四一	四一	四一	四一

備考 (一) ペソを仙に換算するには平價を用いた
 (二) 總ての品等價格を平均せるもの
 (三) 第四等品即最上品(Cheerada)の價格を平均せるもの
 (四) 五箇月の平均とす

第一節 爲替相場は取引上問題でない

前表の數字を正確なものと認むるときは、世界大戰後のコブラの價格は、其の以前の月別平均價格に比して上下顛倒せるを認むるであらう。一九二一年から一九二四年に至る期間に於けるコブラの價格は、毎年初の三箇月間は高値にして、六月から十月までの間は年平均よりも低落し、十一月及十二月に至り再び高値を呈するので、此の價格の變動は、正に生産地から消費地へコブラの移動

するのに能く對應するのである。即ちコブラの出盛りには其の價格が低落し、コブラの出貨の少ない時は其の價格が最高を呈するのである。それ故に、一箇年を通じて市場に駐在するコブラ商人は、其一箇年間の買入値段の平均が、恐らくはコブラ價格の年平均の下に在ることを見るであらう。實際コブラの價格は騰落常なきものなるに由り、商人は前述の方法に依つて低い値の「平均買」を行ふの必要があるのである。

マニラに於けるコブラの賣買は一般にペソ・リヤル制(Peso-ral system)に據るので、比律賓のペソ(比)は金貨で、比律賓政府の直接的保證と合衆國政府の默契約保證との二重保證を有するものである。比律賓政府は、ニュー・ヨークに在外基金として金貨を持ち、普通の爲替相場を維持するの用に供して居る。それ故に對合衆國の爲替相場には餘り變動がない。大抵砂糖及其他の農産物の積出中は相場はバー以上で、其の他の時はバー以下であることを普通とする。亞米利加の弗に亞いで、比律賓のペソは世界に於て最も安定せる貨幣であるが、其れは主として上述の如き保證あるが爲めである。リヤルは、西班牙時代の遺物で、一ペソの八分の一又は十二 $\frac{1}{2}$ センダボ(比仙)に當る。コブラの價格は、一般的ではないけれども、ペソとリヤルと兩貨で相場を立てらるゝことがある。例へば、詰換品の相場に一一・四と謂ふのがあるのは、十一ペソ四リヤル即ち一一比五〇仙を意味するのである。それ故に、コブラの價格には、〇・三七五とか、〇・六二五とか、或は〇・八七五とかいふ如

き小數相場があることがある。

第二節 各品等間に於ける價格の定著

コブラの各品等の價格は、多くは一定で、品等間に於ける價格の變化は、缺斤の高に準ずる(各品等の缺斤の程度は既に前に示したる通りである)もので、各品等の供給の多少も、多少其變動に影響することあるものである。此の供給の多少に依る變動は、詰換品又は陽乾品の如き品等が、劣等品又は普通品の價格の變動に伴はずして其の價格を上下せざる時、即ち所謂「定著」した時に於て特に之を認むるのである。最もマニラに於ける敏捷なる商人、特に島内榨油會社の買入人は忽ち之を利用するからして、此所謂定著なる現象は餘り永くは繼續せぬのである。

例へば、一九二四年一月に起つた定著は、劣等品は一〇ペソ六二五から一〇ペソ三七五に暴落し、其後再び一〇ペソ六二五まで恢復したに反し、詰換品は此の期間を通じて一二ペソに定著した。詰換品は、他の品等の價格の低落するに拘らず定著して、高値を維持することがあると同様に、他の品等の價格が騰貴するに拘らず、定著して安値を維持することが稀にある。併し相場の變動は、一般に劣等品(Oriente)から始まる。

前に述べたる變動期(一九二四表一月)間に於ける價格を平均すると、詰換品は一二ペソ、陽乾品は一一ペソ六二五、普通品は一一ペソ二五、劣等品は一〇ペソ六二五である。それで、試みに此の

各品等の平均價格の較差を算出すると左の如くなる。

諸換品 (Kewatada)	劣等品 (Corriente)	普通品 (Buena corriente)	陽乾品 (Sun-dried)
諸換品の較差	1・375	0・750	0・375
陽乾品の較差 (Sun-dried)	1・000	0・375	
普通品の較差 (Buena corriente)	0・625		

前表の較差は、曾て説明したが如くに、一品等と他の品等との間に於ける缺斤の多少に由るもので、多少の相異こそあれ一定(standard)せるものである。

第十四章 コブラ事業の將來に對する豫想

比律賓産のコブラの生産、消費及輸出に關して本書に掲載せる數字は、近き將來、此の作物の如何なる景氣に達するやを豫想するに特に必要なものである。ココ椰子は、本地の状態次第で、植附後四箇年乃至八箇年にして、始めて結實するけれども、此の結實を幾年繼續するやは參考資料のない爲に確實なることは分らない。學者の計算では、百年乃至百五十年だと謂はれて居るけれども、恐らく

は百年位が實際に近いものであらう。

ココ椰子を侵害する害蟲及其他の寄生物は、收穫にも影響を及ぼし、往々にして樹株を枯死せしめるに至ることさへあるのであるが、比律賓には、殆んど不問に附しても差支へない程此等の被害がない。政府は、多數の適當なる専門技師を常置して、これ等の病蟲害の島内に輸入せられない様に監督してゐる。又島外からは、ココ椰子及ココ椰子から生産された物品の輸入がないから、これが被害は更に減少されて居るのである。是を以つて、氣候さへ不順でないならば、コブラの生産を豫測することは容易である。又比律賓産コブラは、其産額に於ても將來大いに増進するであらう。

第一節 將來に於けるコブラの推定産額

マニラ農務局の報告に依れば、一九二三年六月三十日調査に於て、島内の栽植ココ椰子は結果樹が四九、八〇九、三八〇本、幼樹が三六、八九八、〇〇〇本合計八六、七〇七、三八〇本で、而して該局の接受した報告を纏めると、此の結果樹から一、五一五、二五三、〇〇〇顆を産出し、一本の結果三十顆平均である。

一九二三年中に、比律賓から輸出したコブラの理論的總額は、七八四、三三〇、〇〇〇ポンドで、これは、三九二、一六五ショート噸となるのである。一噸のコブラを生産するには、五千顆を要するが故に、島内消費の果實及コブラを除いて、唯輸出向のみのコブラを生産するに、約一、九六〇、〇〇〇、〇

〇〇顆を要したる譯である。著者の計算に依れば、農務局報告の生産額の外に、比律賓島内の消費年額が約一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇顆である。これは平均一家族の一週間の果實消費額から計算したものである。此の島内消費を併算すると、一九二三年の果實總産額は、彼れ是れ三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇顆に達し、結果樹一本平均六十二顆となるのであるから、結果樹一本平均三十顆とする前記の計算は過少と見てよい。

一九二三年には、輸出コブラ七八四、三〇〇、〇〇〇ポンドが、四九、八〇〇、〇〇〇本から生産せられたと報告されて居る。晚くも一九三〇年には三六、九〇〇、〇〇〇本の幼樹が結果期に達するであらう。果して然らば、一般事業界及經濟界の状態にして變りがないならば、一九二三年に四九、八〇〇、〇〇〇本が輸出コブラ七八四、三〇〇、〇〇〇ポンドを生産した割合から推定して、一九三〇年には八六、七〇〇、〇〇〇本から輸出コブラ一、三六五、〇〇〇、〇〇〇ポンドを生産すべき筈である。

第二節 價格と勞力の供給のコブラ事業の将来に及ぼす影響

既に論じたるが如く、コブラの價格は、其の取引の數量の上に重要な關係を有するもので、一九二二年に、著者は、比律賓の有名なるコブラ業者からコブラの價格が八ペンを割つて低落したときは、其の製造を中止すると云ふ言葉を聞いたことがある。これは、全然そうでもあるまいけれども、例へばコブラ値段が平均價格約七ペソに低落するならば、恐らくはコブラの生産取引を非常に減退

せしむるであらう。

勞力の得易いと謂ふことも亦考慮せねばならない一要素である。蓋し、比律賓の主要食料は米であるけれども、可耕地の多分が開拓せられて居ない爲に、土地が米作に利用されることが少ないからして、島民の食糧として多額の米の輸入を餘儀なくせられて居るのである。それ故に、米の作付を奨励し、其の輸入を減却せんと努力してゐる。然るに、米作は、勞力を要すること多大にして、それが爲めに他の作物に必要な勞力を吸収する傾向があるのである。これと同時に、近頃の比律賓に於ける甘蔗作の増加は、甘蔗園と製糖工場とに於て労働者の非常に多數なる需要を餘儀なくした爲めに、自らココ椰子の栽植に要する勞力を其の方へ奪はるゝことになつた。

是を以て、著者は、將來比律賓に於けるコブラの生産を左右する主要なる要素は、其の價格と勞力の供給とにあると思ふ。特に其の内でも、前者、即ち價格が第一で、勞力は何時でも栽植さへ有利であれば何處からでも得られないことはない。著者の信ずる處では、現在の如きコブラの價格が繼續するならば、一九三〇年に至ると、比律賓の輸出コブラの年産額が少くとも六〇〇、〇〇〇ショート噸に達するに相違ない。併し、生産が斯の如く増加すると、平均價格に或は低落を來すかも知れない。そうなると、世界の需要と比律賓産の供給との關係からして比律賓産コブラの生産が或る限度に固定することゝなるであらう。

第十五章 栽植事業の發達

コブラの平均價格が低落することもあるならんといふことからして、茲に興味ある事實は、比律賓に於て、コブラの生産額に出入ないやうにし、而も其れを有利有效なる方法で行はんとする傾向ある事である。ココ椰子の栽植を始めた當初は、空き地さへあればそれに栽植を行ひ、或は株間距離に頓著なく、果實の落ちて發芽するが儘に生長せしめたもので、處嫌はず植込を行ひ、傾斜の斜急なる山麓さへも往々にして植込んだものである。著者が曾てラグナで見た農場では、四十五度傾の山麓に栽植し、何等耕作灌漑に意を用ゐるでもなく、現代農法を利用して單位面積の收穫が増進する様な何等の努力をも加へては居なかつた。今日では政府當局の努力に依り、或る場所では形勢が一變して、植込も必要なる箇所では間拔され、從て單位面積の收穫も増加し、灌漑施肥其他の現代農法を應用するものが多數となり、大體に於ける傾向が、明かに現代の經濟方法に順應して生産を圖る様になつて居るのである。

これは、最近十箇年間に植込みを行つた新園に於て著しい事實で、特にミンダナオ島がそうである。此の島の中にあるコブラ生産區域で最も著名なのは、ダバオ州(Davao)で、此處では三十の米國人會社、二十九の比律賓人會社、及約五十の日本人會社がココ椰子の栽植に従事して居るといふ話であるが、既に其或ものは今日結果期に達して居る。此等農場に關する諸報告中には、一本一年

三百乃至五百顆を生産するものが稀にあること、一本一年平均二百顆強を可成り長い年月に亘つて生産するものがあることを記してある。此の數字は、比律賓の一本一年の平均産額なる六十二顆に比すれば、驚くべき多産と謂ふてよい。

コブラの生産に關係しては、尙ほミンダナオ島の内でサムボアンガ州がある。生産は同名の市街地と該市街地の在る半島の大部分に於て行はれてゐる。栽植は急速の發展を遂げてゐる。農場は、主として比律賓人及米國人經營である。日本人で斯業に従事するのは、唯ダバオ地方のみである。サムボアンガの外に、ミンダナオの北岸に在るミサミス(Misamis)も亦コブラの生産を増進し、今日では、ラグナ及タヤバスに亞いで第二位を占めてゐるのである。最もミサミスのコブラの生産は、セプー、ネグロス、ボホール等を含むビサヤ群島(The Visayan Islands)からの移民に依て、此の州の植民を行つてからのことである。かくて、現代の經濟方法に依つて開かれたる多くのミンダナオの農場よりのコブラの生産は、該島の北部西部及南部の沿岸に發達し、將來比律賓のコブラ取引上の一大要素たらんとしつゝある。

第一節 栽植事業の法律的方面

農場經營の發達が斯の如く急速であるが故に、其の農場の組織、土地の獲得、及經營方法等に關する法律的部分を簡單に研究して見ることは、敢へて無益のことでもないであらう。

會社法（法律第千四百五十九號）第六十八條及第六十九條は、外國人會社に對する必要規定を含む。即ち左の通りである。

第六十八條 外國會社、若しくは比律賓の法律以外の法律に依て形成、組織、或は存在せる會社は、銀行、貯蓄及貸附銀行、信託會社、及總ての種類の銀行業の場合に於ては、大藏省長官の命令に依り、總ての他の外國會社の場合に於ては商工省長官の命令に依り、内務省地方局（Executive Bureau）記録、特許、版權及商標部長より、夫々の業務を開始する爲め、許可證を受くる迄は、比律賓島内に於て業務を開始することを得ず。會社の代理人が、宣誓に依り、其の會社が支拂能力を有し、健全なる財政状態に在ることを説明せる陳述書を提出し、其陳述書を提出する日より六十日以内に、會社の資産及負債を次記の事項につき説明せる陳述書を提出し、其れが當該省長官の満足を得るにあらざれば、孰れの長官も許可證を與ふべき命令を發せず。

- 一、會社の名稱
- 二、組織の目的
- 三、本社的位置
- 四、資本總額。事實申込み金庫に拂込める……年……月……日
- 五、……年……月……日に於て、會社の有する總ての負債、義務、會社に對する請求等を控除したる正味資産額

六、會社に對する總ての法律的手續に就て呼出處分を受け、且つ會社に關する總ての通告を受けんが爲に、會社の任命したる比律賓に在住する代理人の姓名

但し特別な會社に在りては、許可證を發給せよとの命令を出す以前に於て、商工省長官が若し決定上に必要と認むる時は、更に會社の仕拂能力及公正なる取引に關する右以上の證憑の提出を求むることあるべし。

内務省地方局の記録、特許、版權及商標部に於て、前記の陳述書、會社定款の謄本、及商工省長官の許可に關する命令を受理したる時は、該部長は比律賓島内に於ける營業の許可證を會社に與ふべし。此の許可證を發給すると同時に該部長は、手数料五十ペンを徴收す。

第六十九條 外國會社若しくは比律賓の法律以外の法律に依り形成、組織若しくは存在せる會社は、前條の許可證を得るにあらざれば、比律賓に於て營業することを得ず。又會社又は其指命者は、如何なる負債の拂戻、請求或は要求の爲めにも法庭に出訴するを得ず。前條の許可證なき外國會社の爲めに取引する會社の社員、理事若しくは代理人は、二年以内、六箇月以上の禁錮に處せらるか一千ペソ以下二百ペソ以上の罰金を科せらるか、又は禁錮及罰金の兩刑に處せらるべし。

それ故に、マニラに於て登録せず、且つ許可手数料を納入せずしてコブラの取引に従事する會社は、比律賓の法廷に於て何等の告訴も又は要求をも爲すを得ざるものである。

第二節 營業諸税

比律賓で營業する會社の主として賦課せらるゝ租税は三種である。

- (イ) 所得税 これは、所得税法に依つて賦課せらるゝもので、比律賓で營業する内國及外國の諸會社は共に納入せねばならないものである。其の税率は正味所得の三〇である。
- (ロ) 賣上税 此の税も亦、比律賓に於て營業する内外兩會社共に賦課せらるゝもので、總賣上金の一・五〇を其の税率とする。賣方はれを拂ふ。
- (ハ) 波止場税 これは比律賓から輸出せんが爲に航洋船に積込まれた總ての商品、貨物の一メートルリック・トンに付き二ペソの割合で徴收さるゝものである。其の貨物の内にはコブラも包含さるゝのは無論で、而して此の税を納めねばならぬのは荷主である。

第三節 土地保有規則

比律賓の土地總面積の大部分は未開で、特にミンダナオ島はそうである。此の島は、一般に『非基督教種族』の名の下に包含さるゝ、モロ族(Moros)及其他の種族の住居する處で、これ等の種族は、比律賓議會に於て彼等の選舉する代議士を有しない。總督は、立法上彼等を代表すべき人を任命して居る。此人は、必ずしも種族の一員でなくてもよい。此の非基督教種族に關する事務は、『非基督教種族局』と稱する比律賓行政部で取扱はるゝのである。

ミンダナオの土地は多くは國有地である。而して、該島可耕地の開拓されたものは二〇を出ないといふことである。殘餘の未開地は、或る契約條件の下に、比律賓人又は米國人、及米比國人會社

は、家族農場(Homestead)として、買入地、租借地として保有することが出来る。比律賓人若しくは米國人は、個人ならば、二十四ヘクタール(五十九英反)を家族農場として、百ヘクタール(二百四十七英反)を買入地として、千二十四ヘクタール(二千五百三十英反)を借地として保有することを得る。若し會社ならば千二十四ヘクタール(二千五百三十英反)を買受或は租借するを得るのである。これより以上の廣大なる國有地は、比律賓議會の特別なる法律に依るにあらざれば獲得するを許されない。家族農場を獲得する條件は、農場主の費用を以て土地を測量し、土地局に唯名目ばかりの手數料を納入し、三箇年間土地を維持耕作するにある。其後トレンス所有權(Torrens title)が出願者に與へられ、所有權が彼に移るのである。二萬ヘクタール(四萬九千四百英反)の國有地を議會が特別なる目的を以て或る會社に許可したことが二、三ある。

かくて、農業企業者に對し、廣大なる地積が、安價に且つ容易に與へられる。

前述の制限は、唯國有地にのみ應用すべきもので、而して個人の賣買に依る土地の面積にはさる制限がないのである。比律賓法律第千四百五十九號の比律賓會社法並に改正法は、特許を得、而して或條件を充して五人又は五人以上にて會社を組織すること出来るやうにしてゐる。其の條件なるものの中には、會社が事業を開始せる以前に株金の二割が申込まれ、株金の五〇が現金で拂込まれることなどがある。

第四節 栽植費

始めてココ椰子の栽植に従事せんとする人の考ふべき栽植費用に關する計算は、計算者に依つて皆各々異なるのである。無論栽植費用は、氣候、土壤、勞力及其他の要素の地方的状態に依て非常に等差のあるべき筈のものであるが、ミンダナオの農場の多くは、廣大なる灌溉工事を施行するの利益を認めて居る。該工事を施せば、乾期に於ける旱害を免れ、雨期に於ける排水を佳良にし、洪水の害に罹ることがなくなるからである。之れに加ふるに、若し資金さへ十分に而して必要な機械を附設するを得るならば、灌溉水量を發電に利用し、以て農場に必要な燈火用及動力用とし得るであらう。土性の良否、及肥料獲得の便否は、施肥問題を解決するに必要である。一般的に言へば施肥する方が有利である。

時として、勞働者の適當なる小屋、及適當なる衣食の用意の爲めに投資を増加せねばならぬことがある。併し、これは其の投資しただけ有利にして、十分に之を償却して餘りあるものである。農場を開くに當つて必要な資金及勞力は、間作を行ふや否やに依て影響せらるるものである。ミンダナオでは、一般にココ椰子の苗と共にアバカ (Abaca or Manila hemp) を間作し、ココ椰子が結果期に達するに従ひ、アバカを間引いて賣出し、以つて最初の五年乃至七年間の栽植費用を減少するのである。

尙ほ栽植の當初に於て費用のかゝることは、適當なる種子用の果實を選択せねばならぬことである。此の事は甚だ小事の如くにして、實は農場將來の生産力に大に關係のあることである。即ち、これは地方的状態に恰適した樹種を發達させ、世界無比の收穫記録を示せるミンダナオの現在農場から選擇すればよいのである。未だ廣くは知られて居ないけれども、侏儒椰子といふ一種があるのである。これは、海峽植民地で現に試作中に屬するが、著者の今日迄に接受した報告に依れば、成績至極佳良であると云ふことである。併し、比律賓の氣候及土壤に對する適否は疑問である。

第五節 投資及收益

現行の慣例は、一英反四十八本植で、株間距離を三十呎に植込むのである。間作も行はず且つ地形が普通であるとして、斯る椰子園は其の結果期に至るまでの總ての經費を計上して、恐らく彼れ是れ一英反に付き米貨百弗かゝるであらう。尤もこれには臨時費は含まないのである。臨時費の多少は當人の勝手たるべきものである。ミンダナオの農場では、これよりも安く附いたものもあれば又高く附いたものもあると云ふ。

ミンダナオのココ椰子農場の収入は、植込後第五年目に始まり、第十年目まで増進し、第十年目に生産の高頂に達する。第十年目以後の生産は之れを平作と看做してよい。植込後三年目又は四年目から結果期に達したと稱する農場があるけれども、著者の意見では、其の收穫は極めて少量であ

るが、或は狂ひ咲であるかとも思ふ。併し、ミンダナオでは、第七年目以後に一本の結果が百顆以上に達し、一英反の收量四千八百顆であることは確實である。即ち一英反に一メートル噸の收量となるのである。コブラを袋詰となし、之れを農場の波止場まで運び出すまでに要する諸費用の平均は、前述の生産高から割り出して、約貳拾弗である。尤も、これは現代式のコブラ人工乾燥機を使用した時の費用で、而して利子、償却、保険及税金等の諸掛費用を算入してないのである。これ等の費用を算入すれば、費用總計は恐らく參拾弗となるであらう。コブラの一メートル噸の価格は七拾五弗であるから、差引き収益は四拾五弗となり、投資百弗に對して四割五分の利益に當ることとなる。今日までの収益に關する諸報告に依ると、一割二分五厘から六割五分の収益があるとされて居るのである。

右に掲げたる數字は、比律賓ココ椰子栽植に關する事業計畫書の基礎たらしむるには足りないもので、唯現代農法に従ひコブラを生産する方法を説明するに使用さるゝに過ぎないものである。蓋し、コブラの生産に關して利用さるべき機會は、既往に於ても亦現在に於ても總て利用され、其結果比律賓産コブラの生産は、前述の如く増進してゐるのである。

第十六章 世界に於けるコブラの取引

正確なる生産統計がない爲に、コブラ生産國間に於ける比律賓の比較的順位は明らかでないけれども、それは何番目であらうと大なる差支へはない。寧ろ大切なることは、世界に於けるコブラ取引である。故に今茲に主要なるコブラ生産諸國の輸出額と、主要なるコブラ消費諸國の輸入額を攻究して見やう。

第一節 コブラ生産國に於ける輸出額

次表は、一九二二年世界の主要生産諸國のコブラ及其の製品の輸出額を示すものである。

第二十一表 一九二二年主要生産國のコブラ及油の輸出額

國名	コブラ輸出額	ココ椰子油輸出額	同上をコブラに換算	理論的コブラ輸出總額
比律賓群島	3,615,016.50 英鎊	1,333,333.33 英鎊	3,948,350.00 英鎊	7,563,366.50 英鎊
蘭領東印度	7,483,333.33 英鎊	3,655,193.33 英鎊	6,088,986.66 英鎊	13,572,350.00 英鎊
錫蘭	1,888,979.68 英鎊	6,111,111.11 英鎊	1,035,501.87 英鎊	7,917,481.55 英鎊
海峽植民地	3,333,333.33 英鎊	8,333,333.33 英鎊	1,400,000.00 英鎊	13,800,000.00 英鎊
フィジー (Fiji)	4,200,000.00 英鎊			4,200,000.00 英鎊
西部サモア (W. Samoa)	3,911,500.00 英鎊			3,911,500.00 英鎊
セイロン (Seychelles)	1,200,000.00 英鎊			1,200,000.00 英鎊
ザンシヤル (Zanzibar)	1,215,000.00 英鎊			1,215,000.00 英鎊
英領印度支那	11,250,000.00 英鎊	7,500,000.00 英鎊	1,100,000.00 英鎊	19,750,000.00 英鎊
佛領印度支那	1,000,000.00 英鎊	800,000.00 英鎊	700,000.00 英鎊	1,700,000.00 英鎊

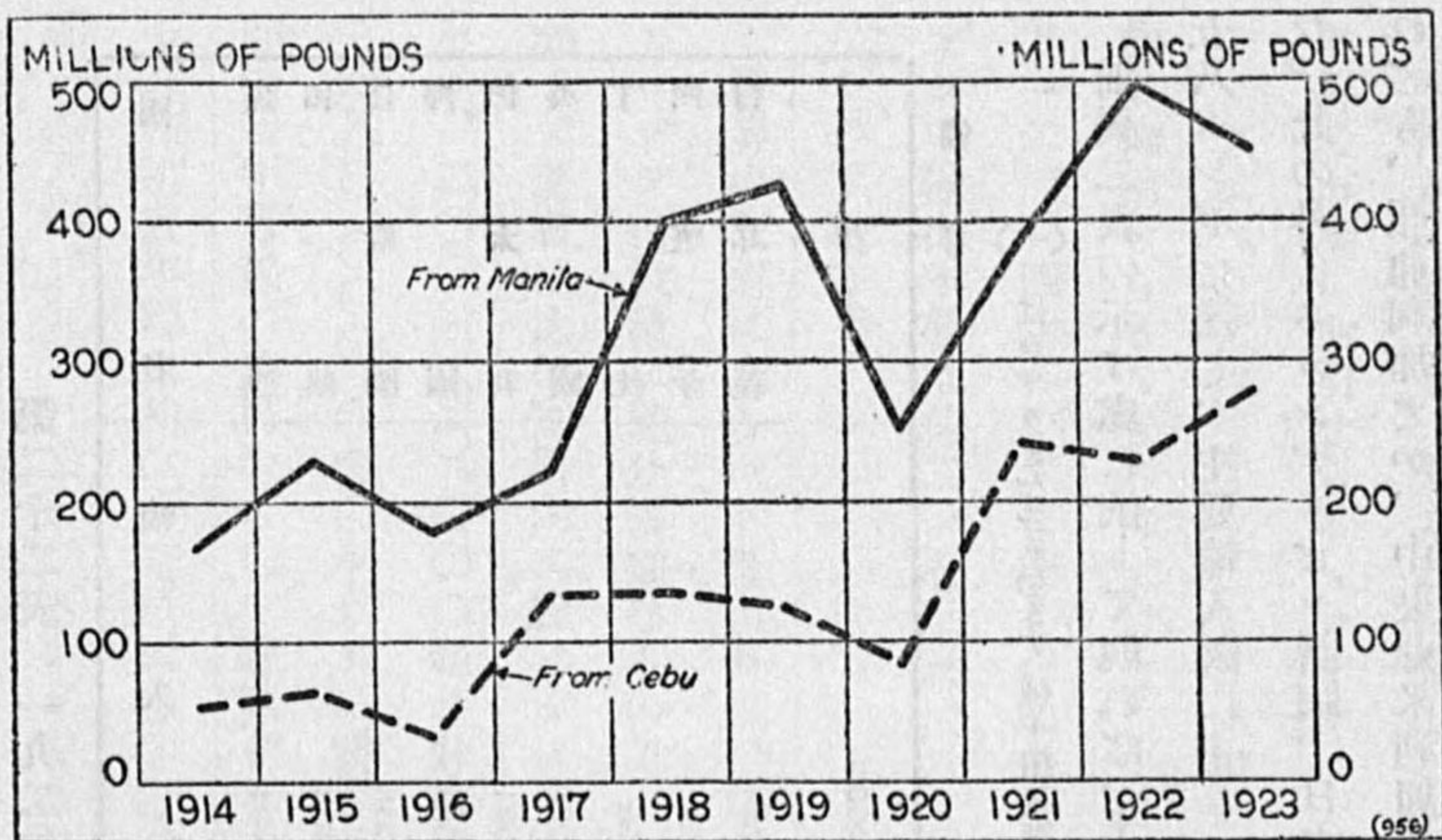
國名	コブラ輸出額	ココ椰子油輸出額	同上をコブラに換算	理論的コブラ輸出總額
馬來聯邦 (F. M. S.)	九,六三三,三三三	—	—	九,六三三,三三三
ニューギニア (New Guinea)	六,七二〇,〇〇〇	—	—	六,七二〇,〇〇〇
ソロモン諸島 (Solomon Is.)	四,〇〇〇,〇〇〇	—	—	四,〇〇〇,〇〇〇
佛領大洋洲 (Fr. Oceania)	四,〇〇〇,〇〇〇	—	—	四,〇〇〇,〇〇〇
計	一八,三四三,三三三	三,九七五,〇〇〇	五,三三三,三三三	二七,七五一,六六六

備考
 (一) 油〇・六ポンドをコブラ一ポンドに換算したるもの。
 (二) 輸入に超過せる輸出額。
 (三) 主要の輸入國へ仕向けたる數量より推算したるもの。

前表に由りて觀るときは、コブラ生産總額の八割がコブラとして、而して残りの二割がココ椰子油として輸出せられ、世界的に取引せらるゝのである。

コブラの形態で最も多く輸出する國は蘭領東印度であるけれども、理論的輸出額を以ては、比律賓が最大輸出國である。世界のコブラ輸出總額の約六割五分は此の二箇國の産出に係るものである。

コブラ生産國の中で、油の形態で最も多額に輸出するのは、無論比律賓で、ココ椰子油の世界輸出總額の七割四分を占むるのである。殘部の二割六分は主として錫蘭からの輸出に係る。



第九圖一九二一年主要ラブラ産國の論理的輸出額

編者の誤りで、第五十九頁に這入る圖を此處に入れ、本頁に這入る圖を第五十九頁に入れた。但し圖の説明には變りない。

編者

第二節 世界のコブラ輸入國に於ける輸入額

一九二二年世界主要のコブラ消費國に於ける輸入額は次表の示す通りである。

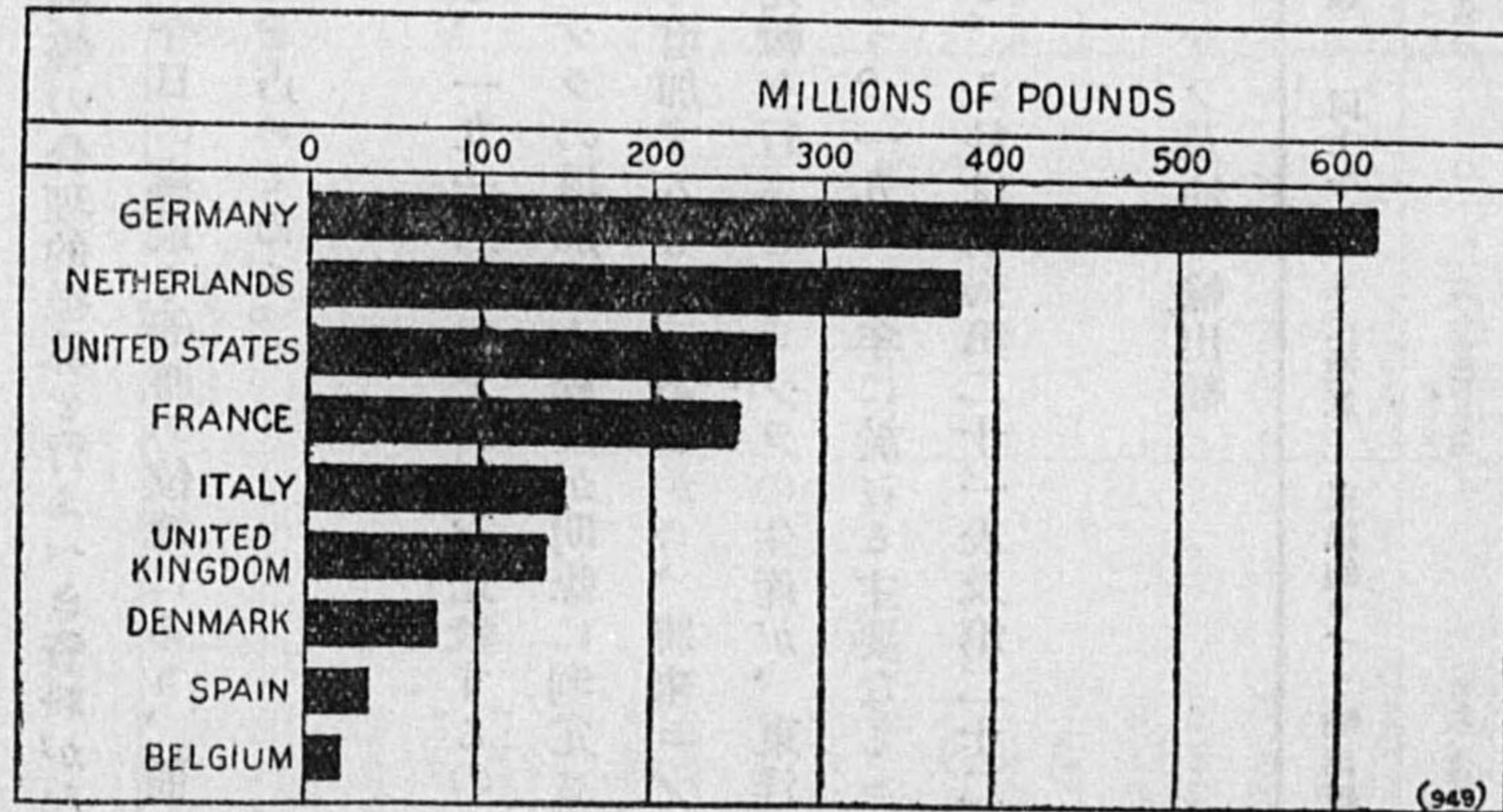
第二十二表 一九二二年主要消費國に於けるコブラの輸入額

國名	輸入額	輸出額	輸入超過額
獨逸	六三、一八九七・四	三、三〇〇・〇	六〇、八九七・四
和蘭	三三、二八九・八	一、四六三・九	三一、八二五・九
佛國	二六、八五五・一	—	二六、八五五・一
伊國	二五、〇一九・五	—	二五、〇一九・五
英太	一四、九三三・二	—	一四、九三三・二
丁抹	一五、二八二・六	—	一五、二八二・六
西班	七、七八三・〇	—	七、七八三・〇
白耳	四、三〇一・八	—	四、三〇一・八
計	一、〇〇八、七〇一・三	五、一四二・一	一、〇〇三、五五九・二

備考 (一) はコブラのPalm Seeds(種子用果實?)を併算したるもの。

前掲二表の示す處に依りて觀れば、主要輸出國よりするコブラの輸出總額は一、八四五、三四八、〇五八ポンドに達し、主要輸入國にするコブラの輸入總額は一、九五七、二八九、二二五ポンドであつた。此の外にスカンデナビヤ諸國、日本、濠洲及其他の國々に多少コブラを輸入するものもあるけれども、亞弗利加とか、中央亞米利加及南亞米利加とかの生産國よりする輸出額で之を相殺することを得るのである。要するに輸出の爲めに生産せられ、世界の市場に取引せらるゝコブラは、年額大略二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドにして、其の生産國から油の形態で輸出せらるゝものは、之をコブラに換算して五三二、九一二、一四六ポンドに達し、此の二口を合計するとコブラの輸出年額は約二、七三三、〇〇〇、〇〇〇ポンドとなるのである。

世界の取引に上るコブラの外に、島内消費に供用さるゝコブラの數量は随分多額なものである。前に述べたる如く、著者は比律賓島内に於けるココ椰子實の消費年額を一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇噸と計算するのである。即ち四八〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドに當るのである。蘭領東印度の半官報の資料からして計算すると、該諸島に於ける島内消費年額は約二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇噸に達し、即ち八八〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドである。其他のコブラ



第十圖 一九二二年主要生産國のラブラの輸出額に於ける輸入額

生産諸國に於ける國內消費額は明らかでないのみならず、何等の合理的推算を行ふべき資料がない。要するに、コブラの生産取引上、比律賓と蘭領東印度とは今日の處最も優勝の位地にあり、而して比律賓は輸出額に於て、蘭領東印度は生産額に於て最優位を占めてゐる。

第三節 世界大戦前後の比較

前に掲げた一九二二年のコブラの輸出額及世界取引額と、一九一三年のそれとを比較するのは興味あることである。此の比較に依て、世界の取引に上るコブラの増加する程度が明瞭に判定されるのである。而してコブラの生産は算術級数の法則に従つて増加するものであるから、將來コブラの供給は多少儘かに之を豫測し得るのである。又斯の如き比較を行ふと、コブラの生産が、東洋に於ける二三の大生産植民地に集中して居る程度が分るであらう。一九一三年に於ける主要なるコブラ生産國より輸出せるコブラの輸出額は、次表の通りである。これは前掲第二十一表及第二十二表と参照されなければ前後の比較は出来ない。

第二十三表 一九一三年主要生産國のコブラ及油の輸出額

國名	(一) コブラ輸出額	(二) ココ椰子油輸出額	同上をコブラに換算	理論的コブラ輸出總額
蘭領東印度	五〇四,七七八トナ	八,九八八,〇〇〇	一三六,三三三	四九〇,三三三トナ

國名	(一) コブラ輸出額	(二) ココ椰子油輸出額	同上をコブラに換算	理論的コブラ輸出總額
錫蘭	一三三,四七三トナ	六,一五六,九五八	一〇一,〇四九	二三四,五二二トナ
比律賓群島	一八二,一八〇トナ	一一〇,五九三	一八,七〇九	二〇〇,八八九トナ
英領印度	八,八〇七,七三三	七,七三三,八〇〇	一三三,五三三	九,一四一,二六六トナ
海峽植民地	一三,〇〇〇トナ	一三,〇〇〇トナ	一三,〇〇〇トナ	二六,〇〇〇トナ
獨領ニューギニア	一四,〇〇〇トナ			一四,〇〇〇トナ
獨領サモア	二四,九九四トナ			二四,九九四トナ
ザンジバル	一一,一六九トナ			一一,一六九トナ
佛領大洋洲	一九,三六八トナ	一〇〇	一七	一九,三六八トナ
佛領大シヤ	一七,七五九トナ			一七,七五九トナ
馬來聯邦	一〇,三三三トナ	二九,六八八	四,六八八	一五,〇二一トナ
カロリン群島	一三〇,七九七トナ			一三〇,七九七トナ
ソロモン群島	一三〇,一七三トナ			一三〇,一七三トナ
佛領印度支那	一三,四四三トナ			一三,四四三トナ
獨領東亞弗利加	九,五五〇トナ			九,五五〇トナ
トングラ	七,六三三トナ			七,六三三トナ
ニューカレドニア	六,四六六トナ			六,四六六トナ
セーシェル	六,〇一一トナ	一一〇,七三三	一〇一,一三三	六,九二二トナ
トウツアイラ	三,五五五トナ			三,五五五トナ
ニューギニア	一七,六三三トナ	一八七	三	一七,六三三トナ
計	一三三,一八〇トナ	八,二八八,一三〇	一三六,三三三	一三三,一八〇トナ

備考 (一) 輸入に超過する輸出である。

第十六章 世界に於けるコブラの取引

(二) 輸出に超過する輸入で、理論的コブラの輸出総額を示す爲め換算コブラを差引いたものである。

第二十四表 一九一三年主要消費國に於けるコブラの輸入額

國名	輸入額	輸出額	輸入超過額
獨逸	四三三、四一九、五一〇	一、四五〇、一八六	四三一、九六九、三二四
佛國	二七一、九五九、〇一五	二四、三二一、八〇九	二四七、六三七、二〇六
露國	一四八、八五六、九一八		一四八、八五六、九一八
奧國	七四、〇八四、九二二		七四、〇八四、九二二
捷利	七四、二六五、二五八	五、六〇四、〇九三	六八、六六一、一六五
荷蘭	四五、四二一、四三六		四五、四二一、四三六
和蘭	二二一、八五九、六五〇	一八一、五六一、五四八	四〇、二九八、一〇二
英領印度	六九、一四〇、四一八	三七、三二五、二五四	三一、八一五、一六四
白耳義	四三、一〇四、三九二	一五、三三八、二〇二	二七、七六六、一九〇
日本	一三、一二七、一一四	一、一五八、五七五	一一、九六八、五三九
計	一、四〇〇、八七八、三七五	二六六、七五九、六六七	一、一三四、一一八、七〇八

第四節 順位の変動

前掲二揃の表二十一、二十二、二十三、二十四の研究は聊か興味なしとせぬ。一九二二年に於ける生産國からするコブラ及油の輸出額は、一九一三年に比して一、一一七、六四九、〇一九ポンド

即ち八割九分の増加である。これと同期間に於て比律賓からするコブラ及油の輸出増加は、五七五、七五八、一一九ポンド即ち二十八割八分にして、比律賓からする輸出の増加は、世界の輸出増加に比して正に非常なる巨額のものであることを示すのである。實際此の期間に於て、比律賓は世界のコブラ輸出額として第三位から一躍第一位に昇つたのであるが、これは既に述べたる如く、コブラと油との輸出が夫々増加した爲めである。一九一三年には、コブラ生産國中錫蘭がココ椰子油を輸出する第一位の國で、比律賓は第三位に居たものであるが、一九二二年には比律賓がココ椰子を輸出する第一位の國となり、其他のコブラ生産國からの油の輸出は實際殆んど消滅したのである。錫蘭、海峡植民地及英領印度は、非常に之が輸出を減少し、唯尚ほ少額の輸出を見るのみである。これと同期間に於ける消費國の輸入状態も亦同様なる變動を示すのである。即ちコブラの取引上一九一三年に於て首位に位して居た露國及奧國及捷利は、一九二二年には輸入國名の中に其の名を認めないことになつた。一九二二年に於ける消費國のコブラの輸入額を、一九一三年のそれに比すれば、八二三、一七〇、五一七ポンド即ち七割三分の増加にして、凡そ同期間に於ける輸出國からする輸出の増加に匹敵してゐるのである。一九二二年は一九一三年と同じく、コブラ輸入國としては獨逸が第一位で、此の期間に於ける輸入の増加は一九一、二二〇、一七〇、ポンド即ち四割四分であつた。又此の期間には、和蘭及合衆國に於ても大いに消費額を増進し、和蘭の増加は三四一、

三九五、三一九ポンド即ち八十四割七分、合衆國に於ては二二三、五三四、〇八二ポンド即ち四十九割二分であつた。

第十七章 比律賓の直面する競争

是を以つて、現在比律賓に對する強大なる競争者は蘭領東印度で、其の生産せるコブラの多分は獨逸及和蘭へ仕向けらるゝ。之れに反して、比律賓の生産したコブラの多分は合衆國へ輸出さるゝのである。それ故に、此の二國の間の競争は、市場の爭奪にあらずして、寧ろコブラの世界的市價が、其の輸出に依て左右せらるゝことにあるのである。實際、一九一三年の如き比律賓が蘭領東印度と競争して歐洲市場にコブラを直接賣出した時には、コブラの輸出國として衰れ第三位に居り、其の平均市價も現今のそれに比して甚だしく安低であつた。然るに、合衆國がコブラの取引に参加するに至つて、比律賓は茲に始めて一新市場を得、而して此の市場は國家から幾分か保護せられ、兩者の親密なる關係は、米國の通商政策に依て一層後援せらるゝに至つてゐるのである。

尤も、合衆國は、其のコブラを獨り比律賓のみから買入るゝにはあらずして、蘭領東印度、濠洲、ソロモン、群島西部サモア、英領大洋洲、及佛領大洋洲からも買入るゝのである。即ち、これ等の諸國から合衆國が其の消費するコブラを買入るゝだけ、それだけ比律賓産コブラは合衆國市場でこ

れ等諸國のコブラと直接競争せねばならぬことになる。然るに、大洋洲に在る米國輸出商店の逢著して居る取引上の困難が、比律賓産のコブラ輸出に好都合である。歐洲の主なる諸國は、夙にコブラ取引の有利なるを看取し、巨額の資本を歐洲に在るコブラの搾油工場に投下し、多數の労働者を使用し、且つ之に關聯して海運上に於ても多大の利益を收めてゐる。そのみならず歐洲諸國の植民地から本國歐洲市場に賣出さるゝコブラは、これ等の植民地が歐洲製作品を買込む購買力となるのである。それ故に、歐洲諸國は、大洋洲とコブラの取引を維持擴張するを以て利益とするのである。

その爲めに、時と場合に依ては母國以外の諸國へ、コブラ及其他の植民地物産の輸出を制限する必要も起つて來る。尙ほそれよりも多いのは、海路運賃を低減し割戻を行ひ、以て母國への輸出を奨励することである。又或時は、外國の輸出業者が買入れ輸出しようとする物産に對し買上總高に對して税(Turnover Taxes)を賦課し、母國民の輸出業者に對しては、其の割戻を爲すが如きこともある。其他各種の方法を講じて外國商人の侵入を防遏するのであるが、比律賓のみは、世界各國に向つて其の市場を開放し、世界各國の人民の來つて同等に其の島内物産を買入るゝに委すのである。世界各國の國民が同等に取引する比律賓の如きは太平洋の植民地中でも稀である。

第一節 米國及歐洲販路

これ等の事情及其他の困難あるに拘らず、大洋洲に在る米國商人は、各島地に生産するコブラを競買する上に於て少からざる進歩を遂げた。これは、米國商人が太平洋岸のコブラ市場に近接して居ること、其の取引上海運の便利が佳良である事に依るのである。小地積でも巨額の生産があれば、海運の便利は其處に集中する。これが亦原因となつて其處の生産を刺戟することになる。之と同じ原因で、比律賓のコブラは、將來合衆國のコブラ市場に覇を唱ふるであらふ。蓋し、合衆國のコブラ油に對する需要が増加するに連れて、輸出向比律賓産コブラの需要は益々増進するからである。

消費地に於ける事情の研究、需要向に適當なるコブラの調製、海運の便利及安價、經濟關係の増進等が、歐洲市場に比律賓産コブラを賣付ける結果にならうけれども、併し、今後尙ほ多年に亙り比律賓産コブラは米國市場に於て最も多く取扱はるゝであらう。これはコブラに於て無論左様であるが、ココ椰子油に於ても亦それ以上さうであるのである。米國市場なるものがあつてココ椰子油を吸収することが無かつたならば、比律賓の搾油會社は夙に數年以前に於て、今日蘭領東印度其他コブラを生産する各地と同じく不景氣に沈衰したであらう。

比律賓に於けるコブラの生産は、米國との社會的及經濟的關係に依て哺育せられたもので、此の輸出作物の比律賓に發達したのは、主として米國市場の賜物であり、且つ比律賓に於ける社會的及經濟

的事情の安定した爲めであることは明かである。社會的及經濟的事情の安定は、資本の長期投下を安全且つ有利ならしむる。ココ椰子の實と油とに對して世界の需要の繼續する限り、否今日の如く日々に其の需要の増加する限り、比律賓人及米國人の資本に依るココ椰子の栽植及コブラの輸出は、安全にして且つ有利なる事業であるであらう。

第二編 比律賓のココ椰子油事業

記録の存する限り古い以前に遡つて見ても、熱帯地方の土人、特に馬來群島及南部太平洋諸島の土人等は、夙にココ椰子油なるものを知り、之を食料、石鹼、及減磨料等種々の用途に供して居た。此の永い間、斯の油は、地方取引及島内取引とは、不可離の部分をなしてゐたのであるが、之が使用はココ椰子の生育して居る諸島だけに限られて居たと云てよい。始めてココ椰子油を歐洲消費市場へ紹介したのが一佛國人であつたことは、既に前に述べた通りである（前編第一章第一節）。此の佛國人は、ココ椰子實の荷物を一七五〇年頃始めてマルセーユに輸入した。此種實は地方製油工場へ賣渡しされ、此處で始めて歐洲製ココ椰子油が搾出されたのであるが、此の油、及其後に製出された油は、石鹼及化粧油の製造に使用された。併し此油の取引は誠に小額に過ぎなかつた。

第一章 外國需要の端緒

十八世紀の終に至り、佛國は食用油脂類の缺乏に累はされ、之れが爲めに牛酪の價格騰貴し、一般人民は之を口にする能はざる有様となつたと云ふ。一七八五年の頃、佛王は賞金を懸けて安價にして製造の容易なる牛酪代用品の發明を奨励した處、此の賞金は一佛國人の手に歸するに至つた。即ち此の佛國人は、ココ椰子油と落花生油とを混淆して植物性牛酪を製造したのである。之れ今日吾人の見る「種子マーガリン」の先驅者である。

此の植物性牛酪の製造に依り、忽ち其の主成分なるココ椰子油の強大なる需要を喚起した。これが即ち歐洲消費國に於てココ椰子油使用の濫觴で、此の需要からして前編に述べた如きコブラの旺盛なる取引が發達して來たのである。

比律賓の輸出品中にココ椰子油を見るに至つたのは、此の國が米國領になつた翌年からの事である。其の頃製造された油は、牛力又は人力に依る小型の土人用壓搾器を以てされたものであるが、其の搾油器には種々なる型式のものがある。其の普通に使用されたものは、筒の丸太で、此の中にコブラを詰め込み、油の流れ出る孔を持つてゐるものであつた。油を搾るには上端に長い棒を用ひ棒を二分し、短い方は堅く結び、長い方に何か重き重量を加へ、以てコブラを壓搾し油を滴出せしめるのである。此の搾油方法で搾出する油の量は、コブラの含有する油分に比すれば極めて僅微のものであるが、それでも製油量は、比律賓全體に於ては驚く程多かつた。

第二章 最初の新式工場

一九〇六年に至つて、新式ココ椰子油工場が始めて比律賓に開設せられた。其の位置はマニラで、其の設備は總て新式であつた。諸機械は總て米國製で、六個のアンダーソン式搾油機を据附けて居

た。此式の壓搾機は當時搾油工場用の機械中で比較的此新式のものであつた。此の工場は、不案内なる海外新企業に付きものである幾多の難局に逢著した。先づ土人労働者が必要な仕事に不慣れ、之を十分役立つ程度まで養成する費用は恐らくは甚なからざるものであつた。又技術家方面は未だ運用の詳細を心得て居なかつたから、日々の實驗に依りて漸く之を知悉するの外はなかつた。それのみならず、銀行はココ椰子油市場の状況に不案内で、従て十分なる経験を銀行が積むまで輸出業者のクレディットの問題に缺陷あることを免れなかつた。

此の外、成功の道程に於ける障礙として、貨物輸送上の困難があつた。太平洋に就航せる船舶には液體の大量積込の設備がなく、實際當時太平洋に就航せる航洋船の多數は石炭を燃料とするものであるから、燃料油を輸送するに適當なる設備を缺いたものゝみであつた。それ故にココ椰子油の容器問題が重要となつて來て、合衆國から百拾ガロン入の鋼鐵製の樽を購入して此の問題を解決した。無論此の解決法の高價なものなりしことは推知すべしである。鐵樽の原價の高い上に、尙ほ此の鐵樽の往復の運賃を必要とする。又工場に於て油を此の鐵樽に詰込むに多大の勞費と特別の設備を必要とする。尙ほ又空樽と輸出向油とを貯藏するに廣大なる倉庫が必要である。また其上に、詰樽を本船に積込むことが仲々容易の仕事でなく、且つ航海中の漏洩滲出が甚くないのである。これ等の事情を見るときは、一九〇六年乃至一九〇九年頃の比律賓からするココ椰子油の輸出は、明らか

に一大問題であつた。

第一節 難局の突破

尙ほ此の工場の遭遇した困難は、搾油した後の副産物の問題である。コブラ搾粕を資金化するこゝが出来なかつたことである。一九〇六年乃至一九〇九年の三箇年間に、比律賓からは毫もコブラ搾粕が輸出されて居ないことになつて居る。けれども、一九〇六年には六五〇、〇〇〇ポンド、一九〇七年には八一二、〇〇〇ポンド而して一九〇八年には二、八五〇、〇〇〇ポンドが生産せられたことは、ココ椰子油の輸出額から推算出来る。斯の如き僅少なる搾粕に對して販路を見付けることは出来ない。之が販路を攻究するよりは、燃料として消費した方が却つて得であつたに違ひない。此のコブラ搾粕を資金化することが出来ないを謂ふことが、企業成功に對する更に一つの障礙であつた。今日ではココ椰子油の工場にして、其の搾粕が全然無價物であつたならば、一日も存立することは出来ないであらう。

前に述べたる如き各種の困難及其他の難小なる困難があつたに拘らず、工場は相當の發達を遂げ、一九〇六年、一九〇七年及一九〇八年を経て、不幸遂に火災の厄に逢ふまで事業を續けた。會社は財政上の都合からして一時事業を中止したるが爲に、比律賓からココ椰子油の輸出を見ることが出来なくなつたが、一九一三年に至つて再び會社を組織し、新式耐火工場を建設し、ココ椰子油の製造

を再開したのである。

最早此の時に達してからは、製油事業の進路も平坦直通にして、比律賓産が市場に認められ、顧客の眼も自然其方に向けらるる様になつた。製油に關する大抵の問題が解決され、唯一の困難として輸送の問題が残つてゐる。其れは兎に角、比律賓に於ける新式工場のココ椰子油製造が、經濟的に成功したといふ確證が得られたのは何よりである。

第三章 工場的位置

マニラに於ける製油會社の位置及結構は、同地に於て始めて設計建築せられたる工場を模範として施設せられたものである。特に工場的位置に關しては三種の要點が考慮された。

第一は、成るべく勞力の供給の便利なる處に工場を建設せねばならないことである。これは無論見易い道理である。米國の都市でも多くはさうであるが、マニラに於ても亦、多數勞働者の居住せる土地は、一定地域を限り工業地に往復の便利のよい處である。然るにココ椰子油の工場が増設するに從つて、此の工業地域が擴大し、往復の便利が自然不足になつた。是に於てか、工場附近に、勞力供給の適當なる施設をすることが必要になつたのである。

第二は、一旦マニラに集中したコブラを最も安い運賃で工場に入ることが必要である。前編に於

いて述べたるが如く、マニラに集中するコブラの約七割はマニラ鐵道に依つて輸送さるゝもので、残りの三割が沿岸航海の船舶に依て、主としてマニラの市中を貫流するバシグ河に入り來るのである。集中輸送の終點なる鐵道又は船付場から工場までのコブラの搬入費を成るべく低廉ならしめんとするならば、工場的位置を、鐵道停車場の構内又は其の附近に定むると同時に、河流か又は其の附近にトせねばならないのである。

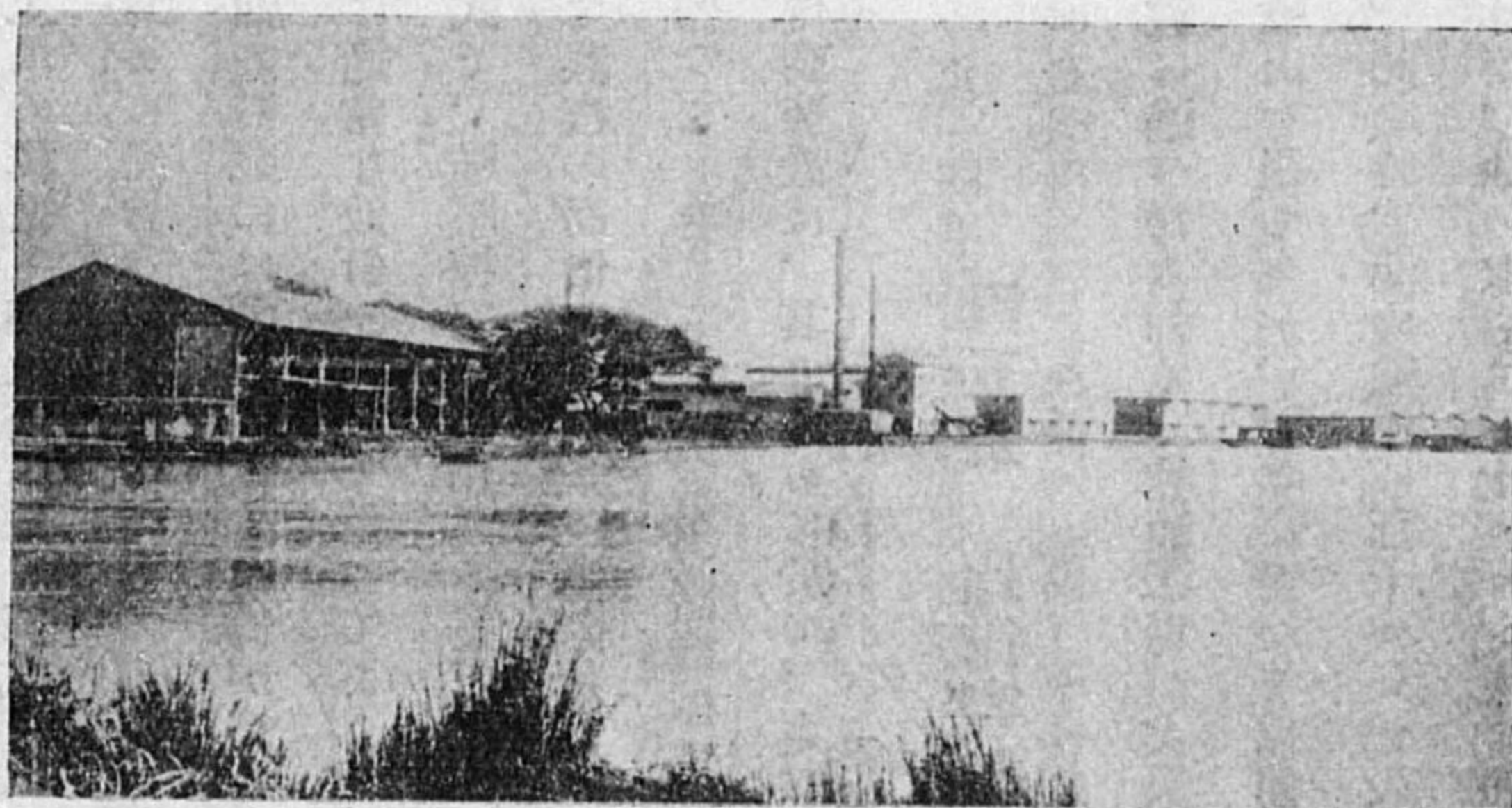
第三に、製品の輸出荷役の便利を考慮せねばならぬ。ココ椰子油及其の搾粕の如き貨物を航洋船に積み込む時、多くは港内に碇泊し、艀船に依て貨物の積み込みを受ける。岸壁に横附けにして荷役を行ふことも稀にはある。併し、輸出貨物は、總て本船へ艀船に依つて積み込むものと見てよい。此の荷役を便利にし、且つ其の費用を最少限度に節約せんとするならば、工場を河岸若しくは海岸に建設し、以て艀船に直積することを得る様にせねばならぬ。

工場的位置の選定上考慮すべき以上の三要點を概括すれば、工場は(イ)勞働者の居住地域に近く、(ロ)バシグ河の沿岸に在り、而して、(ハ)マニラ鐵道若しくは其の支線に沿ふて選定すべきものとなるのである。マニラ市街の中で、東北部其中央部に於ては、短距離ながら河岸に沿ふて鐵道が並行して居る。従て、此の地域に製油工場が盛んに建設せられ、マニラ市に在る三十五箇所の工場中、十八箇所は、此の地域に在るといふ有様である。

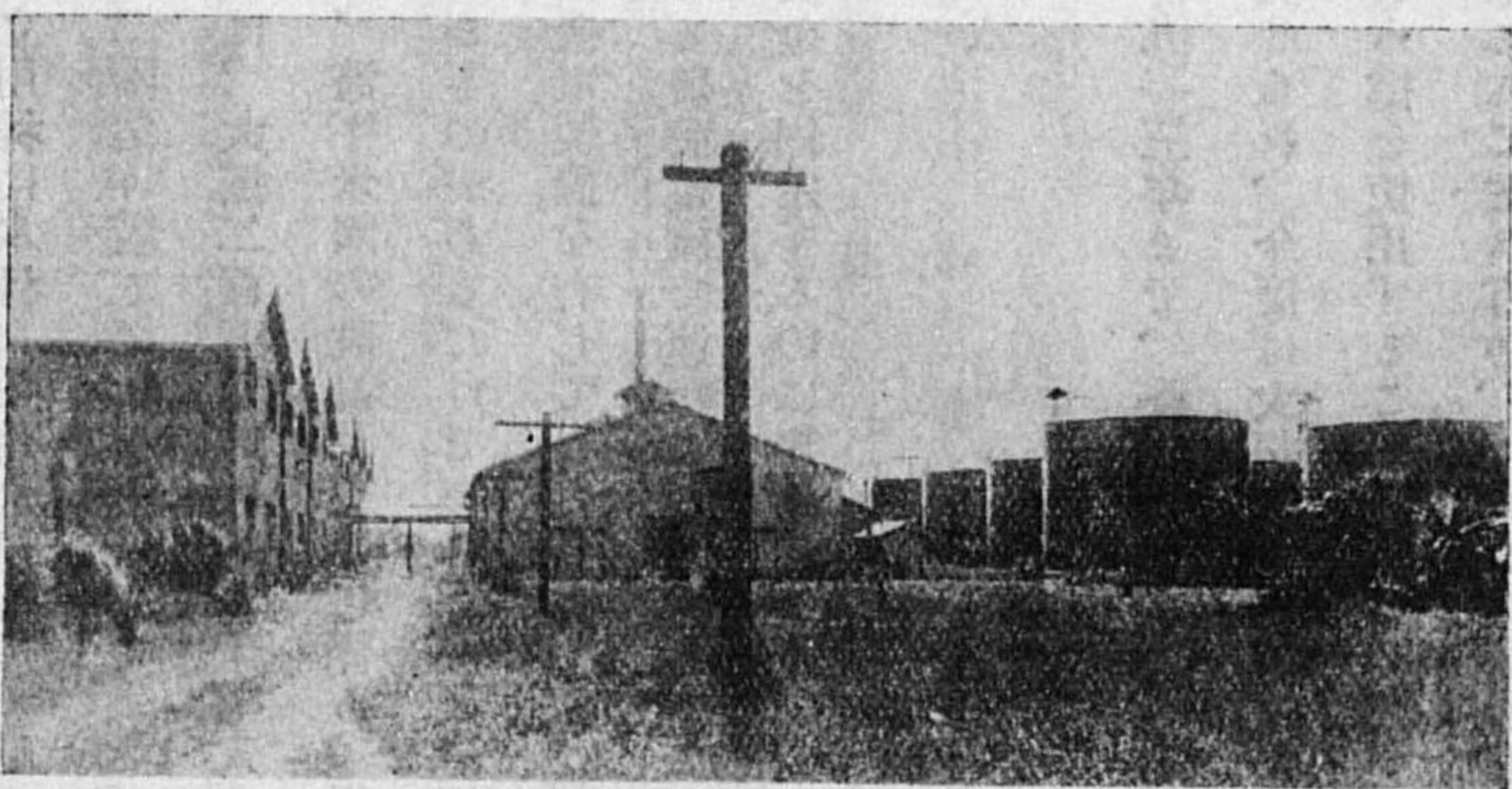
第四章 標準工場の設計

工場敷地の河流に沿ふた側には、深さ十八呎幅二呎乃至八呎の混凝土の岸壁を築造し、岸壁の基礎には三十三呎の杭木が打ち込んである。此の岸壁の内部には、高水水平線より約六呎の高さまで土盛を行ふのである。其他普通の垣、柵、大道及小路を設け、且つマニラ鐵道の本線からコブラの倉庫までの引込線を敷設してあるのである。

倉庫は、三棟、四棟、又は五棟よりなり、一棟の幅五十呎、長百呎乃至百五十呎である。平屋建にして、地上より棟木に至る高さは約三十呎である。建築の構造は、木骨組立にして屋根と側壁とは、二十番及二十二番のナマコ板を以て各々張り詰めてあるのである。換氣装置は屋上に在り、戸口は大なる滑走装置の戸を以つて開閉し、何等の窓を開かず。元來マニラの雨期には暴風の襲來の爲に窓硝子を破損するの憂あるを以て、窓に硝子を使用することなく、萬一不得止して窓を開く必要あるときは、鐵壁を切り開き、穴を設け、蝶番を以つて鐵板の戸を吊り下げ、之を押し開けるのである。併し、單に光線を取り入れるのみの目的ならば、周壁の下端を切明け光線を十分に取入れると同時に、Media aquas と稱する廂に依て、雨期に於て雨濕の屋内に吹き込むことない様注意するのである。而して倉庫内の床は無論混凝土である。



第十圖 第一社會椰子油製工場



第二十圖 在椰子油製工場

工場の構造も亦大略倉庫と同式ではあるが、其の組み立用材に木材を使用せずして、耐火の目的の爲めに鐵骨を以つてするものが寡くない。而して大抵二階造り若しくは三階造りである。

油の貯藏には鋼板油槽の設備がある。該油槽の大きさは、大抵二百五十噸入から千噸入で、軟鋼板に適當な鉸釘を施して造つてある。工場内の諸機械は、過半米國の設計及製作に係り、徹頭徹尾新式で、唯壓搾室に使用する釜だけが、時に舊式に屬するものがあるだけである。電氣の價格に比して蒸汽の高價なる爲に、實際殆んど總ての工場が單獨發電裝置を有してゐる。壓搾機、粉碎機、化成器(Conveyors)其他大抵の諸機械は、これと直接連結せる發動電機で運轉さるゝのである。斯の如き傳動裝置は、其の初めに於て、電機据附けに多額の資金を固定するのは無論である。

第五章 比律賓製油會社のブーム

曩に述べたる如く、搾油工場が火災に罹つてから後一九一三年まで、全然比律賓からココ椰子油の輸出を絶つたが、同年に至つて以前の製油會社が再興せられ、今度は大規模に其の業務を展開した。此の時、油の輸送に百十ガロン入の鋼鐵樽の代りに木樽を使用することの利益が発見された。それで、油の取引は五十ガロン入の櫛木製の樽で爲さざるゝこととなり、同時に米國製櫛會社の支

店がマニラに設置せらるゝやうになつた。木樽は、樽板として此の支店へ送達し、支店に於て之を組み立て、輪を施し、而して之を製油會社へ賣り込むのである。

右の製油會社は、油及搾粕の販賣店を、ニュー・ヨーク、サン・フランシスコ及ロンドンに開設し、尙ほロンドン販賣店の管理下にハムブルグに搾粕の販賣店を設置して、其の生産物たるココ椰子の粗油及搾粕に持異の商標を附して市場に提供したものである。

一九一四年に世界大戰の勃發と共に、會社の歐洲との取引中、油は一部、油粕は大部分其取引を廢絶するの止むなきに至つた。合衆國は相變らず上得意筋として其の取引を繼續した。尤も合衆國へコブラの搾粕を賣ることは、獨逸へ賣る様に高價には引き取るものがない爲めに甚だ有利ではなかつたのである。而して、一九一五年に至り更に一會社がセブに工場を建てんとしたが爲め、此方面取引は更に打撃を受けた。此の後の會社は同年中に竣工せず、従つて油を輸出するには至らなかつたが爲めに、翌一九一六年までは、舊會社の競争會社とはならなかつた。

第一節 當時設立せられた製油會社

合衆國に於て、無煙火藥の製造に要するグリセリンを製造する原料に、ココ椰子油及其他の油類を使用することが急劇に勃興したが爲に、比律賓に於ける製油事業に従事するもの、注意を喚起し、續々として製油會社が比律賓に組織せらるゝに至つた。而して其の多數はマニラに工場を建設した

のである。即ち前述の二會社の外に、一九一三年に一會社、一九一四年に一會社、一九一五年に三會社、一九一七年に八會社及一九一八年に二十五會社、合計四十會社が創立せられた。尤も其の内三會社は、其後組織を變更した。然るに之れに加ふるに、組合で創立された工場が一九一六年に一工場、一九一七年に一工場、一九一八年に二工場、合計四工場創設せられたから、總計四十一箇所の製油工場が創立せられたことになる。而して、其の多くは比律賓人の組織に係り、其の二三が西班牙人、其の五六が米國人の組織せるものである。

今試みに比律賓に存在するココ椰子油の製造會社を殘らず列擧すれば次の通りである。

第二十五表 一九二〇年現在比律賓製油會社一覽

會社名	所在地	壓搾機 エクスプレッサー	水壓機	能 力(噸)	貯油 力の	所有 者の 國籍	備考 (一九二四年七 月一日現在)
Carrero Vidal & Co.	マニラ	六	五	五〇	一,一〇〇	西班牙	組合組織、操業中 取拂はる
Central Oil Corporation.	同	六	五	五〇	八〇〇	比律賓	取拂はる
Compania Tabacaria Oil Mills.	同	一〇	一〇	五〇	五,〇〇〇	西班牙	操業中
Orapa Products (Inc.)	同	一八	一〇	一〇〇	五,〇〇〇	瑞西英國	Spencer Kellogg (Inc.) / 貸附
Cristobal Oil Co.	同	一〇	一〇	五〇	一,〇〇〇	比律賓	Lee Liang & Co. / 貸附

Fabrica de Aceite de Filipinas.	同	七	二	五〇	一,〇〇〇	同	機械賣却中
Franco-Philippine Oil Co. (Inc.)	同	五	二	五〇	一,〇〇〇	佛國	取拂はる
Eastern Oil Co.	同	六	二	五〇	五〇〇	西班牙	同
General Oil Co.	同	六	二	五〇	一,〇〇〇	比律賓	同
Hispano-Philippine Oil Co. (Inc.)	同	六	二	五〇	一,〇〇〇	米國	Talenaletan會社の所 有取拂中
Harrison Oil Mill.	同	四	三	一〇	一	同	廢棄
Loilo Oil Mill.	イロイロ	四	三	一〇	五〇	同	同
Insular Philippine Coconut Oil Co.	マニラ	四	三	一〇	一,〇〇〇	同	廢棄後銀行にて取拂
International Oil Co. (Inc.)	同	四	三	一〇	一,〇〇〇	同	銀行にて取拂
Laguna Coconut Oil Co.	同	五	三	一〇	一,〇〇〇	同	同
Luzon Oil Refining Co.	同	五	三	一〇	一〇〇	同	同
Madrigal Oil Mill.	マニラ	四	三	一〇	九〇〇	同	同
Megallanes Oil Mills Co. (Inc.)	マニラ	四	三	一〇	九〇〇	同	同
Manila Coconut Oil Co.	同	五	三	一〇	一,〇〇〇	同	同
Manila Oil Refining By-Products Co.	同	六	三	一〇	一,〇〇〇	同	同
National Coconut Oil Co.	同	六	三	一〇	一,〇〇〇	同	同
Oil Manufacturing Co.	同	九	六	一〇	一,〇〇〇	同	同
Oriental Coconut Oil Co.	同	八	六	一〇	一,〇〇〇	同	同
Palanca-Choy Oil Mill (Inc.)	同	五	六	一〇	一,〇〇〇	同	同
Philippine-American Oil Co.	同	八	六	一〇	一,〇〇〇	同	同
Philippine Extraction Co.	同	八	六	一〇	一,〇〇〇	同	同
Philippine Manufacturing Co.	同	三	八	一〇	一,〇〇〇	同	同

會社名	所在地	壓搾機 エクスプレッサー	水壓機	能力(噸)		所有者の國籍	一九二四年七月一日現在の
				二十四時間内の生産額	貯油力の		
Philippine National Oil Co.	同	九	一	四五	一〇〇〇	支那	間過的操業 取拂はる
Philippine Oil Products Co.	同	九	一	五〇	二七五〇	比律賓	取拂はる
Philippine Refining Corporation.	同	一六	一六	一〇〇	三七五〇	英國	操業中
Philippine Plant.	同	一〇	一三	二〇	五〇〇〇	同	
Rizal Plant.	同	一六	一三	二〇	五〇〇〇	同	
Visayan Plant.	セブ	一六	一三	二〇	五〇〇〇	同	
Philippine Taks-heka Oil Mill.	マニラ	二	二	一〇	一〇〇	日本	廢棄
Philippine Vegetable Oil Co.	同	二	一	一〇	一〇〇〇	比律賓	
Panay & Negros Oil Co.	イロイロ	二	一	一〇	一〇〇	西班牙	解散
Poizat Vegetable Oil Co.	マニラ	八	六	一〇	一〇〇	佛國	取拂はる
San Pablo Oil Mills. (Ltd.)	サン・パブロ	四	一	一〇	五〇〇	米國	取拂はる
Santa Ana Oil Mills. (Inc.)	マニラ	七	一	一〇	一〇〇〇	比律賓	取拂はる
Santa Mesa Oil Mills.	マニラ	七	一	一〇	一〇〇〇	同	取拂はる
Warner, Barnes & Co. Oil Mill.	同	七	一	一〇	一〇〇〇	同	取拂はる
Zamboanga Oil Mills.	同	二	一	一〇	一〇〇	英國	廢棄
同	同	二	一	一〇	一〇〇	比律賓	廢棄
同	同	二	一	一〇	一〇〇	同	廢棄

工場に適當なる監督技術者を缺くが爲に、コブラの搾油歩留が少量で、コブラ搾粕の中に尙ほ一割乃至一割八分の油分が残留し、平均では一割八分に近い歩合であると云ふことである。それのみならず、其の生産せるコブラ搾粕を高く賣ることに非常なる困難があつたのである。これは主とし

て航洋汽船に依る運輸に關するもので、第一、船腹が不足であり、第二、運賃が屢々搾粕の代償よりも高いことに由る。それ故に搾粕は、一般に汽罐の燃料として使用せらるゝの止むなきに至つたから、米國太平洋岸の製油工場主は、マニラの諸工場が濫費不經濟なる經營をなしつつあるといふに至つたのである。

第二節 設備材料不足の問題

斯の如く、比律賓の製油會社が、一九一五年には唯一なりしものが、一九一八年には四十一會社に増加したのは、非常なる投機心に依るので、所謂舊式のブーム(俄景氣)であつたのである。此の期間に於ける問題は、資金及信用の缺乏にあらずして、製油機械の供給及設備と、尙ほそれよりも船腹の不足が大問題であつた。これ等諸會社の工場に必要な諸機械は、合衆國へ注文されたものであるが、合衆國に在る機械備品製作の諸會社は、多くは戦時注文に忙殺されて居たもので、非軍國的の注文を受けてもよい場合に於ても、必要な鐵材及鋼材を得ることが不可能であつたのである。鐵道は兵站品の輸送で滿載であり、航洋汽船の船腹はプレミアム附であつた。

注文した機械の來ないと謂ふことが、マニラに於ける主なる難局であつたが、マニラに在る機械輸入商は此の難局に附け込み、亂暴を極めた投機を行つたのである。普通の價格では千七百五拾弗の壓搾機が、此のブームの際には貳萬五千弗で賣れたこともある(而も此の高價の壓搾機は、アル

カンサス州の或棉實製油工場から拾ひ出し、貳百弗で買ひ取つた古物であつたと云ふことである。又場合に依つては、壓搾機の賃賃料が一箇月貳千五百弗のことであつたと云ひ、著者の知る處に依るも、一箇月壹千弗の賃賃料を拂ふた場合は鮮くない。尙又取換へを要する部分品、例へば壓搾機用の羽根螺旋輸送機、放射螺旋輸送機、及厭搾機附樽用金屬製輪其他澤山のものは取換へることが出来なかつた。一部分でも買注文に應じて呉れたならば、其れでも結構だといふ考へで、無茶苦茶な注文を發し、或機械輸入商に對しては、一厭搾機の部分品に對し、皆二重注文をなしたのである。斯る場合であるからして、マニラには小さな機械製造工場が續生し、各々壓搾機附屬品の廢物を買收し、特に羽根螺旋及放射螺旋の廢物を買ひ集め、之れを修繕し、新しいメタルを鍛接又はブレーズ(眞鍮と亞鉛とのハンダ附けを行ふこと)して寸法に合せるが如きことをした。此の如き下等品でも想像以外の高價で販賣されたと云ふ。

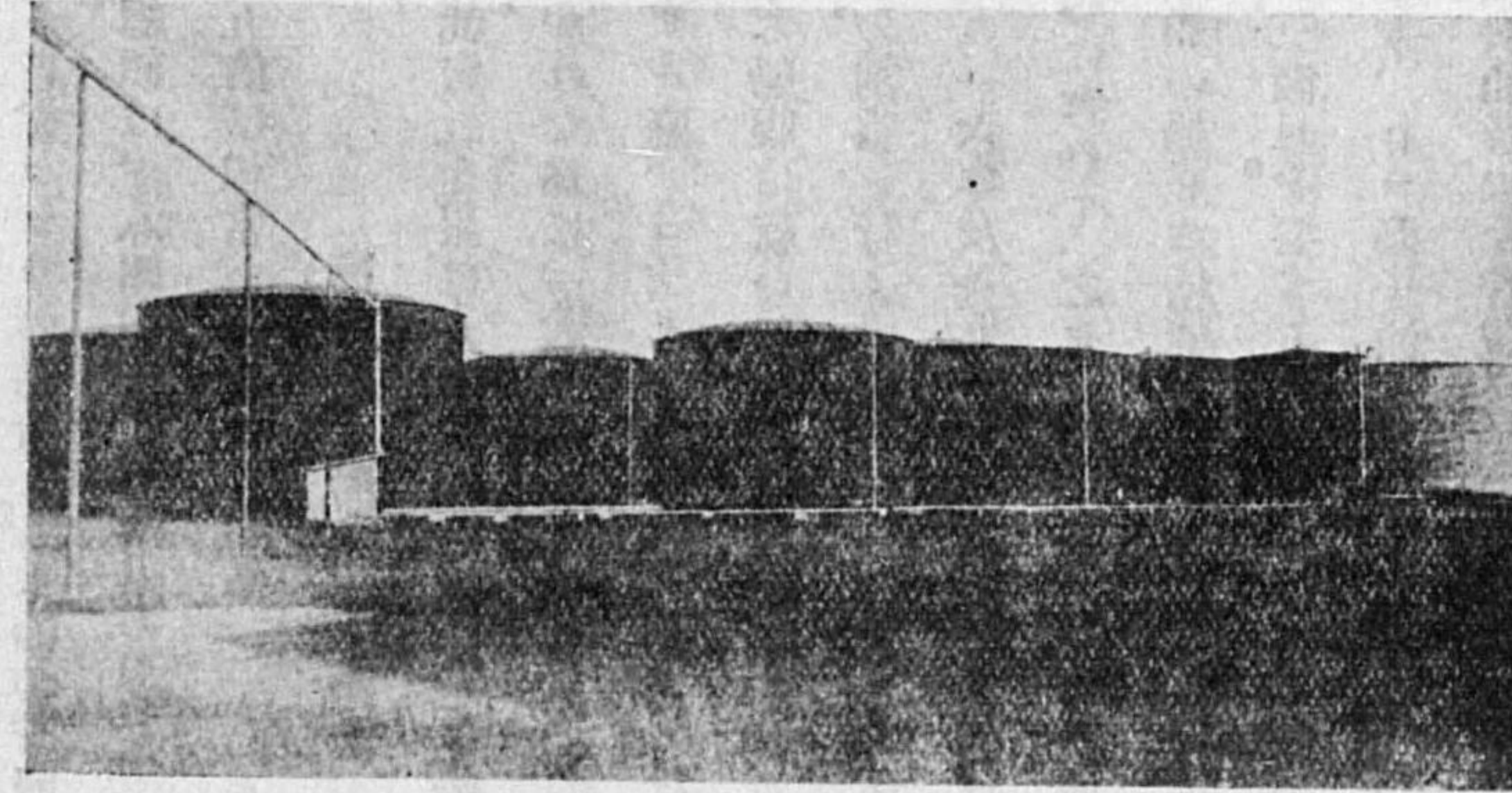
合衆國に於けるココ椰子油の需要は無限の如き觀があつた。今日コブラを如何程高價に買ひ入るゝも毫も心配はないのであつた。如何となれば明日は必ずそれよりも尙ほコブラは騰貴したからである。ココ椰子油に於ても亦然りて、今日幾何程高價の買入れを行ふも、少しも心配はなかつたものである。如何となれば、市價は騰貴の一方であつたからである。是を以て各會社とも皆其の油槽に油を滿藏して最高値段を把握せんと待ち構へたものである。第二十五表に油の貯藏力を示してあ

る通りに、コブラの供給よりも油の貯藏力の過剰なることは實に笑止なる位で、一九一九年の貯藏能力總額は、八四、一四〇噸であつた。即ち世界大戰の前年に於ける合衆國のココ椰子油の消費額の約五倍に相當したものである。

第三節 船腹問題

製油會社を累はせる他の一大問題は船腹問題である。合衆國が大戦に参加し、且つ潜水艇對抗戦が開かれた爲に、太平洋には船舶がなくなつた。然るに、比律賓の生産者、特にマニラ麻、煙草、サイザル麻、コブラ及砂糖等の生産者は、合衆國の強盛なる需要を受けたるに依て、其の貨物を發送する船腹に就いて焦慮したものである。此に於てか、比律賓物産を輸送せんが爲に、各船會社へ船腹の割當を行ふの必要を認め、比律賓總督の行政命令に依つて此の割當を強行したのである。

一九一六年及一九一七年の二箇年間は、ココ椰子油を航洋船の水槽、船底水槽燃料油槽(若しあれば)等に容れて、之を輸送するの試験が施行された。其時政府當局の算定に依ると、マニラに寄港する船舶の船底水槽能力は、合計三五、五〇〇噸であつたと云ふ。假りに合衆國と比律賓との間の往復に三箇月を要するとせば、一箇年間の利用船腹は三五、五〇〇噸の四倍、即ち一四二、〇〇〇噸となり、ココ椰子油約三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドを輸送するに適することとなる。尤も、これは燃料油及水を貯藏せず、タンク能力の全部を利用するものとしての計算である。無論斯の如き



第三十圖 マニラに於ける椰子油貯槽の圖



第四十圖 マニラ製油會社倉庫に於ける入槽油の貯蔵光景

ことの出来る筈はない。従て散荷の爲めに利用出来る船腹は足らなかつた。本章の初に述べたる油樽の製作工場が、再び油樽の組立業を開始するに至つたものである。此の油樽工場は前年に閉鎖したのが更に再開したのである。此の外ココ椰子油は、箱、樽、鉢力罐其他何でも油を容るゝに足るものに入れられたのである。

油の船積が、油樽の如き容器を使用せずして、大量に取扱ふことになつてからは、積込方法、鐵道汽船航路の終点設備を變更せねばならなかつた。The Philippine Vegetable Oil Co.は、其の油の積込を便利にせんが爲に、多數の河川用曳船及油槽船(及コブラ掙粕を取扱ふ普通の船をも)を購入し、油を貯槽から唧筒を以て油槽船に移し、之を蒸汽唧筒及汽罐を設備せる平底船と共に航洋船の一侧に曳き附け、油槽船の油を唧筒船の唧筒を以て、長い屈伸自在の鋼鐵管を通じて本船の船底油槽に移し、満載に至つて唧筒を停止するのである。輸出先なるサン・フランシスコ、タコマ (Tacoma)、ホーボーケン (Hoboken) に於て前記會社は、油の貯蔵所を設備し、サン・フランシスコのは壹萬五千噸、タコマのは三千噸、ホーボーケンのは九千噸の貯蔵力を有してゐる。其の上に、該會社は合衆國內での油の輸送の爲に、百四拾壹臺の油槽貨車を購入したのである。

第四節 世界大戦休戦直前の商況摘要

以上は休戦直前に於ける比律賓の製油事業の有様にして、之を概括すれば(一)全島に四十一の工

場があり、其の多くは製油工場であること、(二)油の一般市價の高かりしこと、(三)工場の經營が濫費不經濟であるに拘らず、非常に有利であつたこと、(四)船腹はプレミアム付きで其の運賃は高價なりしこと、(五)工場の能力は、コブラの供給額を遙かに超過し、或る工場は少くとも操業短縮を行はねばならない有様であつたこと、(六)此の好景氣中、The Philippine Vegetable Oil Co.が油取引の牛耳を握り、他の會社は、多くは其製品をマニラ油槽渡して、該會社へ賣渡す契約の下に操業して居たものなること等である。

第五節 休戦直後の製油市場

斯の如き業態である時に、大戰が終局したので、忽ち油價の暴落となり、合衆國からする需要の減退となつたのである。此の油價の暴落は、高價に製造せる油の巨額を貯藏せる各會社を苦境に陥らしめたのであつた。のみならず、油を擔保として巨額の手形貸付けを爲したる諸銀行にも大打撃であつた(各製油會社の營業資本の多分は、コブラ、コブラ搾粕、及ココ椰子油を擔保として、諸銀行から借入れたるもので、此の借入は、合衆國に行はるゝ流通せる倉庫證券と大同小異なる *Oil-bills* と稱する短期手形を以つてするのであつた。普通の場合は、油槽に在る油五百噸を抵當として銀行から資金を借入るれといふ鹽梅で此の資金を以てコブラを購入し、これより油を製造し、更に此の油を抵當として銀行から資金を借入れ、コブラを購入して更に製油すると謂ふ遣り方であつた)。

此の悲況に善處する爲に、各製油會社及諸銀行の代表及其他の關係者より成る會議を開催し、(一)銀行は各工場を運轉する爲め相變らず資金を融通すること、(二)銀行は各會社に對して手形の仕拂を要求せざること、(三)各會社は油價吊上の爲め、市場への提供を協同して差控ゆること、(四)コブラの島外輸出を禁止する方策を講ずること等を決議したのである。

これ等の決議たるや、ココ椰子油の需要が相變らず繼續し、其の市價が恢復するものとして爲されたるものである。戦後、何日かは市況の潰敗が來るに相違ないことは誰人も之れを覺悟するも、併し、歐洲に於ける食糧の需要は三年位は繼續して、而してコブラ油をば、比較的高價に維持するであらうと信じられたのである。又コブラの島外輸出を禁止するやう決議したのは、歐洲諸國が遠からず再び比律賓のコブラ市場に於て、相競ふてコブラを買込むであらうと考へられたからである。マニラの諸會社の製油能力が遙かにコブラの供給に超過して居る事實から考へて、コブラが島外へ輸出さるゝと謂ふことは、諸會社に取つて由々しき事件であるが故に、島外へコブラの輸出を禁止せられんことを總督に歎願するに至つたものである。而して、總督は此の歎願を容れ、コブラの島外輸出を禁止したけれども、これは一時的であつて永くは實施されなかつた。

第六節 價格の騰貴と借入金金の増加

扱て市況の進展は、前に述べたる會議の決議の通り、ココ椰子油の需要を増加し、其の價格の恢復を示したのである。實に一九一九年の前半六箇月の間に、油價は豫期以上、否未曾有の高價に達し、マニラの油槽渡しで一キロ七十六仙即ち一ポンド十八仙(弗仙)の高價を示したのである。此の再新なる價格の騰貴は、合衆國に於ける市況の強氣なるに依るのみならず、歐洲の買方がマニラ及合衆國の市場に現はれたることを示すものである。一九一九年に於ける比律賓からのココ椰子油輸出額を研究して見ると、合衆國向の積出は戰前よりも少額にして、歐洲向の賣上は一二〇、〇〇〇、〇〇〇ポンド、即ち其後の何れの歐洲輸出年額に比するも其の五倍に達したのである。それ故に、一九一九年マニラに於ける油の好況は、歐洲消費地の強大なる需要の爲であると謂つてよい。

此の時に於ける工場の擴張、及銀行借入の増加は未曾有のもので、新に工場を築設し、既設の工場は之を擴張し、新しく機械を据付くるといふことが續々なされた。又コブラの價格が騰貴した爲に、買入資金の増加を必要とし、爲めに銀行からの借入を非常に増加したが、銀行は貸附けの増加すると同時に、利子を九%、時としては一一%までも引き上げたものである。製油會社の多くは、尙總てココ椰子油を一會社の手で賣り出すことゝしたが、そうは賣れず、其の巨額がマニラ及ニューヨークの倉庫に輸出貯藏されたのである。

第七節 ブームの消滅

一九一九年は周年好況を持続したけれども、年末一二箇月に於ては、需要の減退が少しく顯はれ始めたのである。無論これは合衆國に於ける油價の餘りに高かつた爲である。併し、マニラの各會社は、此の需要の減退、市價の低落に對抗し、品物を市場に提供せぬことに依りて市價を維持せんと試みた。これが爲め前に述べたるが如く、油の手持を増加するの結果となつたのは又止むを得ない次第である。然るにも拘はらず、一九二〇年の年頭一二月の頃には需要が全然梗塞し、製品はマニラに堆積し、市價は低落を始め、全く荷動きなかりし六ヶ月間に、油價は合衆國では一ポンド二十仙(弗)から七仙に惨落し、實際比律賓の各製油會社は悉く廢滅に歸したのである。

混亂状態が秩序を恢復するに至つて、比律賓の製油會社は、次の三大階級の一たることを免れないことが分つた。即ち(一)比較的負債は少額であるが、營業資金の無きもの。(二)負債を償還する能はずして銀行に引き渡したるもの。(三)銀行の負債は巨額なれども操業を停止せざるもの即ちこれである。

第一階級に屬するものは、小會社の多數が皆それで、其の中の或る會社の如きは、古い農屋を使用し、一二臺の壓搾機を据附けてゐるに過ぎないものであつた。此の如き工場を有する小會社は、其の機械を賣り拂はんが爲め、色々手段を講じたが、意の如くならずして全く之を廢棄したのである。第二階級に屬するものは、銀行からの借入金金の巨額なる諸會社を總括したものである。而して

第三階級に屬するものは、銀行から最も多くの借入をなせるもので、銀行では其の貸附金を漸次取立つる見込みを以て操行を繼續せしめて居るものである。第二十五表の備考欄を参照せば、各會社の状態は盡く分明するであらう。

第六章 製油會社の改造及併合

今や吾人はマニラに在る製油會社の企業が如何にして始められ、戦時のブームの影響を受け、價格崩落の結果如何に打撃を受けたかを觀察したのであるが、製油事業の進展上は、最善の策として會社の改造及併合を行はねばならなかつた。其の改造の第一著手は、三大會社の併合であつた。此の改造は、最後の市價暴落の以前に完結したものであるから、尙ほ更に一回の改造を必要としたのである。此の改造會社を資本的にコントロールしてゐるのは英國資本家であると言はれてゐる。否今日でもそうであるのである。

此の外にも多くの改造が行はれたけれども、皆つぶれてしまひ、試練に堪へてゐるのは、前記の一會社のみである。諸銀行は、大會社の總ての資産を占有することとなり、尙ほ更に今日でも續々占有しつゝある。而して、此の占有した工場の多くは、今日では外國及米國商人に貸附けてあるのである。左表は、現在操業中の會社名、及本書發刊以前に於て多分操業するであらうと思はるゝ

會社名を列舉したものである。

第二十六表 一九二四年比律賓の製油會社一覽

會社名	一日の製油能力(メートル噸)	操業者名
操業中のもの		
Carrero Vidal & Co.	四〇	所有者
Compania Tabacalera	八〇	同
Copra Products (Inc.)	八〇	Spencer, Kellogg (Inc.)
Cristofal Oil Co.	六〇	Tec. Liang & Co.
Oriental Coconut Oil Co.	六〇	Willids & Patterson
Philippine Manufacturing Co.	八〇	所有者
Philippine Refining Corporation	一〇〇	同
計	五〇〇	
操業豫定のもの		
Madrigal Oil Mill.	八〇	所有者
Philippine National Oil Co.	四〇	同
計	一二〇	

前掲の諸工場は、多くは強大なる資本家の手に渡つたもので、其の所有者に依つて操業さるゝものとして列舉した工場は、島内に於ける實業家の所有に係るもので、其の三人は西班牙人、一人は米國人、一人は英國人及一人は支那人である。又其の他人に貸附けて其人々に依て運轉せる工場とし